

平成 20 年度に実施した法科大学院  
認証評価に関する検証結果報告書

平成 22 年 1 月

独立行政法人 大学評価・学位授与機構

## はじめに

大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）では、法科大学院認証評価を開放的で進化する評価とするために、評価の経験や評価を受けた法科大学院等の意見を踏まえつつ、常に評価システムの改善を図ることとしている。

このため、平成 17 年 1 月に文部科学大臣が認証する評価機関（認証評価機関）となって以降、平成 17 年度及び平成 18 年度実施の法科大学院認証評価（予備評価）において、評価の終了後、評価対象校及び評価担当者へのアンケートを実施し、その結果等をもとに評価の有効性、適切性について検証を行った。なお、予備評価とは、法科大学院の開設後、初年度の入学者（3 年課程）の修了以前の段階における教育活動等の状況について、法科大学院を置く大学からの求めに応じて実施するもので、法科大学院関係者の評価に対する理解と習熟を高めるとともに、本評価に先立って教育活動等の改善に資するために行うものである。

この結果、評価内容・方法等の改善・充実すべき点を把握でき、平成 19 年度実施の認証評価（本評価及び予備評価）に反映させた。（この検証結果は「平成 17 年度に実施した法科大学院認証評価（予備評価）に関する検証結果報告書」、「平成 18 年度に実施した法科大学院認証評価（予備評価）に関する検証結果報告書」としてまとめている。）同様に平成 19 年度実施の認証評価においても評価終了後、アンケート調査を実施し、検証を行い、平成 20 年度実施の認証評価に改善点等を反映させた。（この検証結果は「平成 19 年度に実施した法科大学院認証評価に関する検証結果報告書」としてまとめている）

平成 20 年度実施の法科大学院認証評価（本評価）においても、引き続きアンケート調査を実施して検証を行うこととし、ここに平成 20 年度実施の認証評価（16 大学）に関わる調査とその検討による検証結果を取りまとめた。



# 目 次

はじめに

I 機構が実施した法科大学院認証評価の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

II 平成 20 年度実施の認証評価に関する検証

1. 検証の実施方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

2. 項目別の検証

(1) 基準及び解釈指針について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

(2) 評価担当者に対する研修について・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

(3) 自己評価書について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

(4) 認証評価説明会・自己評価担当者等に対する研修会について・ 16

(5) 書面調査・訪問調査について・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

(6) 評価結果（評価報告書）について・・・・・・・・・・・・ 22

(7) 評価を受けたことによる効果・影響について・・・・・・・・ 26

(8) 評価の作業量・スケジュール等について・・・・・・・・ 33

(9) 評価についての全般的な意見・感想・・・・・・・・ 38

3. 総括・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

参考資料

- 1 認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（選択式回答）【対象校】
- 2 認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（選択式回答）【評価担当者】
- 3 認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（自由記述）【対象校】
- 4 認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（自由記述）【評価担当者】
- 5 認証評価に関する検証のためのアンケート【対象校】
- 6 認証評価に関する検証のためのアンケート【評価担当者】



## I 機構が実施した法科大学院認証評価の概要

平成 20 年度に実施した認証評価の検証結果を取りまとめるに当たって、まず機構が実施した法科大学院認証評価の概要について触れておく。

法科大学院を置く大学は、法科大学院の教育課程、教員組織その他教育活動等の状況について、5 年以内ごとに、文部科学大臣が認証する評価機関（認証評価機関）の実施する評価を受けることが義務づけられている（学校教育法第 109 条第 3 項、学校教育法施行令第 40 条）。

機構は、この認証評価制度の下で、法科大学院の認証評価を行う「認証評価機関」として、平成 17 年 1 月、文部科学大臣から認証され、平成 17 年度より、認証評価（予備評価）を開始し、平成 19 年度より認証評価（本評価）を開始した。（この予備評価とは、法科大学院の開設後、初年度の入学者（3 年課程）の修了以前の段階における教育活動等の状況について、法科大学院を置く大学からの求めに応じて実施するもので、法科大学院関係者の評価に対する理解と習熟を高めるとともに、本評価に先立って教育活動等の改善に資するために行うものである。）

### 1 目的

法科大学院認証評価においては、我が国の法科大学院の教育等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として、以下のことを実施した。

- (1) 法科大学院の教育活動等の質を保証するため、法科大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をすること。
- (2) 当該法科大学院の教育活動等の改善に役立てるため、法科大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該法科大学院にフィードバックすること。
- (3) 法科大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、法科大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すこと。

ただし、予備評価では、基準のすべてについての適合状態の評価ではないため、評価基準に適合しているか否かの認定は行わず、評価結果の社会への公表も行わない。

## 2 実施体制

評価を実施するに当たっては、法科大学院に関し高く広い知見を有する大学関係者及び法曹関係者並びに社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験を有する者により構成される法科大学院認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、その下に、具体的な評価を実施するため、評価部会を設置するほか、各評価部会間における横断的な事項の審議、評価部会が取りまとめる評価報告書原案の調整等を行うため、運営連絡会議を設置した。

また、対象法科大学院の授業科目の内容と担当教員の教育研究業績の適合性について調査・分析等を実施するため、教員組織調査専門部会、及び評価結果（案）に対する対象法科大学院からの意見の申立てのうち、適格と認定されない評価結果（案）に対する意見の申立ての審議を行う意見申立審査専門部会を設置した。

## 3 方法・プロセス

方法及びプロセスの概要は、下記のとおりである。

### (1) 法科大学院における自己評価

対象法科大学院は、「自己評価実施要項」等に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成し、機構に提出した。

### (2) 機構における評価

機構における評価は、書面調査及び訪問調査により実施した。

- ① 書面調査は、「自己評価実施要項」に基づき対象法科大学院が作成した自己評価書（法科大学院の自己評価で根拠として提出された資料・データ等を含む。）及び機構が独自に調査・収集した資料・データ等に基づいて、対象法科大学院の状況を分析した。
- ② 訪問調査は、「訪問調査実施要項」に基づき、書面調査では確認できない内容等を中心に調査を実施した。
- ③ 基準ごとに自己評価書の基準に係る状況の記述を踏まえ、基準を満たしているかどうかの判断を行い、その理由を明らかにした。
- ④ 章ごとに基準に係る状況の記述の中から、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、その取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合には、その旨の指摘を行った。
- ⑤ 全ての基準を満たしている場合に、法科大学院評価基準に適合していると認め、当該法科大学院に対して適格認定を行い、その旨を公表した。（一つでも満たしていない基準があれば、法科大学院評価基準に適合していないものとして、その旨を公表することとしている。）

#### 4 スケジュール

- (1) 平成 19 年 6 月に国・公・私立大学等の関係者に対し、説明会を実施し、機構が実施する法科大学院認証評価の仕組み、方法などについて説明を行った。
- (2) 平成 19 年 7 月から 9 月にかけて、16 大学から法科大学院認証評価（本評価）の申請を受け付けた。
  - 国立大学（9 大学）
    - 東北大学大学院法学研究科総合法制専攻
    - 東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻
    - 横浜国立大学大学院国際社会科学研究所法曹実務専攻
    - 名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻
    - 京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻
    - 大阪大学大学院高等司法研究科法務専攻
    - 神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻
    - 広島大学大学院法務研究科法務専攻
    - 九州大学大学院法務学府実務法学専攻
  - 公立大学（2 大学）
    - 首都大学東京大学院社会科学研究所法曹養成専攻
    - 大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻
  - 私立大学（5 大学）
    - 学習院大学大学院法務研究科法務専攻
    - 明治大学大学院法務研究科法務専攻
    - 同志社大学大学院司法研究科法務専攻
    - 近畿大学大学院法務研究科法務専攻
    - 神戸学院大学大学院実務法学研究科実務法学専攻
- (3) 平成 19 年 11 月に法科大学院の自己評価担当者等に対する研修を実施し、自己評価書の作成方法などについて説明を行った。
- (4) 平成 20 年 5 月、6 月に評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、法科大学院認証評価の目的、内容及び方法等について評価担当者に対する研修を行った。
- (5) 平成 20 年 6 月末までに、対象法科大学院を置く 16 大学から自己評価書の提出を受けた。



(6) 自己評価書の提出を受けた以降の評価作業スケジュールは、次のとおりであった。

20年7月	書面調査の実施
8月	教員組織調査専門部会の開催（授業科目と担当教員の教育研究業績等との適合性の調査） 評価部会の開催（基準ごとの判断の検討、優れた点及び改善を要する点等の検討）
9月	評価部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び役割分担の決定） 運営連絡会議、評価委員会の開催（評価の過程での問題点等の審議、各評価部会間の横断的な事項の審議、書面調査による分析結果の審議・決定）
10～12月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった内容等を中心に対象法科大学院の状況を調査）
12月	評価部会の開催（評価報告書原案の作成）

(7) 平成 21 年 1 月に運営連絡会議、評価委員会を開催し、評価結果（案）を決定し、評価結果を確定する前に対象法科大学院を置く大学に通知した。

(8) 評価結果（案）に対する意見の申立ての手続きを設け、平成 21 年 3 月に運営連絡会議、評価委員会での審議を経て、評価結果を確定した。

## 5 評価結果

平成 20 年度に認証評価（本評価）を実施した 16 法科大学院のうち、14 法科大学院が評価基準に適合しており、2 法科大学院が適合していないとする評価結果となった。

機構はこの評価結果を平成 21 年 3 月 27 日付けで、対象法科大学院を置く大学に対して通知し、機構のウェブサイトにおいて「平成 20 年度法科大学院認証評価実施結果報告」として公表するとともに、文部科学大臣へ報告した。

※ 法科大学院評価基準要綱は機構ウェブサイトを参照のこと。

## Ⅱ 平成 20 年度実施の認証評価に関する検証

### 1. 検証の実施方法

#### (1) アンケート調査の実施

平成 20 年度認証評価の対象法科大学院を置く大学（以下「対象校」という。）及び評価担当者に対し記名選択式回答（5段階）及び自由記述からなるアンケート調査を実施した。

アンケート調査項目は次のとおりである。

[対象校]

1. 基準及び解釈指針について
2. 評価の方法及び内容について
  - (1) 自己評価について
  - (2) 訪問調査等について
  - (3) 意見の申立てについて
3. 評価の作業量、スケジュール等について
  - (1) 評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間について
  - (2) 評価作業に費やした労力について
  - (3) 評価のスケジュールについて
4. 説明会・研修会等について
5. 評価結果（評価報告書）について
  - (1) 評価報告書の内容等について
  - (2) 自己評価書及び評価報告書の公表について
  - (3) 評価結果に関するマスメディア等の報道について
6. 評価を受けたことによる効果・影響について
7. 評価結果の活用について
8. 本評価にあたっての予備評価の効果について
9. 評価の実施体制について
10. その他

[評価担当者]

1. 基準及び解釈指針について
2. 評価の方法及び内容・結果について
  - (1) 自己評価書について
  - (2) 書面調査について

- (3) 訪問調査について
- (4) 評価結果について
- 3. 研修について
- 4. 評価の作業量、スケジュール等について
  - (1) 評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間について
  - (2) 評価作業に費やした労力について
  - (3) 評価作業にかかった時間数について
- 5. 評価部会等の運営について
- 6. 評価全般について

## (2) アンケート調査結果等の検証

対象校及び評価担当者に対するアンケート調査項目から、主要な項目を分類・整理し、項目別に分析を行った。その上で、法科大学院評価課が別途実施したアンケート調査及び評価実施過程において機構が把握した問題点等も踏まえ、評価の有効性、適切性を検証した。

分析項目は以下のとおりである。

- (1) 基準及び解釈指針について
- (2) 評価担当者に対する研修について
- (3) 自己評価書について
- (4) 認証評価説明会・自己評価担当者等に対する研修会について
- (5) 書面調査・訪問調査について
- (6) 評価結果（評価報告書）について
- (7) 評価を受けたことによる効果・影響について
- (8) 評価の作業量・スケジュール等について
- (9) 評価についての全般的な意見・感想

## ※ アンケート調査に係る補足事項

### 1. 平成 19 年度アンケートからの変更点

平成 20 年度におけるアンケートでは、平成 19 年度に実施したアンケートに対し、選択式の設問について、一部の設問の表現をより適切なものに改めた。

### 2. アンケート用紙配付日程

	平成 20 年度
対象校	平成 21 年 3 月 30 日
評価担当者	平成 20 年 12 月 25 日

### 3. 平成 20 年度アンケートの回収状況

#### 平成 20 年度アンケート回収状況

	回答数	回収率
対象校	16 校中 16 校	100%
評価担当者	79 名中 54 名	68%

## 2. 項目別の検証

### (1) 基準及び解釈指針について

機構が定める基準及び解釈指針の構成や内容が、法科大学院の教育活動等に関する「質の保証」「改善の促進」「社会からの理解と支持」という評価の3つの目的に照らして適切であったか、また、基準及び解釈指針の中で対象校が自己評価を行う際に自己評価しにくいもの、評価担当者が評価しにくいものがあったかどうかなどについて検証を行った。

#### ① 評価の目的等との関係

対象校及び評価担当者に対するアンケート調査において、基準及び解釈指針の構成や内容が「教育活動等の質を保証するために適切であった」（機関1-①、評1-①<sup>※</sup>）か及び「教育活動等の改善を促進するために適切であった」（機関1-②、評1-②）か質問したところ、「質の保証」に対して、対象校では肯定的な回答が87%（「強くそう思う」13%、「そう思う」74%）、「どちらとも言えない」が13%であった。評価担当者では、肯定的な回答が83%（「強くそう思う」2%、「そう思う」81%）、「どちらとも言えない」が15%、「そう思わない」が2%であった。

「改善の促進」に対しては、対象校では肯定的な回答が74%（「強くそう思う」18%、「そう思う」56%）、「どちらとも言えない」が13%、「そう思わない」が13%、評価担当者では肯定的な回答が85%（「強くそう思う」4%、「そう思う」81%）、「どちらとも言えない」が15%であった。

いずれについても、対象校、評価担当者の約8割が肯定的に回答しており、基準及び解釈指針の構成や内容が教育活動等の「質の保証」「改善の促進」という目的に照らして概ね適切であると評価されていることがわかる。

一方、基準及び解釈指針の構成や内容が「教育活動等について社会から理解と支持を得るために適切であった」（機関1-③、評1-③）かとの質問に対しては、対象校では肯定的な回答が75%（「強くそう思う」6%、「そう思う」69%）、「どちらとも言えない」が25%、評価担当者では肯定的な回答が68%（「強くそう思う」6%、「そう思う」62%）、「どちらとも言えない」が30%、「そう思わない」が2%であった。

対象校及び評価担当者の約7割が肯定的に回答しており、基準及び解釈指針の構成や内容が「社会からの理解と支持」という目的に照らして概ね適切であるとの評価がなされているものの、どちらとも言えないという回答も一定数見られる。

---

※「機関〇-〇」…参考資料「認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（選択式回答）【対象校】」における番号に対応

「評〇-〇」…参考資料「認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（選択式回答）【評価担当者】」における番号に対応

次に、「教育活動を中心に設定していることは適切であった」（機関1-④、評1-④）かとの質問に対しては、対象校では肯定的な回答が88%（「強く思う」19%、「思う」69%）、「どちらとも言えない」が6%、「そう思わない」が6%であり、評価担当者では肯定的な回答が80%（「強く思う」11%、「思う」69%）、「どちらとも言えない」が20%であった。対象校及び評価担当者の8割程度が肯定的に回答しており、教育活動を中心とした基準及び解釈指針の設定についておおそ適切であると評価されていることがわかる。

## ② 具体の評価基準等の構成・内容

対象校に対するアンケート調査において、「自己評価しにくい基準又は解釈指針があった」（機関1-⑤）か質問したところ、「ある」、「ない」ともに50%であり、対象校の半数が評価しにくい基準又は解釈指針があったとしている。

同様に、評価担当者に対するアンケート調査において、「評価しにくい基準又は解釈指針があった」（評1-⑤）か質問したところ、「ある」が54%、「ない」が46%であり、評価担当者の半数程度が評価しにくい基準又は解釈指針があったとしている。

次に、対象校及び評価担当者に対するアンケート調査において、「内容が重複する基準又は解釈指針があった」（機関1-⑥、評1-⑥）か質問したところ、対象校では「ある」が6%、「ない」が94%、評価担当者では「ある」が11%、「ない」が89%であった。

## ③ 評価と課題

基準及び解釈指針の構成や内容については、対象校及び評価担当者双方から、法科大学院の教育活動等の「質の保証」「改善の促進」という評価それぞれの目的に照らして概ね適切であると評価されている。

一方、基準及び解釈指針の構成や内容が、法科大学院の教育活動等について「社会からの理解と支持」という目的に照らして適切であったかという設問に対しては、概ね適切であったとするものの、どちらとも言えないとする回答も一定数見られる。法科大学院の教育活動について「社会からの理解と支持」を得るということについては、評価結果の公表方法等を含め、引き続き理解が得られるよう工夫をしていく必要がある。

なお、基準及び解釈指針の構成や内容について、教育活動を中心に設定していることについてはその適切性がおおそ認められている。

評価しにくい基準又は解釈指針があったかについては、対象校の半数、評価担当者の半数程度が評価しにくい基準又は解釈指針があったとしている。自由記述において、対象校からは特に科目区分に関する基準又は解釈指針、評価担当者からは、特に教育目的、科目区分に関する基準又は解釈指針について判断が難しかったとの

意見が見られた。

また、内容が重複する基準又は解釈指針があったかについては、対象校及び評価担当者の約9割が重複するものはなかったとしている。

## (2) 評価担当者に対する研修について

評価担当者が共通理解のもとで公正、適切かつ円滑にその職務を遂行できるよう、法科大学院認証評価の目的、内容及び方法等についての研修を実施しているが、その内容について検証を行った。

### ① 評価の目的等との関係

評価担当者に対するアンケート調査において、「研修の内容は役立った」(評3-③)か質問したところ、肯定的な回答が73%（「強くそう思う」12%、「そう思う」61%）、「どちらとも言えない」が27%であった。評価担当者の約7割が肯定的な回答をしており、研修が有効であったと概ね評価されていることがわかる。

研修の内容についてみると、「研修の説明内容は理解しやすかった」(評3-②)かとの質問については、肯定的な回答が83%（「強くそう思う」10%、「そう思う」73%）、「どちらとも言えない」が15%、「そう思わない」が2%、「研修の配付資料は理解しやすかった」(評3-①)かとの質問については、肯定的な回答が76%（「強くそう思う」8%、「そう思う」68%）、「どちらとも言えない」が22%、「全くそう思わない」が2%であった。説明内容については約8割、配付資料については7割以上が肯定的な回答をしており、それぞれ概ね評価されていることがわかる。

また、「書面調査のシミュレーションは役立った」(評3-④)かとの質問については、肯定的な回答が67%（「強くそう思う」8%、「そう思う」59%）、「どちらとも言えない」が33%であり、評価担当者の6割以上が肯定的な回答をしているものの、どちらとも言えないとする回答も一定数見られる。

次に、研修時間について、「研修に費やした時間の長さは適当であった」(評3-⑤)かとの質問については、肯定的な回答が65%（「強くそう思う」4%、「そう思う」61%）、「どちらとも言えない」が33%、「そう思わない」が2%であり、評価担当者の6割以上が肯定的な回答をしているものの、どちらとも言えないとする回答も一定数見られる。

### ② 評価と課題

評価担当者に対する研修、説明内容や配付資料については、7割以上が肯定的に回答しており、概ね評価されていることがわかる。

また、書面調査のシミュレーション及び研修時間の長さについては肯定的な内容は6割程度にとどまった。自由記述では、研修は最小限度の時間にすべきといった意見や、書面調査のシミュレーションにもう少し時間を割いたほうがよいとの意見が見られる。

なお、評価担当者に対する研修は、これまで、新規、継続の評価担当者の区別なく実施していたが、平成20年度においては、評価担当者の要望等を踏まえ、全体



研修を実施した後、新規委員を対象とした研修を実施することとしたところであるが、自由記述では妥当であるとの感想が見られた。

### (3) 自己評価書について

評価の実施に当たり対象校が作成した自己評価書が、機構の定める基準及び解釈指針に基づき、評価を行う上で適切なものとなっていたか、また、添付資料が適切であったかなどについて検証を行った。

#### ①自己評価書の記述について

対象校に対するアンケート調査において、「基準及び解釈指針に基づき、適切に自己評価を行うことができた」(機関2-(1)-①)か質問したところ、肯定的な回答が88%、「強くそう思う」19%、「そう思う」69%)、「どちらとも言えない」が12%、「自己評価書の完成度は満足できるものであった」(機関2-(1)-⑤)かとの質問については、肯定的な回答が88%、「強くそう思う」31%、「そう思う」57%)、「どちらとも言えない」が6%、「そう思わない」が6%であった。いずれについても、対象校の8割以上が肯定的な回答をしており、適切に自己評価ができたと認識していることがわかる。

また、「貴法科大学院の総合的な状況が広く社会等の理解を得るために、わかりやすい自己評価書を作成することができた」(機関2-(1)-④)かとの質問については、肯定的な回答が75%、「強くそう思う」25%、「そう思う」50%)、「どちらとも言えない」が19%、「そう思わない」が6%であった。対象校の7割以上が肯定的な回答をしており、概ねわかりやすい自己評価書を作成していると認識していることがわかる。

一方、評価担当者に対するアンケート調査において、「法科大学院の自己評価書は理解しやすかった」(評2-(1)-①)か質問したところ、肯定的な回答が40%、「強くそう思う」2%、「そう思う」38%)、「どちらとも言えない」が50%、否定的な回答が10%、「そう思わない」8%、「全くそう思わない」2%)、「自己評価書には基準及び解釈指針の内容が適切に記述されていた」(評2-(1)-②)かについては、肯定的な回答が47%、「強くそう思う」2%、「そう思う」45%)、「どちらとも言えない」が47%、「そう思わない」が6%であった。肯定的な回答が約5割にとどまり、否定的又はどちらとも言えないとする回答も一定数あることから、対象校が適切に自己評価を行い、かつ、わかりやすい自己評価書の作成ができたと考えているほどには評価担当者は評価していないことがわかる。

次に、対象校に対するアンケート調査において、「文字数制限を設けているが、文字数は自己評価書を作成する上で十分な量であった」(評2-(1)-⑥)か質問したところ、肯定的な回答が75%、「強くそう思う」19%、「そう思う」56%)、「どちらとも言えない」が13%、否定的な回答が12%、「そう思わない」6%、「全くそう思わない」6%)であり、対象校の7割以上が肯定的な回答をしており、文字数制限が適切であったと概ね評価されていることがわかる。

## ②自己評価書の添付資料について

対象校に対するアンケート調査において、「自己評価書に添付する資料は、既に蓄積していたもので十分対応することができた」（機関2-(1)-②）か質問したところ、「そう思う」が50%、「どちらとも言えない」が19%、「そう思わない」が31%であった。対象校の半数が肯定的な回答をしているものの、否定的又はどちらともいえないとする回答も一定数あることから、蓄積していた資料での対応に困難を感じた対象校が少なくなかったことがわかる。

また、「自己評価書に添付する資料について、どのようなものを用意すべきか迷った」（機関2-(1)-③）かとの質問については、「迷った」が38%、「迷っていない」が62%となり、対象校の6割程度が迷わなかったとするものの、迷ったとする回答も一定数見られる。

一方、評価担当者に対するアンケート調査において、「自己評価書には必要な根拠資料が引用・添付されていた」（評2-(1)-③）か質問したところ、肯定的な意見が36%（「強くそう思う」2%、「そう思う」34%）、「どちらとも言えない」が51%、「そう思わない」が13%であった。評価担当者における肯定的な回答が3割程度にとどまっており、必ずしも必要な根拠資料が引用・添付されていたとは評価されていないことがわかる。

## ③評価と課題

基準及び解釈指針に基づき、適切に自己評価がなされ、自己評価書がわかりやすいものとなったかについては、対象校は概ね肯定的な評価をしているが、評価担当者は対象校ほど評価していない。自由記述において、評価担当者からは自己評価の記述が明確でない、対象校による記述の差異が目立つとの意見も見られた。

自己評価書の添付資料については、対象校の6割程度はどのようなものを用意すべきか迷わなかったとしているが、自由記述においては、どこまで詳細なものが求められているのか迷った、どの程度の資料をデータ化すれば、評価担当者に信用してもらえるかがわからないため苦慮したといった意見が見られる。また、蓄積した資料で十分対応することができたとするものが半数にとどまることから、自己評価書作成段階で苦慮した対象校が少なくなかったことがわかる。

一方、評価担当者からは必要な根拠資料が引用・添付されていたとする回答は3割程度にとどまり、自由記述においても、自己評価書で必要な根拠資料が引用・添付されていなかったとする意見が見られた。

このような課題は、今後、対象校が評価の経験を積み重ねることにより、徐々に解消される面もあると思われるが、機構としても、研修会や説明会を通じて、機構の定める評価基準に関する対象校の理解をより一層深めることや、特に自己評価書

作成に当たっての留意点についての説明を工夫するなど、さらにきめ細やかな対応が求められると考えられる。

#### (4) 認証評価説明会・自己評価担当者等に対する研修会について

機構が実施する認証評価の趣旨・目的、実施方法等について理解を図るために実施する説明会や、機構の評価を希望する法科大学院の自己評価担当者等を対象に、認証評価の仕組み、評価方法及び自己評価書の作成方法等について一層の理解を深めてもらうために実施する研修会について、その有効性等の検証を行った。

##### ①認証評価説明会・自己評価担当者等に対する研修会について

対象校に対するアンケート調査において、認証評価説明会に関して、「説明会の内容は役立った」(機関4-③)か質問したところ、肯定的な回答が75%（「強くそう思う」25%、「そう思う」50%）、「どちらとも言えない」が25%であった。対象校の7割以上が肯定的な回答をしており、説明会が概ね有効であったことがわかる。

また、説明会及び配付資料について、「説明会の内容は理解しやすかった」(機関4-②)かとの質問については、肯定的な回答が75%（「強くそう思う」13%、「そう思う」62%）、「どちらとも言えない」が19%、「そう思わない」が6%、「説明会の配付資料は理解しやすかった」(機関4-①)かとの質問については、肯定的な回答が87%（「強くそう思う」6%、「そう思う」81%）、「どちらとも言えない」が13%であった。説明会の内容については対象校の7割以上、配付資料については対象校の8割以上が肯定的な回答をしており、理解しやすかったと概ね評価されていることがわかる。

次に、自己評価担当者等に対する研修会に関して、「自己評価担当者等に対する研修会の内容は役立った」(機関4-⑥)か質問したところ、肯定的な回答が75%（「強くそう思う」31%、「そう思う」44%）、「どちらとも言えない」が25%であった。対象校の7割以上が肯定的な回答をしており、研修会が概ね有効であったことがわかる。

また、研修会の内容及び配付資料について、「自己評価担当者等に対する研修会の内容は理解しやすかった」(機関4-⑤)かとの質問については、肯定的な回答が75%（「強くそう思う」31%、「そう思う」44%）、「どちらとも言えない」が19%、「そう思わない」が6%、「機構が配付している自己評価実施要項等の冊子は役立った」(機関4-⑦)かとの質問については、肯定的な回答が87%（「強くそう思う」31%、「そう思う」56%）、「どちらとも言えない」が13%であった。研修会の内容については7割以上、自己評価実施要項等の配付冊子については8割以上が肯定的な回答をしており、概ね評価されていることがわかる。

一方、「自己評価担当者等に対する研修会の配布資料は理解しやすかった」(機関4-④)かとの質問については、肯定的な意見が87%（「強くそう思う」25%、「そう思う」62%）、「どちらとも言えない」が13%であった。対象校の8割以上が肯定的に回答しており、おおよそ評価されていることがわかる。

## ②評価と課題

認証評価説明会及び自己評価担当者等に対する研修会の内容については、対象校から、概ね理解しやすく役立ったとの評価がなされた。

また、資料については、説明会、研修会の配付資料及び自己評価実施要項等の冊子について、理解しやすいと概ね評価されている。

なお、自由記述においては、説明内容や配付資料については評価されているものの、口頭説明・プレゼンテーションについては改善を求める意見も見られた。

説明会、研修会ともに、対象校から一定の評価はされているものの、引き続き内容を充実していくことが望まれる。

## (5) 書面調査・訪問調査について

対象校から提出された自己評価書等に基づき、評価担当者が対象校の状況を分析する書面調査について、分析の方法、分析状況の対象校への伝達内容等が適切であったかについて検証した。また、書面調査の後、対象校を訪問して書面調査では確認できない事項等を中心に調査する訪問調査について、その内容や方法、あらかじめ通知する「訪問調査時の確認事項」の内容が適切であったかなどについて検証を行った。

### ①書面調査による分析について

評価部会による書面調査の分析結果について事実誤認がないかを確認するため、訪問調査前にその分析状況を「書面調査による分析状況」としてまとめ、当該対象校に通知しているが、対象校に対するアンケート調査において、「訪問調査の前に提示された、『書面調査による分析状況』の内容は適切であった」（機関2-(2)-①）か質問したところ、肯定的な回答が50%（「強くそう思う」6%、「そう思う」44%）、「どちらとも言えない」が44%、「そう思わない」が6%であった。書面調査の分析結果の評価について、対象校の半数が肯定的な回答をしているものの、否定的又はどちらとも言えないとする回答も半数見られる。

一方、評価担当者に対するアンケート調査において、「書面調査を行うために、対象法科大学院の提出物以外の参考となる情報（客観的データ等）があればよかった」（評2-(1)-⑤）か質問したところ、「そう思う」が6%、「どちらとも言えない」が66%、否定的な回答が28%（「そう思わない」24%、「全くそう思わない」4%）であった。肯定的な回答は1割に満たず、どちらとも言えないとする回答が約7割となった。

また、書面調査の分析内容を記入するために、「機構が示した書面調査票等の様式は記入しやすかった」（評2-(1)-④）か質問したところ、肯定的な回答が65%（「強くそう思う」6%、「そう思う」59%）、「どちらとも言えない」が28%、「そう思わない」が7%であった。評価担当者の6割以上が肯定的な回答をしているものの、判断できないとする回答も一定数見られる。

### ②訪問調査時の確認事項について

訪問調査に先立ち、あらかじめ訪問調査の際に確認したい事項を「訪問調査時の確認事項」としてまとめ、対象校に通知しているが、対象校に対するアンケート調査において、「訪問調査の前に提示された、『訪問調査時の確認事項』の内容は適切であった」（機関2-(2)-②）か質問したところ、肯定的な回答が50%（「強くそう思う」6%、「そう思う」44%）、「どちらとも言えない」が31%、「そう思わない」が19%であった。対象校の半数が肯定的な回答をしているものの、否定的又はどちらとも言えないとする回答も一定数見られる。

一方、評価担当者に対するアンケート調査において、「『訪問調査時の確認事項』に対する対象法科大学院の回答内容は適切であった」（評2-(2)-①）か質問したところ、肯定的な回答が68%（「強くそう思う」8%、「そう思う」60%）、「どちらとも言えない」が30%、「そう思わない」が2%であった。回答内容の評価について、評価担当者の6割以上が肯定的に回答しているものの、どちらとも言えないとする回答も一定数見られる。

### ③訪問調査の実施内容について

対象校に対するアンケート調査において、「訪問調査時に機構の評価担当者（事務担当者を除く。）が質問した内容は適切であった」（機関2-(2)-③）か質問したところ、肯定的な回答が69%（「強くそう思う」13%、「そう思う」56%）、「どちらとも言えない」が25%、「そう思わない」が6%であった。また、「訪問調査の実施内容（法科大学院関係者（責任者）面談や一般教員等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査、学生との面談）は適切であった」（機関2-(2)-④）かとの質問については、肯定的な回答が75%（「強くそう思う」19%、「そう思う」56%）、「どちらとも言えない」が25%であった。いずれについても対象校の約7割が肯定的に回答しており、訪問調査の実施内容について概ね評価されていることがわかる。

次に、「訪問調査では、機構の評価担当者との間で、教育活動等の状況に関する共通理解を得ることができた」（機関2-(2)-⑤）か質問したところ、肯定的な回答が56%（「強くそう思う」18%、「そう思う」38%）、「どちらとも言えない」が38%、「そう思わない」が6%であった。対象校の約6割が肯定的な回答をしているものの、どちらとも言えないとする回答も一定数見られる。

一方、評価担当者に対するアンケート調査において、「訪問調査の実施内容（法科大学院関係者（責任者）面談や一般教員等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査、学生との面談）は適切であった」（評2-(2)-③）かとの質問については、肯定的な回答が91%（「強くそう思う」19%、「そう思う」72%）、「どちらとも言えない」が9%であった。また、「訪問調査によって不明な点を十分に確認することができた」（評2-(2)-②）かとの質問については、肯定的な回答が87%（「強くそう思う」11%、「そう思う」76%）、「どちらとも言えない」が13%であった。いずれについても評価担当者の約9割が肯定的に回答しており、おおよそ評価されていることがわかる。

次に、「訪問調査では、対象法科大学院と、教育活動等の状況に関する共通理解を得ることができた」（評2-(2)-④）かとの質問については、肯定的な意見が56%（「強くそう思う」2%、「そう思う」54%）、「どちらとも言えない」が42%、「そう思わない」2%であった。評価担当者の約6割が肯定的な回答をしているものの、どちらとも言えないとする回答も一定数見られる。



#### ④訪問調査時の人数・構成等について

対象校に対するアンケート調査において、「訪問調査時の機構の評価担当者の人数や構成は適切であった」（機関2-(2)-⑥）か質問したところ、肯定的な回答が81%（「強くそう思う」19%、「そう思う」62%）、「どちらとも言えない」が19%であった。対象校の約8割が肯定的に回答しており、評価担当者の人数及び構成についておおよそ評価されていることがわかる。

次に、「訪問調査時の機構の評価担当者は十分に研修を受けていたと思う」（機関2-(2)-⑦）か質問したところ、肯定的な回答が75%（「強くそう思う」25%、「そう思う」50%）、「どちらとも言えない」が25%であった。対象校の7割以上が肯定的に回答しており、評価担当者の質について概ね評価されていることがわかる。

一方、評価担当者に対するアンケート調査において、「訪問調査時の機構の評価担当者（事務担当者を除く）の人数や構成は適切であった」（評2-(2)-⑤）か質問したところ、肯定的な回答が85%（「強くそう思う」19%、「そう思う」66%）、「どちらとも言えない」が13%、「そう思わない」が2%であった。評価担当者の8割以上が肯定的に回答しており、評価担当者の人数及び構成についておおよそ評価されていることがわかる。

#### ⑤評価と課題

書面調査に関し、対象法科大学院の提出物以外に参考となる情報（客観的データ等）が必要であるとした評価担当者は1割に満たず、自己評価書及び添付資料で十分であると考えられていることがわかる。

機構が示した書面調査票等の様式については、6割以上が記入しやすかったとしているものの、自由記述において、分析に際しての効率化・合理化を望む意見もあったことから、引き続き、分析方法について工夫していくことが望まれる。

なお、書面調査の後、当該対象校に対して送付される「書面調査による分析状況」、「訪問調査時の確認事項」の内容については、対象校からの肯定的な回答が半数にとどまっている。自由記述においては、確認事項のための提出書類に多大な労力を要した、質問の趣旨を明確にしてほしいとする意見が見られる。

訪問調査の実施内容について、「教育活動等の状況に関する共通理解を得ることができたか」という点については、対象校及び評価担当者ともに、肯定的な回答が約6割にとどまっている。

なお、訪問調査時の機構の評価担当者の人数・構成については、対象校、評価担当者とも妥当であるとしている。

平成20年度においては、評価担当者からの要望を踏まえ、授業見学対象数を増やすため、訪問調査担当委員を分けて、同一時間帯に実施されている授業科目を2つ

以上平行して見学することとしたところであるが、自由記述においては、評価担当者から一般教員との面談、教育現場の視察の充実を求めるなどの意見が見られた。

訪問調査の実施内容に関しては、引き続きより効果を得るための工夫について検討することが望まれる。

## (6) 評価結果（評価報告書）について

機構の作成した評価報告書の内容や意見申立ての実施方法等が適切なものであったかについて検証を行った。

### ① 評価報告書の内容について

対象校に対するアンケート調査において、「総じて、機構による評価報告書の内容は適切であった」（機関5-(1)-⑨）か質問したところ、肯定的な回答が81%（「強くそう思う」31%、「そう思う」50%）、「どちらとも言えない」が19%であった。評価報告書の内容全体としては、おおよそ適切なものとして評価されていることがわかる。

次に、「質の保証」「改善の促進」「社会の理解と支持」という評価の3つの目的に照らして、「評価報告書の内容は、貴法科大学院の教育活動等の質の保証をするために十分なものであった」（機関5-(1)-①）かとの質問をしたところ、肯定的な回答が81%（「強くそう思う」6%、「そう思う」75%）、「どちらとも言えない」が19%、「評価報告書の内容は、貴法科大学院の教育活動等の改善に役立つものであった」（機関5-(1)-②）かとの質問については、肯定的な回答が75%（「強くそう思う」19%、「そう思う」56%）、「どちらとも言えない」が19%、「そう思わない」が6%、「評価報告書の内容は、貴法科大学院の教育活動等について社会の理解と支持を得られることを支援・促進するものであった」（機関5-(1)-③）か質問したところ、肯定的な回答が69%（「強くそう思う」19%、「そう思う」50%）、「どちらとも言えない」が25%、「そう思わない」が6%であった。いずれも対象校の約7割が肯定的に回答しており、評価の目的に照らして役立つと概ね評価されていることがわかる。

また、「評価報告書の内容から、教育活動等に関して新たな視点が得られた」（機関5-(1)-⑦）か質問したところ、肯定的な回答が50%（「強くそう思う」25%、「そう思う」25%）、「どちらとも言えない」が37%、「そう思わない」が13%であった。対象校の半数が肯定的に回答しているものの、否定的又はどちらとも言えないとする回答も半数見られる。

次に、「評価報告書の内容は、貴法科大学院の目的に照らし適切なものであった」（機関5-(1)-④）か質問したところ、肯定的な回答が75%（「強くそう思う」25%、「そう思う」50%）、「どちらとも言えない」が25%であった。対象校の7割以上が、適切であったと回答しており、概ね評価されていることがわかる。

一方、「評価報告書の内容は、貴法科大学院の実態に即したものであった」（機関5-(1)-⑤）かとの質問については、肯定的な回答が63%（「強くそう思う」25%、「そう思う」38%）、「どちらとも言えない」が31%、「そう思わない」が6%であった。6割程度が、適切であったと回答しているものの、どちらとも言えないとす

る回答も一定数見られる。

また、「評価報告書の内容は、貴法科大学院の規模等（資源・制度など）を考慮したものであった」（機関5-（1）-⑥）か質問したところ、肯定的な回答が69%（「強くそう思う」19%、「そう思う」50%）、「どちらとも言えない」が25%、「そう思わない」が6%であった。対象校の約7割が肯定的に回答しており、評価報告書の内容が対象校の規模等を考慮していると概ね評価されていることがわかる。

さらに、評価報告書の記述について、「評価報告書の構成及び内容はわかりやすいものであった」（機関5-（1）-⑧）か質問したところ、肯定的な回答が69%（「強くそう思う」31%、「そう思う」38%）、「どちらとも言えない」が31%であった。対象校の約7割が肯定的に回答しており、評価報告書の記述については概ね評価されていることがわかる。

一方、評価担当者に対するアンケート調査において、「自らが担当した書面調査、訪問調査の内容は、評価結果に十分反映された」（評2-（3）-①）か質問したところ、肯定的な回答が94%（「強くそう思う」13%、「そう思う」81%）、「どちらとも言えない」が4%、「そう思わない」が2%であった。評価担当者の9割程度が肯定的に回答しており、書面調査・訪問調査の内容の評価報告書への反映について高く評価されていることがわかる。

次に、「第1章から第10章の評価で、基準を満たしているかどうかの判断を示すという方法は適切であった」（評2-（3）-②）か質問したところ、肯定的な回答が81%（「強くそう思う」11%、「そう思う」70%）、「どちらとも言えない」が15%、「そう思わない」が4%、「評価報告書の最初に、全体の評価結果と併せて対象法科大学院の『主な優れた点』、『主な改善を要する点』を記述するという形式は適切であった」（評2-（3）-④）かとの質問については、肯定的な回答が70%（「強くそう思う」9%、「そう思う」61%）、「どちらとも言えない」が24%、「そう思わない」が6%であった。基準ごとの判断については8割程度が肯定的に回答し、おおよそ評価されていることがわかる。なお、優れた点、改善点の記述という形式については7割の評価担当者が肯定的に回答し、概ね評価されていることがわかる。

また、「評価結果全体としての分量は適切であった」（評2-（3）-③）か質問したところ、肯定的な回答が63%（「強くそう思う」6%、「そう思う」57%）、「どちらとも言えない」が33%、「そう思わない」が4%であった。肯定的な回答が6割程度あったものの、どちらとも言えないとする回答も一定数見られる。

## ②評価結果の公表について

対象校に対するアンケート調査において、「今回の評価のために作成した自己評価書をウェブサイトなどで公表している」（機関5-（2）-①）か質問したところ、「公表している」が69%、「公表していない」が31%であり、自己評価書について

は、約7割の対象校が公表している。また、「評価報告書をウェブサイトで公表している」(機関5-(2)-①)かとの質問については、「公表している」が75%、「公表していない」が25%であり、評価報告書については7割以上を対象校が公表していることがわかる。

次に、「評価結果に関して、マスメディア等から適切な報道がなされた」(機関5-(3)-①)か質問したところ、「そう思う」が13%、「どちらとも言えない」が62%、「そう思わない」が25%であった。対象校の肯定的な回答が1割程度にとどまり、適切かどうかについては明確にならなかった。

### ③意見の申立てについて

意見の申立てを行ったか否かに関わらず、全ての対象校に対し、意見の申立て方法等について質問を行った。(今回の認証評価を実施した16校のうち、意見の申立てを行ったのは2校である)

まず、「意見の申立ての実施方法及びスケジュールは適切であった」(機関2-(3)-①)か質問したところ、肯定的な回答が81%（「強くそう思う」25%、「そう思う」56%）、「どちらとも言えない」が19%、「『意見の申立ての内容及びその対応』を評価報告書に掲載したことは適切であった」(機関2-(3)-②)かとの質問については、肯定的な回答が69%（「強くそう思う」19%、「そう思う」50%）、「どちらとも言えない」が31%であった。意見の申立ての実施方法については、対象校の約8割、意見の申立ての内容及び対応の評価報告書への記載については、対象校の約7割が肯定的に回答しており、それぞれ概ね評価されていることがわかる。

次に、「貴法科大学院からの意見の申立てに対する機構の対応は適切であった」(機関3-(2)-③)か質問したところ、「どちらとも言えない」が1校、「そう思わない」が1校であった。

### ④評価と課題

評価報告書の内容について、対象校からは、総じて適切であり、教育活動等の質の保証、改善の促進、社会からの理解・支持を得るために概ね十分なものであるとともに、各対象校の目的、規模に照らして概ね適切なものであるとの評価を得ており、評価報告書の記述についても概ねわかりやすいとの評価がなされた。

しかしながら、教育活動等に関して新たな視点が得られたかどうかについては、肯定的な回答が半数にとどまっている。

また、評価報告書の内容が対象校の実態に即しているかどうかについては、肯定的な内容が6割程度にとどまっている。自由記述においては、対象校から、評価報告書に記述されている優れた点について、対象校の実態に即していないといった意見も見られた。

次に、評価結果の公表に関して、自己評価書については対象校の約7割が、評価報告書については対象校の7割以上が公表していると回答している。なお、マスメディア等による報道の適切性については、肯定的な回答が1割程度にとどまっており、自由記述において、対象校からは、基準に適合した法科大学院名もきちんと報道してもらいたいなどとする感想が見られた。機構としては、記者会見の場で機構の行う評価の趣旨や内容について説明した上で、認証評価の評価結果を発表しているものの報道のされ方が偏っていることについては、法科大学院認証評価制度の意義等に関してマスメディアの理解がまだ十分であるとは言えないことが原因とも考えられる。今後も引き続き、法科大学院認証評価制度や機構の行う評価の趣旨や内容について社会の理解が得られるよう、わかりやすく説明していくことが望まれる。

意見申立てについての一連の実施方法の妥当性については、対象校の約8割から肯定的な回答を得ており、おおよそ評価されている。「意見の申立ての内容及びその対応」を評価報告書に掲載することについても対象校の約7割から肯定的な回答を得ており、概ね評価されている。一方、対象校からの意見の申立てに対する機構の対応については、申立てを行った対象校から肯定的な回答は得られず、自由記述においても、納得できなかったとする感想が見られた。今後、評価が定着していくことで、評価基準などの解釈の相違は減るとは思われるが、引き続き検討が必要であろう。

評価担当者からは、評価報告書の内容について、書面調査、訪問調査の内容が評価結果に反映されたと評価されており、評価報告書の構成、評価結果の表し方については、適切であるとの回答であった。しかしながら、評価結果（報告書）全体としての分量については、肯定的な意見が6割程度にとどまっている。

## (7) 評価を受けたことによる効果・影響について

今回の評価のために自己評価を実施したことや評価結果を受けたことが、対象校にとってどのような効果・影響を与えたかについて検証を行った。

### ①自己評価を行ったことによる効果・影響

対象校に対するアンケート調査において、認証評価を受けるに当たって自己評価を行ったことによる効果や影響に関して、「貴法科大学院の教育活動等について全般的に把握することができた」（機関6-(1)-①）かとの質問については、肯定的な回答が94%（「強くそう思う」31%、「そう思う」63%）、「どちらとも言えない」が6%、「貴法科大学院の教育活動等の今後の課題を把握することができた」（機関6-(1)-②）かとの質問については、肯定的な回答が94%（「強くそう思う」25%、「そう思う」69%）、「そう思わない」が6%であった。いずれも対象校の9割程度が肯定的に回答しており、それぞれ高く評価されていることがわかる。

次に、教職員の意識への効果・影響について、「自己評価を行うことの重要性が教職員に浸透した」（機関6-(1)-⑨）か質問したところ、肯定的な回答が75%（「強くそう思う」13%、「そう思う」62%）、「どちらとも言えない」が25%、「各教員の教育活動等に取り組む意識が向上した」（機関6-(1)-④）かとの質問については、肯定的な回答が62%（「強くそう思う」6%、「そう思う」56%）、「どちらとも言えない」が38%、「評価の考え方や評価方法に関する教職員の知識や技術が向上した」（機関6-(1)-⑩）かとの質問については、肯定的な回答が81%（「強くそう思う」19%、「そう思う」62%）、「どちらとも言えない」が19%、「教育活動を組織的に運営することの重要性が教職員に浸透した」（機関6-(1)-③）かとの質問については、肯定的な回答が75%（「強くそう思う」19%、「そう思う」56%）、「どちらとも言えない」が25%であった。評価に関する教職員の知識や技術の向上は8割程度が、自己評価の重要性や教育活動等の組織的運営の重要性の浸透については7割以上が肯定的に回答しており、概ね評価されていることがわかるが、各教員の教育への取組の意識向上については6割程度にとどまった。

さらに、「貴法科大学院の教育活動等の改善を促進した」（機関6-(1)-⑤）か質問したところ、肯定的な回答が75%（「強くそう思う」19%、「そう思う」56%）、「どちらとも言えない」が19%、「そう思わない」が6%、「貴法科大学院のマネジメントの改善を促進した」（機関6-(1)-⑦）かとの質問については、肯定的な回答が56%（「強くそう思う」6%、「そう思う」50%）、「どちらとも言えない」が44%であった。教育活動等の改善推進については対象校の7割以上が肯定的な回答をしており、概ね評価されているが、マネジメントの改善促進については、肯定的な回答が半数程度にとどまり、どちらとも言えないとする回答も半数近く見られる。

なお、「貴法科大学院の個性的な取組を促進した」（機関6-(1)-⑧）かとの質問

については、肯定的な回答が 37%（「強くそう思う」 6%、「そう思う」 31%）、「どちらとも言えない」が 50%、「そう思わない」が 13%であり、肯定的な回答は 4 割以下で、否定的又はどちらとも言えないとする回答が約 6 割であった。

また、「貴法科大学院の将来計画の策定に役立った」（機関 6・（1）-⑥）か質問したところ、肯定的な回答が 56%（「強くそう思う」 19%、「そう思う」 37%）、「どちらとも言えない」が 44%であり、肯定的な回答が 5 割程度にとどまり、どちらとも言えないとする回答も半数近く見られた。

## ②評価結果を受けたことによる効果・影響

対象校に対するアンケート調査において、評価結果を受けて今後どのような効果・影響があるかについて、「貴法科大学院の教育活動等について全般的に把握することができる」（機関 6・（2）-①）か質問したところ、肯定的な回答が 87%（「強くそう思う」 31%、「そう思う」 56%）、「どちらとも言えない」が 13%、「貴法科大学院の教育活動等の今後の課題を把握することができる」（機関 6・（2）-②）かとの質問については、肯定的な回答が 88%（「強くそう思う」 25%、「そう思う」 63%）、「どちらとも言えない」が 6%、「そう思わない」が 6%であった。いずれについても 8 割以上の対象校が肯定的な回答をしており、おおよそ評価されていることがわかる。

次に、教職員の意識への効果、影響について、「自己評価を行うことの重要性が教職員に浸透する」（機関 6・（2）-⑨）か質問したところ、肯定的な回答が 75%（「強くそう思う」 13%、「そう思う」 62%）、「どちらとも言えない」が 25%、「教育活動等を組織的に運営することの重要性が教職員に浸透する」（機関 6・（2）-③）かとの質問については、肯定的な回答が 75%（「強くそう思う」 13%、「そう思う」 62%）、「どちらとも言えない」が 25%、「評価の考え方や評価方法に関する教職員の知識や技術が向上する」（機関 6・（2）-⑪）かとの質問については、肯定的な回答が 87%（「強くそう思う」 13%、「そう思う」 74%）、「どちらとも言えない」が 13%、「各教員の教育活動等に取り組む意識が向上する」（機関 6・（2）-④）かとの質問については、肯定的な回答が 69%（「強くそう思う」 6%、「そう思う」 63%）、「どちらとも言えない」が 31%であった。

自己評価の重要性の教職員への浸透及び教育活動等の組織的運営の重要性の教職員への浸透については対象校の 7 割以上、各教員の教育活動等への取組の意識向上については約 7 割が肯定的に回答しており、概ね評価されていることがわかる。

なお、評価に関する教職員の知識や技術の向上については 8 割以上が肯定的に回答しており、おおよそ評価されていることがわかる。

また、「教職員に評価結果の内容が浸透する」（機関 6・（2）-⑩）か質問したところ、肯定的な回答が 69%（「強くそう思う」 6%、「そう思う」 63%）、「どちらとも



言えない」が31%であった。対象校の約7割が肯定的に回答しており評価結果の教職員への浸透については、概ね評価されていることがわかる。

さらに、「貴法科大学院の教育活動等の改善を促進する」(機関6-(2)-⑤)かとの質問については、肯定的な回答が81%（「強くそう思う」19%、「そう思う」62%）、「どちらとも言えない」が6%、「そう思わない」が13%、「貴法科大学院のマネジメントの改善を促進する」(機関6-(2)-⑦)かとの質問については、肯定的な回答が62%（「強くそう思う」6%、「そう思う」56%）、「どちらとも言えない」が38%であった。教育活動等の改善促進については約8割が肯定的な回答をしており、おおよそ評価されているが、マネジメントの改善促進については、肯定的な回答が約6割を占めるものの、どちらとも言えないとする回答も一定数見られる。

また、「貴法科大学院の個性的な取組を促進する」(機関6-(2)-⑧)かとの質問については肯定的な回答が37%（「強くそう思う」6%、「そう思う」31%）、「どちらとも言えない」が50%、「そう思わない」が13%となり、肯定的な回答は4割以下にとどまり、否定的又はどちらとも言えないとする回答が約6割であった。

なお、「貴法科大学院の将来計画の策定に役立つ」(機関6-(2)-⑥)か質問したところ、肯定的な回答が63%（「強くそう思う」13%、「そう思う」50%）、「どちらとも言えない」が31%、「そう思わない」が6%となり、肯定的な回答が対象校の6割程度を占めるものの、判断できないとする回答も一定数見られる。

続いて、「貴法科大学院の教育活動等の質が保証される」(機関6-(2)-⑫)かとの質問については、肯定的な回答が81%（「強くそう思う」25%、「そう思う」56%）、「どちらとも言えない」が19%であった。対象校の約8割が肯定的に回答しており、評価結果による質の保証についてはおおよそ評価されていることがわかる。

次に、「学生(今後入学する学生を含む)の理解と支持が得られる」(機関6-(2)-⑬)か質問したところ、肯定的な回答が63%（「強くそう思う」13%、「そう思う」50%）、「どちらとも言えない」が37%、「広く社会の理解と支持が得られる」(機関6-(2)-⑭)かとの質問については、肯定的な回答が69%（「強くそう思う」13%、「そう思う」56%）、「どちらとも言えない」が31%であった。いずれについても肯定的な回答が6割以上を占めるものの、どちらとも言えないとする回答も一定数見られた。

また、「他大学の評価結果から優れた取組を参考にする」(機関6-(2)-⑮)かとの質問については、肯定的な回答が56%（「強くそう思う」6%、「そう思う」50%）、「どちらとも言えない」が44%であり、肯定的な回答が5割程度にとどまっている。

### ③評価結果の活用について

機構の評価を受けたことを契機に、実施を予定している(または実施済みの)変更・改善の取組として、対象校から次の事例が挙げられた。なお、文末【 】内の

数字は、変更・改善の際の機構の評価（機構の評価報告書の内容だけでなく、対象校による自己評価書の作成や、評価の過程で得られた知見を含む）の参考度を対象法科大学院が示したものである。

【5：非常に参考になった～3：参考になった～1：あまり参考にならなかった】

## （第2章）「教育内容」

- ・ 【基準2-1-2】平成21年度のカリキュラム編成において、開講科目を再編したり、授業内容を整理したりした。【3】
- ・ 【基準2-1-2】開講しようとする年度の前の年度に学生の意見等を聴取しながら決定する手続とした。【4】
- ・ 【基準2-1-2】指摘に基づいてシラバスと教育内容の改善を行った。【4】
- ・ 【基準2-1-2】指摘に基づいて科目の区分整理を行った。【4】
- ・ 【基準2-1-2】指摘に基づいて、法情報調査の統一ガイドブックを作成して漏れなく指導を行うようにした。【4】
- ・ 【基準2-1-2】科目の配置を整理した【5】
- ・ 【基準2-1-2】展開・先端科目としてあったある授業科目は廃止し、廃止した授業科目の内容の一部を採り入れた新たな法律基本科目を自由選択科目として開講することにした（平成21年度より実施）。【4】
- ・ 【基準2-1-2】当該科目としてよりふさわしい内容とするため、教材等の見直しに着手した。【5】
- ・ 【基準2-1-2】検討の結果、指摘とおりにあらためた。【5】
- ・ 【基準2-1-3】平成21年度から見直しを行った。【4】

## （第3章）「教育方法」

- ・ 【基準3-1-1】【基準3-1-2】引き続きクラス規模をより適切なものとするよう授業科目数を設定するとともに、平成22年度から入学定員を削減することとした。【3】
- ・ 【基準3-1-2】科目の配置を整理した【5】
- ・ 【基準3-2-1】科目数を減らすなど改善の方策を検討している。【5】
- ・ 【基準3-3-1】履修規程を改正し、履修登録した科目と聴講科目の単位数の合計が、履修科目として登録することのできる科目の上限を超えてはならない旨を明記するとともに、聴講する学生は聴講する科目を事務室に届け出ることを義務づけることにより、事務室で、聴講制度が適切に運用されているかどうかをチェックすることにした（平成21年度より実施）。【4】

#### (第4章)「成績評価及び修了認定」

- ・ 【基準4-1-1】指摘に基づいて、所定の成績割合の分布が守られるように組織的チェックを行う体制をとった。【4】
- ・ 【基準4-1-1】指摘に基づいて、一部科目の筆記試験の実施方法について改善を行った。【4】
- ・ 【基準4-1-1】成績評価における考慮要素の配点割合および考慮要素をあらかじめシラバスにおいて学生に周知し、かつ、それを変更した場合には必ず学生にその内容を周知するように、あらためて教員間での周知を図った。【4】
- ・ 【基準4-1-1】期末試験と類似する設問を出題することのないよう全教員に周知徹底を図った。【4】
- ・ 【基準4-1-1】FDを実施して、改善に向けた取組について意見交換を行い、申合せを改訂して、成績評価における考慮要素をより明確にし、教員に周知するとともに、各授業科目における成績評価の考慮要素をシラバスに記載して事前に明示することを、申合せにより徹底した。【5】
- ・ 【基準4-1-1】成績評価に関する準則を改正し、より厳格な運用とした。【5】
- ・ 【基準4-1-1】全科目について、成績評価が絶対評価であるか相対評価であるかを、シラバスに明記することにした（平成21年度より実施）。【5】
- ・ 【基準4-1-1】平成21年度開講科目では、相対評価が採用された科目がなかったため、現在のところ具体的な対応は行っていない。しかしながら、今後は相対評価を採用する科目もあり得ることから、相対評価を採用する際の各ランクの分布の在り方についての本法科大学院としての方針を、平成21年度中に策定する予定である。【5】
- ・ 【基準4-1-1】該当科目の担当教員に、成績評価における考慮要素の合計点が不適切であったことを指摘し、改善を求めるとともに、全教員に、平成21年度からはシラバスに成績評価に際しての考慮要素と各考慮要素への配点をわかりやすく記述し、かつ、その記述に沿った成績評価を行うよう、周知を徹底した。【5】
- ・ 【基準4-1-1】平常点は学生の受講態度等を反映したものとすべきであり、全回の授業に出席しさえすれば必ず平常点が満点となるような平常点の採点方法は適切なものとは言えないことを全教員に周知徹底した。平常点の採点方法については、引き続きFD委員会やFD集会等で検討していく予定である。【5】
- ・ 【基準4-1-1】該当科目の担当教員に指摘された事項を通知し、改善を求めた。その結果、平成20年度後期試験から、再レポートのテーマを期末レポートのテーマとは異なったものとするという措置がなされている。ただし、再試験や再レポートが、期末試験や期末レポートで合格点を取れなかった者の単なる救済措置として用いられてはならないことについては全教員の合意があるものの、再試験や再レポートに際して学生に何を求め、何を評価すべきかに関しては、必ずしも全教員の

認識が一致しているとは言えないため、再試験および再レポートの出題および評価のあり方については、FD委員会やFD集会等で、引き続き議論を継続していく予定である。【4】

- ・ 【基準4-1-1】当該科目については、2回の筆記試験のうちのいずれかを受験できなかった者については、その受験できなかった試験について追試験を実施し、受験できた筆記試験の成績と追試験の成績の平均点を試験評価点とするよう成績評価の方法を変更した（平成21年度より実施）。また、こうした経緯について、全教員に周知した。【5】
- ・ 【基準4-1-1】2009年度より再評価制度を廃止することとした。【3】
- ・ 【基準4-1-1】平常点のあり方について教授会で意見交換し、認識の共有化を図った。各科目の平常点の付け方に問題がないか教務主任が確認することとした。【4】
- ・ 【基準4-1-1】教授会で意見交換し、認識の共有化を図った。各学年次および各科目における到達目標を作成した。【4】
- ・ 【基準4-1-1】3分の2以上の出席を期末試験の受験の要件とすることとし、教員や学生に周知した。【4】
- ・ 【基準4-1-1】教授会で意見交換し、認識の共有化を図った。各科目の期末試験の出題内容を教務主任が確認することとした。【4】
- ・ 【基準4-1-2】連携協定による単位認定については、連携協定の趣旨にかんがみ、科目連携先であり当該科目を開講している法科大学院の科目区分に対応して、本校においても科目を区分し単位認定していたが、指摘された課題として改善すべく連携先法科大学院と協議を継続中である。【5】
- ・ 【基準4-3-1】自校法学部の定期試験における出題との重複がないことを確認する仕組みを採用した。【4】

#### （第5章）「教育内容等の改善措置」

- ・ 【基準5-1-1】すでに自覚するところであったが、今回の評価でも指摘を受けた。今後FDについてアンケート結果をフィードバックする方策を検討するつもりである。【4】
- ・ 【基準5-1-1】回収方法を変更し、すでに解決済みとなっている。【5】

#### （第6章）「入学者選抜等」

- ・ 【基準6-2-2】定員削減を決定した【4】

#### （第8章）「教育組織」

- ・ 【基準8-1-3】教員選考基準の改定を行った【4】

## (第10章)「施設、設備及び図書館等」

- ・ 【基準10-3-1】図書館と共同で取組みを強化した。【4】

### ④評価と課題

対象校が自己評価を行ったことによる効果・影響については、教育活動等の状況や課題の把握に役立ち、教育活動等の改善の促進につながるなどの効果・影響があったことがわかる。

一方、教職員の意識への効果・影響については、評価に関する知識や技術の向上、自己評価、教育活動等の組織的運営の重要性の浸透については概ね効果・影響があったとするものの、各教員の教育活動等へ取組の意識向上について効果・影響があったとするまでには至っていない。

また、対象校のマネジメントの改善促進、個性的な取組の促進、将来計画の策定へは、効果・影響があったとするまでには至っておらず、各対象校での今後の取組が期待される。

次に、評価結果を受けたことによる効果・影響については、教育活動等の状況や今後の課題の把握に役立ち、教育活動等の改善促進、質保証に効果・影響があったことがわかる。

一方、教職員の意識への効果・影響については、自己評価、教育活動等の組織的運営の重要性、評価に関する知識や技術の向上、教育活動等への取組の意識向上、評価結果の内容の浸透、それぞれに概ね効果・影響があったことがわかる。

しかしながら、マネジメントの改善促進、個性的な取組の促進、将来計画の策定へは、効果・影響があったとするまでには至っておらず、各対象校での今後の取組が期待される。

また、学生（今後入学する学生を含む）及び社会の理解と支持への効果・影響については、肯定的な回答をした対象校が6割以上を占めるものの、判断できないとする回答も一定数見られ、一概に理解が得られているとは考えられていないことから、引き続き認証評価制度や機構の行う評価に対する社会の認知度を高めていく必要がある。

評価結果の活用については、対象校から多くの改善取組事例が挙げられていることから、対象校が評価を手段として捉え、その結果をもとに実際に教育活動等の改善・向上に取り組んでいることがわかる。

## (8) 評価の作業量・スケジュール等について

今回の評価の実施に係る作業量や作業期間がどうであったかを対象校、評価担当者の双方について検証を行った。

### ①対象校から見た作業量・スケジュール等

#### ・評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間

対象校に対するアンケート調査において、「自己評価書の作成」(機関3-(1)-①)、「訪問調査の前に提示された『訪問調査時の確認事項』への対応」(機関3-(1)-②)、「訪問調査のための事前準備」(機関3-(1)-③)、「訪問調査当日の対応」(機関3-(1)-④)、「意見の申立て」(機関3-(1)-⑤)に関する作業量及びこのために機構が設定した作業期間について、それぞれ質問した。

まず、「自己評価書の作成」に関して、作業量については「大きい」とする回答が94%（「とても大きい」88%、「大きい」6%）、「適当」が6%であり、約9割の対象校が「大きい」としている。また、作業期間は、「とても長い」とする回答が37%、「適当」が44%、「短い」が19%であり、約4割の対象校が「適当」であるとしている。

次に、「訪問調査の前に提示された『訪問調査時の確認事項』への対応」に関して、作業量については、「大きい」とする回答が88%（「とても大きい」44%、「大きい」44%）、「適当」が12%であり、約9割の対象校が「大きい」としている。また、作業期間は、「確認事項」の送付から回答まで3～4週間程度の期間を設けているが、これについて、「長い」とする回答が31%（「とても長い」18%、「長い」13%）、「適当」が50%、「短い」が19%（「短い」13%、「とても短い」6%）であり、半数の対象校が「適当」であるとしている。

続いて、「訪問調査のための事前準備」に関して、作業量については、「大きい」とする回答が76%（「とても大きい」38%、「大きい」38%）、「適当」が24%となり、7割以上の対象校が「大きい」としている。また、作業期間は、1ヶ月程度の期間を設けているが、これについて、「長い」とする回答が32%（「とても長い」19%、「長い」13%）、「適当」が56%、「短い」が12%（「短い」6%、「とても短い」6%）であり、対象校の5割以上が「適当」であるとしている。

「訪問調査当日の対応」に関して、作業量については、「大きい」とする回答が44%（「とても大きい」31%、「大きい」13%）、「適当」が56%であり、「適当」とする対象校は半数程度にとどまっている。また、作業期間については、「長い」とする回答が19%（「とても長い」13%、「長い」6%）、「適当」が69%、「短い」が12%（「短い」6%、「とても短い」6%）となり、約7割の対象校が「適当」であるとしている。

さらに、「意見の申立て」に関して、作業量については、「大きい」とする回答が

8%、「適当」が69%、「小さい」が23%（「小さい」15%、「とても小さい」8%）であり、対象校の約7割が適当であるとしている。また作業期間については、全ての対象校が「適当」であるとしている。

#### ・評価に費やした労力

対象校に対するアンケート調査において、「質の保証」「改善の推進」「社会の理解と支持」という3つの目的に照らして、「評価作業に費やした労力は、貴法科大学院の教育活動等の質の保証という目的に見合うものであった」（機関3-(2)-①）か質問したところ、「そう思う」が50%、「どちらとも言えない」が25%、「そう思わない」が25%、「評価作業に費やした労力は、貴法科大学院の教育活動等の改善を進めるという目的に見合うものであった」（機関3-(2)-②）かとの質問については、肯定的な回答が44%（「強くそう思う」6%、「そう思う」38%）、「どちらとも言えない」が25%、「そう思わない」が31%、「評価作業に費やした労力は、貴法科大学院の教育活動等について社会から理解と支持を得るという目的に見合うものであった」（機関3-(2)-③）かとの質問については、「そう思う」が50%、「どちらとも言えない」が31%、「そう思わない」が19%であった。

「質の保証」及び「社会の理解と支持」については半数、「改善の推進」については約4割の対象校が肯定的な回答をしているものの、否定的又はどちらとも言えないとする回答も半数程度見られた。

#### ・評価のスケジュール

対象校に対するアンケート調査において、「自己評価書の提出時期（6月末）は適当であった」（機関3-(3)-①）か質問したところ、「適当である」が87%、「適当でない」が13%との回答であった。

また、「訪問調査の実施時期（10月下旬～12月中旬）は適当であった」（機関3-(3)-②）かとの質問については、「適当である」が87%、「適当でない」が13%との回答であった。自己評価書の提出時期、訪問調査の実施時期ともに、対象校の8割以上が適当であるとしている。

### ②評価担当者から見た作業量・スケジュール等

#### ・評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間

評価担当者に対するアンケート調査において、「自己評価書の書面調査」（評4-(1)-①）、「訪問調査への参加」（評4-(1)-②）、「評価報告書原案の作成」（評4-(1)-③）に関する作業量及びこのために機構が設定した作業期間について、それぞれ質問した。

まず、「自己評価書の書面調査」に関して、作業量については、「大きい」とする

回答が 85%（「とても大きい」 37%、「大きい」 48%）、「適当」が 15%であり、8割以上の評価担当者が「大きい」としている。また、作業期間は、7月からの約1ヶ月間を設定しているが、これについて「長い」とする回答が 51%（「とても長い」 20%、「長い」 31%）、「適当」が 26%、「短い」が 23%（「短い」 17%、「とても短い」 6%）であり、半数程度の評価担当者が「長い」としている。

次に「訪問調査への参加」では、作業量については、「大きい」とする回答が 19%（「とても大きい」 2%、「大きい」 17%）、「適当」が 81%であり、8割程度の評価担当者が「適当」であるとしている。また、作業期間については、1校あたり延べ2日間の日程としているが、「長い」とする回答が 19%（「とても長い」 4%、「長い」 15%）、「適当」が 77%、「短い」が 4%であり、7割以上の評価担当者が「適当」であるとしている。

さらに、「評価報告書原案の作成」では、作業量については、「大きい」とする回答が 20%（「とても大きい」 2%、「大きい」 18%）、「適当」が 70%、「小さい」が 10%（「小さい」 8%、「とても小さい」 2%）であり、7割の評価担当者が「適当」であるとしている。また、作業期間については、12月からの約1ヶ月を設定しているが、「長い」とする回答が 16%（「とても長い」 2%、「長い」 14%）、「適当」が 78%、「短い」が 6%（「短い」 4%、「とても短い」 2%）であり、約8割の評価担当者が「適当」であるとしている。

#### ・評価に費やした労力

評価担当者に対するアンケート調査において、「質の保証」「改善の促進」「社会の理解と支持」という評価の3つの目的に照らして、「評価作業に費やした労力は、対象法科大学院の教育活動等の質の保証という目的に見合うものであった」（評4-(2)-①）かとの質問については、肯定的な回答が 59%（「強くそう思う」 2%、「そう思う」 57%）、「どちらとも言えない」が 37%、「そう思わない」が 4%、「評価作業に費やした労力は、対象法科大学院の教育活動等の改善を促進するという目的に見合うものであった」（評4-(2)-②）かとの質問については、「そう思う」が 55%、「どちらとも言えない」が 39%、「そう思わない」が 6%、「評価作業に費やした労力は、対象法科大学院の教育活動等について社会から理解と支持を得るという目的に見合うものであった」（評4-(2)-③）かとの質問については、肯定的な回答が 50%（「強くそう思う」 2%、「そう思う」 48%）、「どちらとも言えない」が 43%、「そう思わない」が 7%であった。

いずれについても肯定的な回答が半数程度あるものの、否定的又はどちらとも言えないとする回答も半数程度見られた。



### ③評価と課題

#### ・対象校から見た作業量・スケジュール等

評価に費やした作業のうち、自己評価書の作成について、9割以上の対象校が作業量が大いとしており、作業期間については4割程度の対象校が適当であるとしたものの、とても長いとする回答も約4割を占めた。自由記述においても、資料のさらなる標準化、定形化を求める意見もあり、引き続き作業量を軽減するための工夫を図ることが望まれる。

訪問調査に関しては、「訪問調査時の確認事項」の対応については、作業期間については半数の対象校が適当であるとしたものの、作業量については、大いとする回答が約9割となった。また、「訪問調査のための事前準備」については、作業期間は、半数以上の対象校が適当であるとしたものの、作業量については大いとする回答が7割以上となった。自由記述においても、「訪問調査時の確認事項」への対応についてはもう少し余裕がほしいといった意見もあることから、作業量を軽減するための工夫を検討するとともに、引き続き対象校の理解を深めるため、これまでに実施した評価の経験の蓄積を説明会や研修会の場を通じて伝えることが重要であると考えられる。

訪問調査当日の対応については、作業量については5割以上、作業期間については約7割の対象校が適当であるとの回答であった。

なお、意見の申立てに関しては、作業量については約7割、作業期間については全ての対象校が適当であると回答した。

評価に費やした労力が、教育活動等の「質の保証」「改善の促進」「社会の理解と支持」の3つの目的に照らして見合うものであったかについては、肯定的な回答が「質の保証」及び「社会の理解と支持」については半数、「改善の促進」については4割程度にとどまった。

評価のスケジュールに関しては、自己評価書の提出時期、訪問調査の時期いずれについても、8割以上の対象校が適当であるとしており、おおよそ評価されていることがわかる。

#### ・評価担当者から見た作業量・スケジュール等

評価に費やした作業のうち、自己評価書の書面調査については、8割以上の評価担当者が作業量が大いとしており、作業期間については長いとする回答が半数程度を占めた。自由記述においても、書面調査の作業量及び作業時期について改善を求める意見が複数あったことから、引き続き作業量を軽減するための工夫を図ることが望まれる。

また、訪問調査の参加、評価報告書原案の作成については、作業量、作業期間ともに約8割の評価担当者が適当であるとしており、概ね評価されている。

評価に費やした労力が、教育活動等の「質の保証」「改善の促進」「社会の理解と支持」の3つの目的に照らして見合うものであったかについては、いずれについても肯定的な回答が半数程度にとどまり、否定的又はどちらとも言えないとする回答も一定数見られた。

## (9) 評価についての全般的な意見・感想

(1)～(8)に挙げたもののほか、評価全般について、対象校及び評価担当者から、主に次のような意見・感想があった。

### ・対象校からの意見・感想

対象校から寄せられた意見・感想においては、認証評価機関として機構を選択した理由について、「最も信頼がおけ、厳格な評価を受けることができるものと考えた」、「基準が具体的かつ明確であると考えた」、「機構が認証評価機関として高い能力を有し、公正な評価を行うと考え、評価についても、それだけ社会的に高い評価につながると考えた」などが挙げられた。

本評価を受けるにあたって、予備評価を受けたことによる効果については、「本評価に向けて課題を自覚し、相応の改善策を講じた上で本評価に臨むことができた」、「評価作業の継続性確保、および、労力減少について、よい効果があった」などの感想が寄せられた。

機構の評価を受けた感想としては、「自己評価において十分に把握できていなかった教育活動等についての課題を把握することができ、教職員全体が評価活動の重要性を再認識し、組織的に教育活動等の運営を行うことの重要性を再確認することができた」、「公平かつ公正なものであった」など、期待どおり又は期待以上であったとする感想が寄せられた。

また、「評価のレベルを落とすことなく、しかし、基準や解釈指針の運用については、ややリジットになりすぎていないかとの懸念もあり、もう少し柔軟な対応をお願いしたい」などの意見も寄せられた。

### ・評価担当者からの意見・感想

評価担当者から寄せられた意見・感想においては、「試行錯誤を経て評価作業が一般的に改善されているように感じる」、「機構の詳細かつ綿密な評価基準及びその解釈に関係したことで評価機関の評価の必要性を知った」、「自分が所属する法科大学院の今後のありかたを考える上で非常に参考になった」、「旧司法試験時代や司法研修所教育（時代）とは異なる多面的な視野を持ち、あるべき方向性を探るきっかけになった」、など、評価作業を通じて得られたものがあるとする感想が複数寄せられた。

一方、「基準の重要度にめりはりががないため、結局はデータの有無だけに左右されてしまうことに問題はないか」、「認証評価のシステム自体も建設的なプロセスの一環であるということを評価の公表に際して強調すべきではないか」、「各法科大学院の自主性に委ね、評価基準を簡素化し、また、評価のための作業が効率化できるよう何らかの工夫をすることを検討すべきである」などの意見・感想も寄せられた。

### 3. 総括

本報告書では、アンケート調査した項目のうち、主要な9つの事項、すなわち、「(1) 基準及び解釈指針について」「(2) 評価担当者に対する研修について」「(3) 自己評価書について」「(4) 認証評価説明会・自己評価担当者等に対する研修会について」「(5) 書面調査・訪問調査について」「(6) 評価結果(評価報告書)について」「(7) 評価を受けたことによる効果・影響について」「(8) 評価の作業量・スケジュール等について」「(9) 評価についての全般的な意見・感想」について、整理・分類し、分析・評価した結果をまとめている。以下にその概要を述べ総括する。

(1) 基準及び解釈指針の構成や内容については、対象校及び評価担当者双方から、法科大学院の教育活動等の「質の保証」「改善の促進」という評価の目的に照らして適切であると評価され、教育活動を中心に設定していることについても、適切であると評価されている。一方、教育活動等について「社会からの理解と支持」を得るという目的に照らしては、概ね適切であったとするものの、「質の保証」「改善の促進」という目的に比べて肯定的な回答が少なかったことから、評価結果の公表方法等を含め、引き続き社会からの理解が得られるよう今後も工夫をしていく必要がある。

また、具体の基準及び解釈指針については、対象校及び評価担当者双方から評価しにくいものがあるとする回答が一定数見られたことから、今後も説明会、研修会等で詳細かつ明快に説明していくとともに、基準及び解釈指針の表現の適切性等について引き続き検討していくことが必要である。

(2) 評価担当者に対する研修については、説明内容や配付資料については概ね理解しやすく役立ったと評価されている。

しかし、研修の時間、長さについては必ずしも適切であったと評価されておらず、引き続き研修内容の工夫を図っていく必要がある。

(3) 自己評価書については、自己評価の適切性、わかりやすさ等について、対象校と評価担当者間で認識の差があることがわかった。

また、自己評価書の添付資料については、対象校からは資料の提示方法に困難を感じるとする意見があり、評価担当者からは、根拠資料の不備・不足があったとする意見があった。このような課題は、今後、対象校が評価の経験を積み重ねることにより、徐々に解消されることを期待するものの、引き続き、機構の定める評価基準に関する対象校の理解をより一層深めることや、特に自己評価書作成に当たっての留意点について説明を充実させることが必要である。

(4) 認証評価説明会・自己評価担当者等に対する研修会については、対象校から、概ね理解しやすく役立ったとの評価がなされている。また、資料については、説明会、研修会の配付資料及び自己評価実施要項等の冊子ともに理解しやすく役立ったと評価されている。

(5) 書面調査については、対象校からは、訪問調査の前に提示される「書面調査による分析状況」及び「訪問調査時の確認事項」について、必ずしも評価されているとは言えず、提出書類の負担軽減、質問の趣旨の明確化を求める意見も寄せられている。一方、評価担当者からは、必要資料は自己評価書及び添付資料で十分であるものの、機構が示した書面調査票の様式について工夫を望む意見も寄せられていることから、引き続き様式について検討する必要がある。

訪問調査の実施内容に関しては、対象校及び評価担当者双方から肯定的な回答が約6割にとどまっている。平成20年度においては、授業見学対象数を増やすため、訪問調査担当委員を分けて、同一時間帯に実施されている授業科目を2つ以上平行して見学することとしたところであるが、評価担当者から一般教員との面談、教育現場の視察の充実を求めるなどの意見が見られたことから、引き続き、より効果を得るための工夫について検討することが望まれる。

(6) 評価結果（評価報告書）については、対象校から、内容は総じて適切であり、それぞれの教育活動等の質の保証、改善の促進、社会からの理解・支持を得るために十分なものであるとともに、各対象校の目的、規模に照らして概ね適切であると評価され、その記述についても概ねわかりやすいとの評価を得た。

しかしながら、教育活動等に関して新たな視点が得られたかどうか、評価報告書の内容が対象校の実態に即しているかどうかについては、必ずしも対象校からは十分な評価が得られていない。また、マスメディア等の報道の適切性については、十分でないとの評価されており、法科大学院認証評価制度や機構の行う評価の趣旨や内容についての社会の理解が得られるよう、引き続き検討していくことが望まれる。

一方、評価担当者からは、書面調査、訪問調査の内容が評価結果に反映されたと評価されており、評価報告書の構成、結果の表し方についても適切であるとされている。

(7) 対象校が自己評価を行ったことによる効果・影響については、教育活動等の状況や課題の把握に役立ち、教育活動等の改善の促進につながるなどの効果・影響があったことがわかる。

一方、教職員の意識への効果・影響については、評価に関する知識や技術の向上、自己評価、教育活動等の組織的運営の重要性の浸透については概ね効果・影響があったとするものの、各教員の教育活動等へ取組の意識向上、マネジメントの改善促進、

個性的な取組の促進、将来計画の策定へは効果・影響があったとするまでには至っておらず、各対象校での今後の取組が期待される。

次に、評価結果を受けたことによる効果・影響については、教育活動等の状況や今後の課題の把握に役立ち、教育活動等の改善促進、質保証に効果・影響があったことがわかる。

一方、教職員の意識への効果・影響については、自己評価、教育活動等の組織的運営の重要性、評価に関する知識や技術の向上、教育活動等への取組の意識向上、評価結果の内容の浸透、それぞれに概ね効果・影響があったとするものの、マネジメントの改善促進、個性的な取組の促進、将来計画の策定への効果・影響があったとするまでには至っておらず、各対象校での今後の取組が期待される。

また、学生（今後入学する学生を含む）及び社会の理解と支持への効果・影響については、必ずしも理解が得られているとは考えられていないことから、引き続き認証評価制度や機構の行う評価に対する社会の認知度を高めていく必要がある。

評価結果の活用については、各対象校が教育活動等の改善・向上に取り組んでいることから、活用されていることがわかる。

（８）評価の作業量・スケジュール等については、対象校では、自己評価書作成、「訪問調査時の確認事項」への対応についての作業量が大きいと考えている。これについては、作業量を軽減するための工夫を検討するとともに、引き続き、対象校の理解を深めるため、これまでに実施した評価の経験の蓄積を説明会や研修会の場を通じて伝えることが重要であると考えられる。なお、訪問調査当日の対応、意見の申立てに関しては概ね適当であるとしている。

次に評価担当者では、自己評価書の書面調査の作業量が大きいと感じており、引き続き作業量を軽減するための工夫を図ることが望まれる。訪問調査の参加、評価報告書の原案作成に関しては概ね適当であるとしている。

評価に費やす労力については、対象校、評価担当者とも、「質の保証」「改善の促進」「社会の理解と支持」という評価の３つの目的に見合うものであるとは必ずしも明確に評価されておらず、引き続き留意する必要がある。

（９）評価についての全般的な意見・感想については、対象校から、機構の評価を受けた感想として、公平かつ公正なものであったなど、期待どおりであったとする感想が複数寄せられたほか、基準や解釈指針の運用については、ややリジットになりすぎていないかとの懸念もあり、評価のレベルを落とすことなくもう少し柔軟な対応をお願いしたいなどの意見も寄せられた。

評価担当者においては、機構の評価作業を通じて得られたものがあるとする感想が寄せられたほか、認証評価のシステム自体も日本における未来の法曹と社会がどうあ

るべきかを議論する建設的なプロセスの一環であるということを評価の公表に際して強調すべきではないかなどの意見も寄せられた。

今回の検証によって、各法科大学院における評価への積極的な取組、改善に向けた努力、そして成果が確認された。一方で、評価作業の負担軽減を図るとともに、各法科大学院の取組を適切に社会に示すことにより、法科大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう、引き続き検討していく必要性も示唆された。

# 参 考 资 料



## 参考資料 目次

- 1 認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（選択式回答）【対象校】
- 2 認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（選択式回答）【評価担当者】
- 3 認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（自由記述）【対象校】
- 4 認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（自由記述）【評価担当者】
- 5 認証評価に関する検証のためのアンケート【対象校】
- 6 認証評価に関する検証のためのアンケート【評価担当者】

※ なお、アンケートの自由記述については、原則、原文をそのまま掲載した。（ただし、具体の法科大学院や個人等が特定されるものについては、特定できないような表現に改めた上で掲載した。）

認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果(選択式回答)

【対象校】(法科大学院)

1. 基準及び解釈指針について

【5:強く思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計
機関1-	① 基準及び解釈指針の構成や内容は、貴法科大学院の教育活動等の質を保証するために適切であった	2	12	2	0	0	16
		13%	74%	13%	0%	0%	100%
機関1-	② 基準及び解釈指針の構成や内容は、貴法科大学院の教育活動等の改善を促進するために適切であった	3	9	2	2	0	16
		18%	56%	13%	13%	0%	100%
機関1-	③ 基準及び解釈指針の構成や内容は、貴法科大学院の教育活動等について社会から理解と支持を得るために適切であった	1	11	4	0	0	16
		6%	69%	25%	0%	0%	100%
機関1-	④ 基準及び解釈指針の構成や内容を、教育活動を中心に設定していることは適切であった	3	11	1	1	0	16
		19%	69%	6%	6%	0%	100%

【2:ある 1:ない】

		2	1	計
機関1-	⑤ 自己評価しにくい基準又は解釈指針があった	8	8	16
		50%	50%	100%
機関1-	⑥ 内容が重複する基準又は解釈指針があった	1	15	16
		6%	94%	100%

2. 評価の方法及び内容について

(1) 自己評価について

【5:強く思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計
機関2-(1)-	① 基準及び解釈指針に基づき、適切に自己評価を行うことができた	3	11	2	0	0	16
		19%	69%	12%	0%	0%	100%
機関2-(1)-	② 自己評価書に添付する資料は、既に蓄積していたもので十分対応することができた	0	8	3	5	0	16
		0%	50%	19%	31%	0%	100%

【2:迷った 1:迷っていない】

		2	1	計
機関2-(1)-	③ 自己評価書に添付する資料について、どのようなものを用意すべきか迷った	6	10	16
		38%	62%	100%

【5:強く思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計
機関2-(1)-	④ 貴法科大学院の総合的な状況が広く社会等の理解を得るために、わかりやすい自己評価書を作成することができた	4	8	3	1	0	16
		25%	50%	19%	6%	0%	100%
機関2-(1)-	⑤ 自己評価書の完成度は満足できるものであった	5	9	1	1	0	16
		31%	57%	6%	6%	0%	100%
機関2-(1)-	⑥ 自己評価書には文字数制限を設けているが、文字数は自己評価書を作成する上で十分な量であった	3	9	2	1	1	16
		19%	56%	13%	6%	6%	100%

【2:参考にした 1:参考にしなかった】

		2	1	計
機関2-(1)-	⑦ 自己評価書の作成にあたって、すでに機構の認証評価を受けた他大学の自己評価書を参考にした	8	8	16
		50%	50%	100%

## (2) 訪問調査等について

【5: 強くそう思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計
機関2-(2)-①	訪問調査の前に提示された、「書面調査による分析状況」の内容は適切であった	1	7	7	1	0	16
		6%	44%	44%	6%	0%	100%
機関2-(2)-②	訪問調査の前に提示された、「訪問調査時の確認事項」の内容は適切であった	1	7	5	3	0	16
		6%	44%	31%	19%	0%	100%
機関2-(2)-③	訪問調査時に機構の評価担当者(事務担当者を除く。以下同様。)が質問した内容は適切であった	2	9	4	1	0	16
		13%	56%	25%	6%	0%	100%
機関2-(2)-④	訪問調査の実施内容(法科大学院関係者(責任者)面談や一般教員等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査、学生との面談)は適切であった	3	9	4	0	0	16
		19%	56%	25%	0%	0%	100%
機関2-(2)-⑤	訪問調査では、機構の評価担当者との間で、教育活動等の状況に関する共通理解を得ることができた	3	6	6	1	0	16
		18%	38%	38%	6%	0%	100%
機関2-(2)-⑥	訪問調査時の機構の評価担当者の人数や構成は適切であった	3	10	3	0	0	16
		19%	62%	19%	0%	0%	100%
機関2-(2)-⑦	訪問調査時の機構の評価担当者は十分に研修を受けていたと思う	4	8	4	0	0	16
		25%	50%	25%	0%	0%	100%

## (3) 意見の申立てについて

【5: 強くそう思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計
機関2-(3)-①	意見の申立ての実施方法及びスケジュールは適切であった	4	9	3	0	0	16
		25%	56%	19%	0%	0%	100%
機関2-(3)-②	「意見の申立ての内容及びその対応」を評価報告書に掲載したことは適切であった	3	8	5	0	0	16
		19%	50%	31%	0%	0%	100%
機関2-(3)-③	貴法科大学院からの意見の申立てに対する機構の対応は適切であった	0	0	1	1	0	2
		0%	0%	50%	50%	0%	100%

### 3. 評価の作業量、スケジュール等について

#### (1) 評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間について

##### <作業量>

【5:とても大きい～3:適当～1:とても小さい】

		5	4	3	2	1	計
機関3-(1)-①	自己評価書の作成	14	1	1	0	0	16
		88%	6%	6%	0%	0%	100%
機関3-(1)-②	訪問調査の前に提示された「訪問調査時の確認事項」への対応	7	7	2	0	0	16
		44%	44%	12%	0%	0%	100%
機関3-(1)-③	訪問調査のための事前準備	6	6	4	0	0	16
		38%	38%	24%	0%	0%	100%
機関3-(1)-④	訪問調査当日の対応	5	2	9	0	0	16
		31%	13%	56%	0%	0%	100%
機関3-(1)-⑤	意見の申立て	0	1	9	2	1	13
		0%	8%	69%	15%	8%	100%

##### <作業期間>

【5:とても長い～3:適当～1:とても短い】

		5	4	3	2	1	計
機関3-(1)-①	自己評価書の作成	6	0	7	3	0	16
		37%	0%	44%	19%	0%	100%
機関3-(1)-②	訪問調査の前に提示された「訪問調査時の確認事項」への対応	3	2	8	2	1	16
		18%	13%	50%	13%	6%	100%
機関3-(1)-③	訪問調査のための事前準備	3	2	9	1	1	16
		19%	13%	56%	6%	6%	100%
機関3-(1)-④	訪問調査当日の対応	2	1	11	1	1	16
		13%	6%	69%	6%	6%	100%
機関3-(1)-⑤	意見の申立て	0	0	13	0	0	13
		0%	0%	100%	0%	0%	100%

#### (2) 評価作業に費やした労力について

【5:強く思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計
機関3-(2)-①	評価作業に費やした労力は、貴法科大学院の教育活動等の質の保証という目的に見合うものであった	0	8	4	4	0	16
		0%	50%	25%	25%	0%	100%
機関3-(2)-②	評価作業に費やした労力は、貴法科大学院の教育活動等の改善を進めるといふ目的に見合うものであった	1	6	4	5	0	16
		6%	38%	25%	31%	0%	100%
機関3-(2)-③	評価作業に費やした労力は、貴法科大学院の教育活動等について社会から理解と支持を得るといふ目的に見合うものであった	0	8	5	3	0	16
		0%	50%	31%	19%	0%	100%

#### (3) 評価のスケジュールについて

【2:適当 1:適当でない】

		2	1	計
機関3-(3)-①	自己評価書の提出時期(6月末)は適当であった	14	2	16
		87%	13%	100%
機関3-(3)-②	訪問調査の実施時期(10月下旬～12月中旬)は適当であった	14	2	16
		87%	13%	100%

4. 説明会・研修会等について

【5:強く思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計
機関4-	① 説明会の配付資料は理解しやすかった	1	13	2	0	0	16
		6%	81%	13%	0%	0%	100%
機関4-	② 説明会の内容は理解しやすかった	2	10	3	1	0	16
		13%	62%	19%	6%	0%	100%
機関4-	③ 説明会の内容は役立った	4	8	4	0	0	16
		25%	50%	25%	0%	0%	100%
機関4-	④ 自己評価担当者等に対する研修会の配布資料は理解しやすかった	4	10	2	0	0	16
		25%	62%	13%	0%	0%	100%
機関4-	⑤ 自己評価担当者等に対する研修会の内容は理解しやすかった	5	7	3	1	0	16
		31%	44%	19%	6%	0%	100%
機関4-	⑥ 自己評価担当者等に対する研修会の内容は役立った	5	7	4	0	0	16
		31%	44%	25%	0%	0%	100%
機関4-	⑦ 機構が配付している自己評価実施要項等の冊子は役立った	5	9	2	0	0	16
		31%	56%	13%	0%	0%	100%
機関4-	⑧ 機構が行った訪問説明は役立った	5	5	6	0	0	16
		31%	31%	38%	0%	0%	100%
機関4-	⑨ 説明会、研修会等における機構の事務担当者の対応(質問等に対する対応)は適切であった	4	7	5	0	0	16
		25%	44%	31%	0%	0%	100%

5. 評価結果(評価報告書)について

(1) 評価報告書の内容等について

【5:強く思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計
機関5-(1)	① 評価報告書の内容は、貴法科大学院の教育活動等の質の保証をするために十分なものであった	1	12	3	0	0	16
		6%	75%	19%	0%	0%	100%
機関5-(1)	② 評価報告書の内容は、貴法科大学院の教育活動等の改善に役立つものであった	3	9	3	1	0	16
		19%	56%	19%	6%	0%	100%
機関5-(1)	③ 評価報告書の内容は、貴法科大学院の教育活動等について社会の理解と支持を得ることを支援・促進するものであった	3	8	4	1	0	16
		19%	50%	25%	6%	0%	100%
機関5-(1)	④ 評価報告書の内容は、貴法科大学院の目的に照らし適切なものであった	4	8	4	0	0	16
		25%	50%	25%	0%	0%	100%
機関5-(1)	⑤ 評価報告書の内容は、貴法科大学院の実態に即したものであった	4	6	5	1	0	16
		25%	38%	31%	6%	0%	100%
機関5-(1)	⑥ 評価報告書の内容は、貴法科大学院の規模等(資源・制度など)を考慮したものであった	3	8	4	1	0	16
		19%	50%	25%	6%	0%	100%
機関5-(1)	⑦ 評価報告書の内容から、教育活動等に関して新たな視点が得られた	4	4	6	2	0	16
		25%	25%	37%	13%	0%	100%
機関5-(1)	⑧ 評価報告書の構成及び内容は分かりやすいものであった	5	6	5	0	0	16
		31%	38%	31%	0%	0%	100%
機関5-(1)	⑨ 総じて、機構による評価報告書の内容は適切であった	5	8	3	0	0	16
		31%	50%	19%	0%	0%	100%

(2) 自己評価書及び評価報告書の公表について

【2:している 1:していない】

		2	1	計
機関5-(2)	① 今回の評価のために作成した自己評価書をウェブサイトなどで公表している	11	5	16
		69%	31%	100%
機関5-(2)	② 評価報告書をウェブサイトなどで公表している	12	4	16
		75%	25%	100%

(3) 評価結果に関するマスメディア等の報道について

【5:強く思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計
機関5-(3)	① 評価結果に関して、マスメディア等から適切な報道がなされた	0	2	10	4	0	16
		0%	13%	62%	25%	0%	100%

6. 評価を受けたことによる効果・影響について

(1) 自己評価を行ったことによって、次のような効果・影響がありましたか

【5:強く思う～3:どちらとも言えない～1:全く思わない】

		5	4	3	2	1	計
機関6-(1)	① 貴法科大学院の教育活動等について全般的に把握することができた	5	10	1	0	0	16
		31%	63%	6%	0%	0%	100%
機関6-(1)	② 貴法科大学院の教育活動等の今後の課題を把握することができた	4	11	0	1	0	16
		25%	69%	0%	6%	0%	100%
機関6-(1)	③ 教育活動等を組織的に運営することの重要性が教職員に浸透した	3	9	4	0	0	16
		19%	56%	25%	0%	0%	100%
機関6-(1)	④ 各教員の教育活動等に取り組む意識が向上した	1	9	6	0	0	16
		6%	56%	38%	0%	0%	100%
機関6-(1)	⑤ 貴法科大学院の教育研究活動等の改善を促進した	3	9	3	1	0	16
		19%	56%	19%	6%	0%	100%
機関6-(1)	⑥ 貴法科大学院の将来計画の策定に役立った	3	6	7	0	0	16
		19%	37%	44%	0%	0%	100%
機関6-(1)	⑦ 貴法科大学院のマネジメントの改善を促進した	1	8	7	0	0	16
		6%	50%	44%	0%	0%	100%
機関6-(1)	⑧ 貴法科大学院の個性的な取組を促進した	1	5	8	2	0	16
		6%	31%	50%	13%	0%	100%
機関6-(1)	⑨ 自己評価を行うことの重要性が教職員に浸透した	2	10	4	0	0	16
		13%	62%	25%	0%	0%	100%
機関6-(1)	⑩ 評価の考え方や評価方法に関する教職員の知識や技術が向上した	3	10	3	0	0	16
		19%	62%	19%	0%	0%	100%

(2) 機構の評価結果を受けて、次のような効果・影響があると思いますか

【5:強く思う～3:どちらとも言えない～1:全く思わない】

		5	4	3	2	1	計
機関6-(2)	① 貴法科大学院の教育活動等について全般的に把握することができる	5	9	2	0	0	16
		31%	56%	13%	0%	0%	100%
機関6-(2)	② 貴法科大学院の教育活動等の今後の課題を把握することができる	4	10	1	1	0	16
		25%	63%	6%	6%	0%	100%
機関6-(2)	③ 教育活動等を組織的に運営することの重要性が教職員に浸透する	2	10	4	0	0	16
		13%	62%	25%	0%	0%	100%
機関6-(2)	④ 各教員の教育活動等に取り組む意識が向上する	1	10	5	0	0	16
		6%	63%	31%	0%	0%	100%
機関6-(2)	⑤ 貴法科大学院の教育活動等の改善を促進する	3	10	1	2	0	16
		19%	62%	6%	13%	0%	100%
機関6-(2)	⑥ 貴法科大学院の将来計画の策定に役立つ	2	8	5	1	0	16
		13%	50%	31%	6%	0%	100%
機関6-(2)	⑦ 貴法科大学院のマネジメントの改善を促進する	1	9	6	0	0	16
		6%	56%	38%	0%	0%	100%
機関6-(2)	⑧ 貴法科大学院の個性的な取組を促進する	1	5	8	2	0	16
		6%	31%	50%	13%	0%	100%
機関6-(2)	⑨ 自己評価を行うことの重要性が教職員に浸透する	2	10	4	0	0	16
		13%	62%	25%	0%	0%	100%
機関6-(2)	⑩ 教職員に評価結果の内容が浸透する	1	10	5	0	0	16
		6%	63%	31%	0%	0%	100%
機関6-(2)	⑪ 評価の考え方や評価方法に関する教職員の知識や技術が向上する	2	12	2	0	0	16
		13%	74%	13%	0%	0%	100%
機関6-(2)	⑫ 貴法科大学院の教育活動等の質が保証される	4	9	3	0	0	16
		25%	56%	19%	0%	0%	100%
機関6-(2)	⑬ 学生(今後入学する学生を含む)の理解と支持が得られる	2	8	6	0	0	16
		13%	50%	37%	0%	0%	100%
機関6-(2)	⑭ 広く社会の理解と支持が得られる	2	9	5	0	0	16
		13%	56%	31%	0%	0%	100%
機関6-(2)	⑮ 他大学の評価結果から優れた取組を参考にする	1	8	7	0	0	16
		6%	50%	44%	0%	0%	100%

7. 評価結果の活用について

(1) 今回の評価(機構の評価結果だけでなく、貴法科大学院における自己評価及びその後の評価の過程で得られた知見を含む。)を契機と課題として認識し、何らかの変更・改善を予定している事項(または実施済みの事項)について

(省略)

(2) 今後、次のような事柄に評価報告書を用いる予定について(複数回答可)

- 1 貴法科大学院または貴大学の広報誌に評価結果を掲載する。
- 2 貴法科大学院または貴大学のウェブサイトで評価結果を公表する。
- 3 資金獲得のための申請書に記載する。
- 4 学生募集の際に用いる。
- 5 その他(具体的に)

1	2	3	4
3	12	0	3

改善を要する点として指摘された事項への取り組みを最優先し、そのうえで活用方法を考えていきたい。  
評価結果のみ、広報誌、ウェブサイトへの掲載や学生募集での利用を予定している。

8. 本評価にあたっての予備評価の効果について

【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全く思わない】

		5	4	3	2	1	計
機関8-	① 本評価を受けるにあたって、以前に予備評価を受けたことで、よい効果があった	4	4	1	0	0	9
		44%	44%	12%	0%	0%	100%

認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果(選択式回答)

【評価担当者】(法科大学院)

1. 基準及び解釈指針について

【5:強く思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均
評1-	① 基準及び解釈指針の構成や内容は、対象法科大学院の教育活動等の質を 保証するために適切であった	1	44	8	1	0	54	3.83
		2%	81%	15%	2%	0%	100%	
評1-	② 基準及び解釈指針の構成や内容は、対象法科大学院の教育活動等の改善 を促進するために適切であった	2	44	8	0	0	54	3.89
		4%	81%	15%	0%	0%	100%	
評1-	③ 基準及び解釈指針の構成や内容は、対象法科大学院の教育活動等につい て社会から理解と支持を得るために適切であった	3	34	16	1	0	54	3.72
		6%	62%	30%	2%	0%	100%	
評1-	④ 基準及び解釈指針の構成や内容を、教育活動を中心に設定していることは 適切であった	6	37	11	0	0	54	3.91
		11%	69%	20%	0%	0%	100%	

【2:ある 1:ない】

		2	1	計	平均
評1-	⑤ 評価しにくい基準又は解釈指針があった	28	24	52	1.54
		54%	46%	100%	
評1-	⑥ 内容が重複する基準又は解釈指針があった	6	47	53	1.11
		11%	89%	100%	

2. 評価の方法及び内容・結果について

(1) 自己評価書について

【5:強く思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均
評2-(1)-	① 対象法科大学院の自己評価書は理解しやすかった	1	20	27	4	1	53	3.30
		2%	38%	50%	8%	2%	100%	
評2-(1)-	② 自己評価書には基準及び解釈指針の内容が適切に記述されていた	1	24	25	3	0	53	3.43
		2%	45%	47%	6%	0%	100%	
評2-(1)-	③ 自己評価書には必要な根拠資料が引用・添付されていた	1	18	27	7	0	53	3.25
		2%	34%	51%	13%	0%	100%	

(2) 書面調査について

【5:強く思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均
評2-(1)-	④ 機構が示した書面調査票等の様式は記入しやすかった	3	32	15	4	0	54	3.63
		6%	59%	28%	7%	0%	100%	
評2-(1)-	⑤ 書面調査を行うために、対象法科大学院の提出物以外の参考となる情報(客 観的データ等)があればよかった	0	3	36	13	2	54	2.74
		0%	6%	66%	24%	4%	100%	

(3) 訪問調査について

【5:強く思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均
評2-(2)-	① 「訪問調査時の確認事項」に対する対象法科大学院の回答内容は適切で あった	4	32	16	1	0	53	3.74
		8%	60%	30%	2%	0%	100%	
評2-(2)-	② 訪問調査によって不明な点を十分に確認することができた	6	40	7	0	0	53	3.98
		11%	76%	13%	0%	0%	100%	
評2-(2)-	③ 訪問調査の実施内容(法科大学院関係者(責任者)面談や一般教員等との面 談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査、学生・卒業生等との面談)は適 切であった	10	38	5	0	0	53	4.09
		19%	72%	9%	0%	0%	100%	
評2-(2)-	④ 訪問調査では、対象法科大学院と、教育活動等の状況に関する共通理解を 得ることができた	1	29	22	1	0	53	3.57
		2%	54%	42%	2%	0%	100%	
評2-(2)-	⑤ 訪問調査時の機構の評価担当者(事務担当者を除く)の人数や構成は適切 であった	10	35	7	1	0	53	4.02
		19%	66%	13%	2%	0%	100%	
評2-(2)-	⑥ 訪問調査における機構の事務担当者の対応は適切であった	30	23	0	0	0	53	4.57
		57%	43%	0%	0%	0%	100%	



(4) 評価結果について

【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均
評2-(3)-	① 自らが担当した書面調査、訪問調査の内容は、評価結果に十分反映された	7	44	2	1	0	54	4.06
		13%	81%	4%	2%	0%	100%	
評2-(3)-	② 第1章から第10章の評価で、基準を満たしているかどうかの判断を示すという方法は適切であった	6	38	8	2	0	54	3.89
		11%	70%	15%	4%	0%	100%	
評2-(3)-	③ 評価結果全体としての分量は適切であった	3	31	18	2	0	54	3.65
		6%	57%	33%	4%	0%	100%	
評2-(3)-	④ 評価報告書の最初に、全体の評価結果と併せて対象法科大学院の「主な優れた点」、「主な改善を要する点」を記述するという形式は適切であった	5	33	13	3	0	54	3.74
		9%	61%	24%	6%	0%	100%	

3. 研修について

【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均
評3-	① 研修の配付資料は理解しやすかった	4	34	11	0	1	50	3.80
		8%	68%	22%	0%	2%	100%	
評3-	② 研修の説明内容は理解しやすかった	5	35	7	1	0	48	3.92
		10%	73%	15%	2%	0%	100%	
評3-	③ 研修の内容は役立つ	6	30	13	0	0	49	3.86
		12%	61%	27%	0%	0%	100%	
評3-	④ 書面調査のシミュレーションは役立つ	4	29	16	0	0	49	3.76
		8%	59%	33%	0%	0%	100%	
評3-	⑤ 研修に費やした時間の長さは適切であった	2	29	16	1	0	48	3.67
		4%	61%	33%	2%	0%	100%	

4. 評価の作業量、スケジュール等について

(1) 評価に費やした作業量及び機構の設定した作業期間について

<作業量>

【5: とても大きい～3: 適当～1: とても小さい】

		5	4	3	2	1	計	平均
評4-(1)-	① 自己評価書の書面調査	20	26	8	0	0	54	4.22
		37%	48%	15%	0%	0%	100%	
評4-(1)-	② 訪問調査への参加	1	9	43	0	0	53	3.21
		2%	17%	81%	0%	0%	100%	
評4-(1)-	③ 評価報告書原案の作成	1	9	35	4	1	50	3.10
		2%	18%	70%	8%	2%	100%	

<作業期間>

【5: とても長い～3: 適当～1: とても短い】

		5	4	3	2	1	計	平均
評4-(1)-	① 自己評価書の書面調査	11	17	14	9	3	54	3.44
		20%	31%	26%	17%	6%	100%	
評4-(1)-	② 訪問調査への参加	2	8	41	2	0	53	3.19
		4%	15%	77%	4%	0%	100%	
評4-(1)-	③ 評価報告書原案の作成	1	7	39	2	1	50	3.10
		2%	14%	78%	4%	2%	100%	

(2) 評価作業に費やした労力について

【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均
評4-(2)-	① 評価作業に費やした労力は、対象法科大学院の教育活動等の質の保証という目的に見合うものであった	1	31	20	2	0	54	3.57
		2%	57%	37%	4%	0%	100%	
評4-(2)-	② 評価作業に費やした労力は、対象法科大学院の教育活動等の改善を促進するという目的に見合うものであった	0	30	21	3	0	54	3.50
		0%	55%	39%	6%	0%	100%	
評4-(2)-	③ 評価作業に費やした労力は、対象法科大学院の教育活動等について社会から理解と支持を得るという目的に見合うものであった	1	26	23	4	0	54	3.44
		2%	48%	43%	7%	0%	100%	

(3) 評価作業にかかった時間数について

評4-(3)-	① 自己評価書の書面調査	およそ 28 時間
評4-(3)-	② 訪問調査の準備	およそ 5 時間
評4-(3)-	③ 評価報告書原案の作成	およそ 6 時間

5. 評価部会等の運営について

【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全く思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均
評5-	① 評価部会、あるいは専門部会の委員の人数や構成は適切であった	14	31	8	1	0	54	4.07
		26%	57%	15%	2%	0%	100%	
評5-	② 部会運営は円滑であった	20	34	0	0	0	54	4.37
		37%	63%	0%	0%	0%	100%	

6. 評価全般について

【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全く思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均
評6-	① 今回の評価によって対象法科大学院の教育活動等の質が保証されると思う	5	30	16	3	0	54	3.69
		9%	55%	30%	6%	0%	100%	
評6-	② 今回の評価によって対象法科大学院の教育活動等の改善が促進されると思う	4	32	16	2	0	54	3.70
		7%	59%	30%	4%	0%	100%	
評6-	③ 今回の評価によって社会の理解と支持が支援・促進されると思う	1	26	25	1	0	53	3.51
		2%	49%	47%	2%	0%	100%	
評6-	④ 自己の専門知識・能力を評価作業・評価結果に活かすことができた	5	28	18	3	0	54	3.65
		9%	52%	33%	6%	0%	100%	
評6-	⑤ 今回の評価作業で得た知識を自身の所属組織の運営等に活かすことができた	5	27	16	3	2	53	3.57
		9%	51%	30%	6%	4%	100%	
評6-	⑥ 総じて機構の認証評価を経験できてよかった	19	29	6	0	0	54	4.24
		35%	54%	11%	0%	0%	100%	

認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（自由記述）【対象校】  
（法科大学院）

1. 評価基準及び解釈指針について

⑤自己評価しにくかった評価基準又は解釈指針について

（第2章）「教育内容」

- ・ 基準2-1-2につき、参考意見が付いたが、各科目群の境界は流動的であると考えられる。
- ・ 基準2-1-2：予備評価での事例のうち「改善を要する点」として、「新司法試験を意識した答案練習」が指摘されているが、問題視される「答案練習」の基準を解釈指針として具体的に明示していただきたい。
- ・ 基準2-1-2の適用について  
今回、ある授業科目の教育内容が「実質的に法律基本科目に当たる」とされ、また関連する授業科目の教育内容が「法律基本科目の内容と部分的に重複している」と判断されたが、そこには基準ないし解釈指針に基づく判断の仕方の問題があると考え。授業科目の区分について、貴機構のなした具体的判断にはいささか偏りがあるのではないか。
- ・ 解釈指針2-1-2-5（内容的に法律基本科目に当たる授業科目が、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目、その他の授業科目として開設されていないこと。）については、どのような授業内容であれば「内容的に法律基本科目に当たる授業科目」となるのか、必ずしも明らかでないと感じている。

（第3章）「教育方法」

- ・ 解釈指針3-2-1-5：具体的措置として例示されているが、たとえば授業の予習・復習のみならず補習まで含めて評価すべきか迷った。

（第6章）「入学者選抜等」

- ・ 解釈指針6-2-1-1および解釈指針6-2-1-2：「収容定員を上回る状態が恒常的」の内容をもう少し具体的に示していただきたい。また、「恒常的にならない措置」とはどのようなものを想定されているのか示していただきたい（成績評価を甘くして原級留置者を減らすのは本末転倒なので）。

（第7章）「学生の支援体制」

- ・ 基準7-1-1が「履修指導」に関する記述を求めているが、基準4-2-1等を満たすために法科大学院は必修科目・選択必修科目を多く設定せざるを得ず、また基準3-3-1により履修科目登録単位数の上限も設けているため、個別に履修指導を行う余地はほとんど残されていない。そのため基準7-1-1に関しては主として、カリキュラム自体を学生の履修に資するように編成していることを記述せざるを得ないが、そうすると基準2-1-3等に関する記述の繰り返しになってしまい、どのように記述すべきか迷った。

（第8章）「教員組織」

- ・ いわゆるダブル専任に関する解釈指針8-1-2-4（基準8-1-2に規定する専任教員は、平成25年度までの間、解釈指針8-1-2-3の規定にかかわらず、同基準に規定する教員の数の3分の1を超えない範囲で、大学設置基準第13条に規定する専任教員の数及び大学院設置基準第9条に規定する教員の数に算入することができるものとする。《以下略》）について、「ダブル専任の教員数」が設置基準上の所要教員数の3分の1以下でなければならないのか、「法科大学院のみ専任の教員数」が設置基準上の所要教員数の3分の2以上であればよいのかについて疑義が生じ、本評価の際の解釈と予備評価の際の解釈とが異なるのではないかと疑問をもった。

【対象校】

(第9章)「管理運営等」

- ・ 基準9-2-2及び基準9-2-3。
- ・ 解釈指針9-2-3-1 (自己点検及び評価においては、当該法科大学院における教育活動等を改善するための目標を設定し、この目標を実現するための方法及び取組の状況等について示されていることが望ましい。)の「目標」が、自己評価書ⅡやⅢ1で記載される教育の目的や目標とどのように違うのかが、必ずしも明瞭でなかった。

(その他)

- ・ その都度、御機構ご担当者の方に、照会させていただき、ご教示いただきました。

#### ⑥重複していると思われる評価基準又は解釈指針について

- ・ ほかに、基準7-1-2と基準7-1-3についても分けて記述しにくかった。

#### ○評価基準及び解釈指針についての意見、感想など

- ・ 基準9-2-2および基準9-2-3の目標達成のアプローチにつき、当法科大学院と評価機構との見解の相違があった。すなわち、評価機構は、具体的対応につき、中長期的な目標を定めた実施体制をあらかじめ整備することが望ましいとの見解であったが、当法科大学院では、問題発生に応じて、常に実施体制を点検しつつ対応し整備が進んで行くことが望ましいと考えた。後者の方が目標達成のためにはより良いアプローチではないかと考えられる。
- ・ 解釈指針3-1-2-1：1クラスの受講者数について、解釈指針として明記された内容は明確であるが、その運用が不透明であるとの印象を受けた。また、そもそも、なぜ「50人」を標準としているのか。たとえば、60人でも「双方向的又は多方向的な密度の高い教育」が行われていることが確認できれば問題ないのではないかと疑問がある。
- ・ 法科大学院の運営に関して留意すべき事項が網羅されており、認証評価を受けたこととともに、こうした基準および解釈指針が示されていること自体が、本法科大学院の運営の参考になった。
- ・ 基準及び解釈指針の内容はほぼ適正なものとするが、その運用上、法科大学院によってバラつきがないかどうか、不安になった。また、あまり厳格に基準や解釈指針を適用すると、当該法科大学院の独創性が損なわれるのではないかと危惧も抱いた。
- ・ 基準及び解釈指針のいずれについても、適切なものと思われる。
- ・ 授業科目の区分について、なるべく認証評価機関によって判断が異ならないような措置をお願いしたい。  
：評価基準【4-1-2】に関する改善を要する点として、指摘を受けた授業科目について、その指摘内容に異論はございません。ただ、対象とされた連携科目は、連携先であり当該科目を開設している法科大学院においては、他の認証評価機関による認証評価において展開・先端科目として認められておりますため、ご指摘に従い、本法科大学院での当該科目の科目区分を、法律実務基礎科目とした場合には、同一科目の区分が連携先の法科大学院と本法科大学院とで異なることになりかねない状況です。
- ・ 基準及び解釈指針の偏りについて  
貴機構の評価基準及び解釈指針は、教育活動を中心に設定されている。しかし、法科大学院が社会から理解され支持されるためには法科大学院が展開している教育を通じた社会貢献に着目した評価基準も必要ではなからうか。教育による社会貢献を正當に評価する項目がないことは、法科大学院の全体像の把握として十分とはいえないのではなからうか。
- ・ 解釈指針の運用における「重箱の隅をつつく」形式的厳格主義について  
貴機構の解釈基準は、他の認証評価機関のそれと比べて極めて詳細である。その点は評価を受ける側として何が求められているかが明確であるとのメリットもある。しかし、解釈指針の実際の運用が、貴機構の職員によって、過度に厳格に行われ、必要以上の資料の提出を法科大学院に要求するという結果をもたらしている。

【対象校】

これでは何のための評価か疑問である。この際、三つの認証評価機関どうして意見交換し、評価基準及び解釈指針を見直してみたらいかであろうか。

・ 基準2-1-2の適用について

(1) 2-1-2の基準につき、とくに展開・先端科目について貴機構の判断は一貫していないように思われる。

たとえば、「展開・先端科目としては、具体的教育内容が法律基本科目の教育内容と部分的に重複している授業科目があるもの」(※)とあり、この指摘は債権回収法ⅠおよびⅡを指していると理解される。

そうすると、それ以外の展開・先端科目の各授業科目については、「具体的教育内容が法律基本科目の教育内容と」重複していないことになるが、しかしそれは事実と反する。たとえば知的財産や企業法務などの各科目において、民法や商法などの法律基本科目の教育内容と部分的に重複しないはずがなく、その他の科目の「医事・生命倫理と法」や「環境」においても憲法の人権はもとより法律基本科目のいずれかの教育内容と、大なり小なり重複しているのである。

そうすると、教育内容の重複を理由とするならば、これらすべては法律基本科目への区分整理をせざるをえなくなるが、それがおかしいことは自明であり、また貴機構もそのような判断はしていない。ではなぜ債権回収法Ⅰのみ実質的に法律基本科目に当たるとの結論に至ったのか。

(2) 貴機構の判断においては、基本的に、法律基本科目の教育内容との重複如何という判断が他の展開・先端科目においてはまったくなされず、指摘を受けた授業科目の分野のみその比重が高いことが特徴的である。

その原因として、指摘を受けた授業科目の分野がまだ十分に認知されておらず、したがって独立した授業科目として認められるには至っていないことが考えられるが、基準の判断に即していえば、そもそも同基準の「応用的先端的な法領域」又は「その他の実定法に関する多様な分野」に関する実質的判断があるようには思えない。

推測するならば、指摘を受けた授業科目の分野が独立した授業科目として認められていないため、基準の「その他の実定法に関する多様な分野」としても認定されず、したがって「応用的先端的な法領域」という判断も実質的になされなかったように見受けられる。

(3) 言うまでもなく、展開・先端科目の科目はすべてそれぞれ固有の視点を有し、それにそって授業科目の内容が組み立てられている。そのため、それぞれが「応用的先端的な法領域」又は「その他の実定法に関する多様な分野」に関する科目として成立していればよく、結果、その科目は「法律基本科目以外のもの」となるのである。すなわち、ここでは内容的に法律基本科目と重複する部分があってもそれは本質的な問題ではないのであるが、基準からみれば、2-1-2の「法律基本科目以外のもの」の判断はいわば補充的な役割を担うにすぎない。

したがって指摘を受けた授業科目の分野については、それが「応用的先端的な法領域」又は「その他の実定法に関する多様な分野」の科目として認められるかどうかはまずもって判断されるべきである。ここではもうひとつの「法律基本科目以外のものをいう」という基準を過度に重視してはならず、またそれのみをもって判断することも上述(1)のような帰結をもたらす、許されないはずである。

(4) 元来、指摘を受けた授業科目の分野は、広く民法のみならず、民事執行法・民事保全法・破産法等の倒産法・実務慣行など、法律および実務の横断的な検討を試みようとするものである。

授業科目としても、指摘を受けた2授業科目が連携して(もともとひとつの4単位科目であったが、学生の履修上の便宜を考慮し、前年度分化したものである)相互に理論と実務とを架橋するもので、企業実務に深く関わる科目として構想され、したがって「展開・先端科目」として配置されたものである。

言うまでもなく、「具体的教育内容」は民法その他の法律基本科目と重複する部分が、他の展開・先端科目と同様に生ずるが、だからといって法律基本科目の内容そのものではなく、上述した視点にもとづいて組み立てられ、それは「応用的先端的な法領域」又は「その他の実定法に関する多様な分野」の内容を持つように構想されてきた。

かかる内容は、この科目の場合、民法のみならず、広く民事執行法・民事保全法・破産法等の倒産法・新た

な実務慣行など、科目横断的な検討、ならびに法律と実務の横断的な検討を試みようとする点にある。

すなわち、指摘を受けた授業科目の分野が「展開・先端科目」に当たるか否かの判断においては、この視点をこそまず問うべきであって、たんなる教育内容の重複のみを判断基準とするべきではないのである。

(5) したがって、この(4)の点につき、貴機構が、「応用的先端的な法領域」又は「その他の実定法に関する多様な分野」に当たらないとするならばともかく、上述の通りそのような判断は示されていない。

もっとも「応用的先端的な法領域」又は「その他の実定法に関する多様な分野」に当たらないとするならば、(4)の本学の取り組みと創意工夫を考慮すれば、いささか行き過ぎではないかとも思われる。

(6) いずれにせよ、以上の点から、貴機構から指摘を受けた授業科目に関して示された判断基準および判断に根本的な疑問を感じずる次第である。

## 2. 評価の方法及び内容について

### (1) 自己評価について

#### ③自己評価書に添付する資料で迷った点について

- ・ 各種委員会議事録など、記録が十分取られていない資料の提出を求められた。
- ・ 求められるものが何かを特定してもらった方が対応しやすいとの印象をもった。
- ・ データとして処理した資料を提出すべきか、原資料を提出すべきか迷う場面が多かった。原資料は分量も多く、評価する際にも手間が係るが証拠能力は高い。これに対して、原資料の内容を一覧表にするなどすると、理解は容易になるが具体性は劣ることになる。どの程度の資料をデータ化すれば、評価担当者に信用してもらえるかが分からないため、苦慮した。
- ・ 対話型手法を授業に取り入れていることの例として特定の授業の特定の回の配布資料を提出すれば足りるのか、当該授業の全回分の資料が必要なのか、というような程度の問題に悩むことが多かった。
- ・ 自己評価書に添付する資料と訪問調査時に提示する資料との仕分けに迷った。
- ・ 添付資料にせよ提示資料にせよどこまで詳細なものが求められているのか迷った(標準化、定型化をもっと進めていただきたい)。
- ・ 自己評価書の本文中に貼り付けるべきか、別添資料とすべきかを迷うものが多かった。
- ・ 自己評価および認証評価用に大学資料を保管しておりましたが、どの内容まで添付すべきか迷いましたが、その都度、機構担当者の方に、照会させていただき、ご教示いただきました。

#### ⑥自己評価書の文字数制限に関し、必要と思われる文字数について

- ・ 文字数制限は設けずに、各法科大学院の賢慮にゆだねるということでもよいように思う。制限をすとしても、すべての基準について一律の文字数制限をすることが相当かどうかは検討の余地がある。
- ・ 解釈基準によって、記述すべき事項に軽重があり、文書量にも長短があるのは自明である。よって、各基準ごとに文字数制限を設定することは望ましいとは思えない。

他方で、評価者サイドの負担を考慮すれば、全体で字数制限を設けることは妥当であり、また、作成者サイドは、詳細に書く傾向があることから、全体として字数制限をすることは必要なことであると考え。全体で12万字。

#### ○自己評価についての意見、感想など

- ・ 予備評価の際には、記述や資料提出の対象となる年度がはっきりしないなどの問題を感じたが、本評価では、その点が改善されるなど、自己評価で記述すべき事項や提出すべき資料についての貴機構の考え方が、かなり分かりやすくなったと思う。
- ・ 自己評価書には、改善を要するとまでは言えないまでも課題として認識している事項を「改善を要する点等」(フォーマットどおり)としてあえて率直に記述したが、そのような理解でよろしいのかご教示いただけるとありがたい。

【対象校】

- ・ 本法科大学院では、平成 20 年度に認証評価を受けるにあたり、平成 19 年度について自己点検・評価を行い、独自の自己点検・評価報告書を作成し、HPに公開したが、このような自己点検・評価を同じ規模・程度において毎年行うことは本法科大学院のような小規模の大学院ではきわめて困難であると感じた。細かい日常的な自己点検・評価は常時これを実施することは当然であり、事実行っているが、全体的な点検・評価とそのまとめについては、やはり認証評価のサイクルにあわせて、少し間隔を置いて実施するのが適切であると考えている。そうでないと、法科大学院の専任教員の負担が著しく過剰となり、本来の教育研究に割くエネルギーが枯渇してしまいかねないからである。

- ・ 法学研究科事務室には保管されておらず、各科目の担当教員が保管している担当科目に関するデータ（授業で配付したレジュメ、授業中に実施した小テストの内容、法文書作成や法情報調査の授業への取り込み状況等）を収集し、それらをまとめる作業に、予想外の時間を要した。

評価書のとりまとめ作業を行った数名の教員と、そしてとりわけ事務室の担当事務職員に、かなりの作業負担が生じたことは否定できない。

本法科大学院では、予備評価は受けなかったが、認証評価を受ける前年度に、貴機構の法科大学院評価基準要綱に示された評価項目・基準・解釈指針に基づいて、予行演習的に自己評価を行ったうえで、それを踏まえて、貴機構に提出した自己評価書を作成した。この予行演習とそれを踏まえた内部的な検討によって、貴機構に提出した自己評価書および添付資料の作成は、だいぶスムーズに行うことができたが、それでも、作業負担は軽いものではなかった。もしも、こうした事前準備がなければ、実際以上の負担や無用な時間的なロスが生じたのではないかと推測される。

ただ、事前準備によってある程度の負担の軽減が図れたことを踏まえるならば、今回初めて認証評価を受けた経験が次回以降に活かされることによって、今後は、より円滑に自己評価書や添付資料の作成を行うことができるのではないかと考えられる。

- ・ 本学は、2008 年 6 月 30 日に、機構から提出資料として指定されていた自己評価書及び関連書類を提出した。

その後、8 月下旬に、当初指定されていなかった（説明会でも説明がなかった）追加資料の提出が依頼された。その中には、評価実施の前年度にあたる平成 19 年度（2007 年度）を対象期間とした「答案等の確認を要する授業科目における成績一覧表（別添様式）」が、所定の様式により提出することが求められていた。

本来、かかる資料の提出を要請するのであれば、少なくとも 2007 年度初めにはその旨を法科大学院側に伝達するとともに、様式の交付があつてしかるべきである。これでは「後出しジャンケン」と同じではないだろうか。大学にとって、夏休み期間中（夏休み後半には入学試験を実施する）に、多数の教員に個別に連絡して、昨年度の成績評価の資料を提供してほしいと依頼することがどんなに困難で、どんなに過大な作業量を要するか想像してほしい。

今後は、所定の様式での提出を求める資料については、後になってから提出要請をするのではなく、予め示していただきたい旨、強くお願いしたい。

## （2）訪問調査等について

### ①訪問調査の前に提示された「書面調査による分析状況」の適切でなかった点について

- ・ 確認できないとされた事項が多く、自己評価書にどの程度意味があるのか疑問に思われた。

### ②訪問調査の前に提示された「訪問調査時の確認事項」の適切でなかった点について

- ・ 確認事項の為の提出書類が多過ぎ、多大の労力を要した。
- ・ 機構からいくつかの演習が「内容的に法律基本科目に当たらないこと」を演習ごとに説明するように求められたが、演習が法律基本科目に当たるか否かの判断基準が明らかでなかったため、各演習の担当教員に何の説明を求めたらよいか分からず、結局、実質的に法律基本科目の補習になっていないことの説明を求めることにした。演習が法律基本科目に当たるか否かの判断基準については、訪問調査時に評価担当者に尋ねたが、評価担当者ごとに回答が若干異なり、また、かなり主観的な判断にならざるを得ないように見受けられた。それに

【対象校】

もかかわらずこれだけ細かい質問に対する説明を書面で求めるのであれば、質問の趣旨を明確にさせていただき  
たかった。

- ・ 時として、評価委員の、自己の法科大学院の教育や運営の参考に資することを目的とする関心にに基づき、説明や資料の閲覧を求めているのではないかと思われる事項があった。

#### ○訪問調査等についての意見、感想など

- ・ 訪問調査時の質問内容等から、評価担当者の方々が相当の事前準備をされていることが窺われた。
- ・ 訪問調査がなされるに先立って、機構から多くの資料の準備が求められたが、その量や範囲は広きに失するのではなかろうか。求められるものが、どのように参照され参考とされたのかまで示していただく必要もないと思われるが、合理的な量や範囲というものが、次第に形成されていくべきものと期待される。
- ・ 予備評価に比べると改善された印象を受けたが、在学生および修了生との面談結果のフィードバックは、最終講評の伝達時より前をお願いしたい。そうすることにより、評価担当者が仮に事実と異なる印象を持たれることがあるとすれば、それを修正することが可能となる。
- ・ 「訪問調査時の確認事項」に対応するために、法文書作成や法情報調査の授業への取り込み状況等を再度全教員に尋ね、回答を得るなどの作業を行わなければならない、予想外の負担が生じたことは否めない。

また、全回の授業に関して授業内容がわかる資料（レジュメ等）の提出を求められた科目の担当教員の一部分から、自分は科目の設置趣旨を踏まえ、シラバスの内容に即して、きちんと授業を行っているのに、それを疑われているようで不快であるという不満が出された。第三者評価が評価を受ける側にそうした印象を与えることは、ある程度までは不可避的であるかもしれないが、なお特記しておきたい。

なお、訪問調査それ自体は、適切なものであったと思う。

- ・ 訪問調査の直前になって、すでに「書面調査による分析状況」について回答しているにもかかわらず、それとは別個に、訪問調査当日に確認すれば済むと思われる複数の事項について、文書での回答提出を求められたのには困惑した。訪問調査の当日にスムーズに進行するように、あらかじめ訪問調査時の質問事項の一部を前倒して問い合わせたものかと推測するが、事務局がもう少し部会の専門委員の質問事項の内容を精査して、どうしても必要と思われるものに限定して行うべきであろう。訪問調査を受ける側は多忙な中、懸命に作業しているものであり、簡単な事項であっても大きな負担に感じるものである。できるだけ無用な作業はしなくて済むように配慮いただきたいと強く希望する。
- ・ 訪問調査時の評価委員長は、当法科大学院教員との面談（評価結果の説明）において、時間が短かったこともあったのか、一方的に所見を述べるだけで、それに対する当法科大学院側の説明にじっくり耳を傾けるといふ姿勢に欠けているのではないかと感じた。

#### (3) 意見の申立てについて

##### ③意見の申立てに対する機構の対応で適切でなかった点について

- ・ 1クラス 60人超で行う授業があることが改善を要する点として指摘されたことは、解釈指針の内容に照らすと、貴機構の回答によってもやはり納得できるものではなかった。

#### 3. 評価の作業量、スケジュール等について

##### (1) 評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間について

##### ○評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間についての意見、感想など

- ・ 書類作成の為に教員の負担が過度にかかる組織体制に重大な欠陥が存する。
- ・ 概して、作業期間が短く設定されたので、これに忙殺されざるをえなかった。検討いただければありがたい。
- ・ 5年に一度であるので対応が可能であるが、作業量自体はかなり大きいと感じている。  
「訪問調査時の確認事項」への回答のための作業期間をもう少し長く設定していただければありがたい。
- ・ 評価の作業に関しては、教員は素人に過ぎない。評価基準に照らして現況を記述する作業自体が生産的なも

【対象校】



のではないだけに、評価のための作業に費やす時間が本来の研究・教育活動を圧迫していると思う。

- ・ 自己評価書への添付資料および訪問調査時の提示資料について、標準化、定型化をもっと進めていただきたい（ある認証評価機関では、自己点検・評価報告書に記載された事実を裏付ける資料が標準化されており、同機関のホームページに「法科大学院に準備いただく資料の一覧」として公表されている）。
- ・ 「意見申立て」に関しては、「評価結果（案）」を検討し、「意見申立てはしない」という決定をただけであるので、作業量は「とても小さい」し、作業期間は「適当」であったと言えるが、もしも「意見申立て」を行っていたならば、評価は異なったものとなっていたであろうと思われる。
- ・ 本法科大学院のように小規模で、かつ、専任の職員を有しない大学院では、自己評価書の作成だけでも教員は大変な負担を負っている。認証評価も2回目からは、もう少し簡略化していただけないかと考える。このままでは、教員が認証評価のために費やす時間があまりに膨大で、本来の教育研究に支障が出かねないと懸念される。
- ・ 認証評価を受けるために自己評価書の作成やその資料の準備等、「訪問調査時の確認事項」への対応等のために、休日返上等も含め、報告書提出の前日までかかり、ギリギリの状態であり、もう少し余裕があればと思った。
- ・ ②～④の項目については、作業時間として与えられる時間がきわめて短い。  
特に、後期の授業が始まって以降は、通常業務と平行しての作業となるため、日程的に厳しかった。
- ・ ⑤については、意見の申立てを経験していないので判断しがたい。

## （2）評価作業に費やした労力

### ○評価作業に費やした労力についての意見、感想など

- ・ 言うまでもないことであるが、自己評価書を書くのは法科大学院の教員であり、資料を作成するのは法科大学院の事務職員であり、こうした教員や事務職員は評価作業に専従しているわけではなく、学生に対する教育の準備や教育の支援に本来あてべき時間を割いて評価作業を行っている。評価制度の設計や、評価制度を運用するための人員や資源の配分が、このように現場で自己評価書や資料の作成を行うために割かれる膨大な労力を十分考慮したものになっているか、評価が必要ではないかと感じた。
- ・ 要する労力は大きい、意義のある作業であると考えている。
- ・ 評価を意識することは、教員の意識を向上させることに寄与するとは考えているが、評価の担当者（事務方を含む）の労力は大変なものである。評価の意義が労力に見合うものになっているかについては疑問を感じる。評価基準を必要不可欠なものに厳選するなど、過大な労力をかけなくてもよい体制作りを考慮していただきたい。
- ・ 評価作業、とりわけ自己評価書の作成に費やした労力のうち、特に問題があると感じられたのは、過度に要求される形式性である。「自己評価実施要項」14頁（2）において、フォント、半角全角の指定、ヘッダー・フッターの指定などは、自己評価書のあり方となんらの関係もない。後に評価結果に関する書類を作成する際にコピー&ペーストが楽なように指定しているのではないかと疑いたくなる。

「現況・および特徴」「目的」の記載についても、評価結果にそのまま引用することは適切であると思われるが、最低限必要とされる情報（項目）とA4版1頁という制限を付せば、ポイント、行数・段組などを指定する必要はない（極端に小さなポイントを使うなどして分量をふやした法科大学院についても、そのまま公表すれば、当該法科大学院が非常識な組織として恥をかくだけの話である）。

さらに、ファイルの形式がワード又は一太郎に指定されていたことは、本法科大学院の作業担当者にとり、通常なじみのないプログラムを使用し、かつ、指定の形式を満たすために非常に大きな労苦であったことを、特別に強調しておきたい。仮に後の評価結果に関する書類作成時にコピー&ペーストする必要があるとしても、ほとんどのワープロソフト作成ファイルから変換されたPDFファイルはテキストベースで作業を行なうことができるので、ことさら、ワード・一太郎のファイルを指定する必要はない。自己評価書に限らず、提出すべき電子媒体のファイル形式に、「PDFファイル」を加えるべきである（必要があれば、テキスト貼り付け

【対象校】

タイプに限定するか、全文のテキストファイルを添付させればよい)。

なお、今後毎年度年次報告書を提出することとされているが、この報告書も、必要な情報を含む限り、ワード・一太郎以外の形式で作成し、PDFファイルで提出・公表することを認めるべきである。

- ・ 言うまでもないことであるが、評価作業に費やした労力は、すべての教員および事務職員が均等に負担するわけではなく、自己評価書のとりまとめ作業を中心に行った数名の教員と、添付資料の作成や貴機構との連絡調整を担当した事務職員に、負担が集中することになった。

組織的観点から見れば必要な負担であったとすることができるが、その負担を集中的に担った者にとっては、そうは言い切れないであろう。

- ・ これだけの労力を費やして、万一不適合となつてはそれこそ浮かばれないだろう。もっと負担の軽減を考えていただきたい。
- ・ 残念な事実ではあるが、貴機構の評価作業に労力を費やしてその結果として得た評価結果報告書の指摘事項よりも、文部科学省による改善計画書による改善計画の方が即効性が高かった。
- ・ 認証評価を受けるために自己評価書の作成やその資料の準備等、「訪問調査時の確認事項」への対応等のために、休日返上等も含め、執行部の教員・職員が費やした労力は、大変なものがあった。

### (3) 評価のスケジュールについて

#### ○評価のスケジュールについての意見、感想など

- ・ 訪問調査の実施時期が、入学者選抜試験の実施時期と重なったが、日程調整の際に配慮いただいたため、訪問調査の事前準備、訪問調査当日、入学者選抜試験の何れも支障なく実施することができた。
- ・ 訪問調査の実施時期について、一般論としては特に意見はないが、今回の訪問調査の具体的な時期が本法科大学院の入試業務の時期と重なり、関係する教員・事務職員の負担になった。こうした法科大学院の個別事情をできるだけ考慮してスケジュールを調整していただきたい。
- ・ 訪問調査の実施時期は、全体のスケジュールの中でその期間が適当であるということは理解しているが、教員、事務局ともに、入学者選抜の作業と時期的に重なるので、対応が大変ではあった。そのため、事前準備にもう少し時間をいただければと思う。
- ・ 新年度開始による変更事項等に対応することを考えると、7月末を提出時期とするのが適切だと考えられる。
- ・ 入学試験(10月中旬～12月下旬)と訪問調査の実施時期が重なるので、可能であれば、9月から10月上旬までに訪問調査の時期を前倒してほしい。
- ・ 本法科大学院は、2008年11月に訪問調査を受けたが、その翌週に本法科大学院の入学者選抜試験があったため、訪問調査時およびそれに先立つ2週間程度は、「訪問調査時の確認事項」および訪問調査それ自体への対応と、入学者選抜試験の準備とが並行して行われることになり、担当の事務職員が多忙をきわめることになった。訪問調査が10月下旬に行われていたならば、事務職員の負担が分散され、余裕をもって訪問調査に対応することができたはずである。
- ・ 6月は適性試験実施など、非常に多忙な時期であるため、せめて7月末ぐらいに設定していただきたい。
- ・ 自己評価書の提出までの日数が、その準備等を考えると短いように思われたが、貴機構による精査や訪問調査等の時期を考慮すると、やむを得ないかと思う。

### 4. 説明会・研修会等について

#### ○説明会・研修会等についての意見、感想など

- ・ 説明会・研修会について、予備評価を含めて、3回以上出席した経験から述べさせていただくと、全体的に配付資料や評価作業に関してのマニュアル資料の完成度に比して、説明会での口頭による説明ないしプレゼンテーションの内容は、理解を深める、あるいは役に立つという観点からは、改善の余地があるという感想を持っている。
- ・ 説明会等では、認証評価の内容について懇切丁寧に説明していただいたと思う。

【対象校】

- ・ 法科大学院としての認証評価を受けるのははじめての経験であったため、研修会での説明および配付資料や実施要項の記述には、部分的に理解に時間を要するところもあったが、丁寧に説明していただき、質疑にも辛抱強く対応していただいたことに感謝している。
- ・ 数年にわたって評価担当者として出席したが、年を追うごとに評価基準及び解釈指針の運用や教員組織調査が厳しくなってきた。同じ評価基準を標榜しても、早い時期に評価を受けた大学の方が有利ではなかったのかと感ぜざるを得ない。

## 5. 評価結果（評価報告書）について

### ○評価結果（評価報告書）についての意見、感想など

- ・ 評価報告書については、本法科大学院ウェブサイトのトップページに評価結果（第1文）のみ記載し、貴機構のウェブサイトにリンクさせていただいている。  
マスメディアの報道は、不適合の法科大学院のみ挙げることが多いが、適合した法科大学院名もきちんと報道してもらいたいと感じている。
- ・ 貴機構の責任ではないが、マスメディア等による報道は不適合とされる法科大学院に興味が集中し、本法科大学院を含む、基準に適合した法科大学院について個別の報道がなされないことには、やや不満を覚えた（なお、貴機構以外の2機関の場合は、対象法科大学院が少数なこともあり、対象法科大学院と不適合の法科大学院の2項目の両方が報道された例が多く、対象法科大学院の多い貴機構の今回の評価に関する特殊事例と考えるべきかも知れない点を附記する）。
- ・ 意見申立てに対する貴機構の回答は納得できるものではなかった。
- ・ 改善を要する事項の取り上げ方が法科大学院によって異なることはないか。ある法科大学院では取り上げているのに他の法科大学院では同じ問題がありながら取り上げていないということはないか。各法科大学院の独創的な工夫を損なわないように、科目区分等については、極端な基準からの逸脱以外は、少し各法科大学院の判断を尊重してはどうか。全体に細かいことを指摘しすぎではないか。
- ・ 各章の末尾では、優れた点として評価されていた点が、冒頭の評価結果としては紹介されていない。そのため、本学の評価は施設・設備及び研究専任期間という制度を運営している点についてのみ評価されたような形になり、社会に誤解を与えかねないことを危惧している。  
むしろ、施設については、教室・共同研究室（院生の自習室）・ローライブラリーが離れていることが常日ごろ不便であり、教員・学生ともこの点の改善を学校（法人）側に強く要望しているのに、評価報告書が「自習室と中央図書館及びローライブラリーの距離が近い」ことを優れた点として評価していることには、甚だ当惑している。中途半端な評価は改善の努力に水を差す例であろう。
- ・ 評価報告書においては、成績評価に関し改善を要する点を何点か指摘されたことから、本研究科ではその点を改善するための措置を早急に講じることとし、今回の評価結果は、成績評価のあり方について再検討する契機となった。ただし、基準の1つについて適合していないとの評価を受けたことについて、当方の意見の申立てが認められなかったことは残念であった。
- ・ 専攻創設以来、全学的な支援体制の下で、教職員が一丸となって真摯な努力を重ねてきたことが、こうした肯定的な評価につながったことを、心から喜んでおります。また、それと同時に、今後も、この評価に恥じぬよう、少人数教育によるきめ細かい指導によって、真のプロフェッションと呼ぶに値する質の高い法曹を養成すべく努力を重ねていかなければならないと、気を引き締めております。

## 6. 評価を受けたことによる効果・影響について

### (1) 自己評価を行ったことによる効果・影響に関連しての意見、感想など

- ・ 自己評価書の作成やその基礎になるデータの収集等の自己評価活動を中心的に担った教員と、自らの担当している科目に関するデータを提供したにすぎない教員とでは、認証評価の結果が示された現時点においてもなお、自己評価に関する認識にかなりの隔たりがあることは否定できない。

【対象校】

また、自己評価を踏まえた教育活動やマネジメントの改善には、予算上の裏付けがなければ不可能なものも少なくない。そうした改善は、自己評価を行ったことの効果として直ちにあらわれるものではなく、今後、長期的な視点に立って予算措置を要求していくしかないと考えている。

将来計画についても同様であり、予算上の制約によって影響される部分が多い。

- ・ 自己評価はもっと積極的に行うべきだと思う。教員の自覚を高めるためにも有益であることを再認識した。
- ・ 貴機関の定めた評価基準に従って自己評価を行ったことにより本研究科における課題が明確になったため、自己評価の作業と並行して、課題の解決を図り、本研究科の教育活動の改善につながった。

## (2) 機構の評価結果を受けたことによる効果・影響に関連しての意見、感想など

- ・ 評価をすることによって評価項目に関連した「適切な対応」が教員に周知されるようになる効果は確かにあるが、その中には、「評価に適合する必要があると決められているから、まったく仕方なく、不本意の限りではあるが」評価基準に適合した行動をとるケースがあることには留意されたい。大学院のマネジメントの手法としても、「評価があるから～をしてほしい」というような依頼を各教員に対して行うことは多いと考えられる。
- ・ 評価結果が法科大学院の教育活動等の質を保証するものであることを広く社会に理解してもらえるよう貴機構としても取組をさらに強化されることを期待する。
- ・ 報道では、不適合等の評価結果がクローズアップされ、法科大学院に対する批判の根拠とされることが多いが、機構は、どのような項目・要素について、いかに厳格な評価を行っているか、また、多くの大学院が肯定的な評価を得ていることを具体的な例を示して発信されることによって、法科大学院に対する社会の誤解を解く努力をしていただきたい。
- ・ マスメディアによる貴機構の評価結果についての報道が、評価基準に適合していないと評価された法科大学院の改善を要する点の指摘に偏っており、評価基準に適合していると評価された法科大学院の優れた点についての報道は、本法科大学院において把握している限りでは、まったくなされたかったことに不満を感じている。認証評価を受けることが、学生や社会の理解や支持に結びつくためには、認証評価の結果、優れた点として評価された事項が、広く報道されることが必要であろう。そうした観点から、貴機構のマスメディアへの対応に改善すべき余地はないか、ご検討いただければと思う。
- ・ たしかに教育の方法及び内容について教員の自覚を高めることに資すると思うが、反面、あまり細かいことまで立ち入るべきでないとの反発も見られた。特に成績評価に関しては、100%数値化できるかどうか疑問の余地もあり、もう少し教員の裁量を認めるべきであるとの意見も出されている。
- ・ 結果として、評価基準に合わせようとするあまり、この5年間で各法科大学院は個性と活気を失い、画一的な法科大学院が出来上がることになったのではないかと懸念している。基準の最低ラインのハードルを高く設定するよりも、各法科大学院の個性的な取組みを高く評価するような評価方法への転換を図っていかなければ、法科大学院の序列化が加速されるのではないかと憂慮している。
- ・ これまでも成績評価のあり方については検討を重ねてきたが、今回の評価結果において成績評価に関し改善を要する点を何点か指摘されたことから、本研究科ではその点を改善するための措置を早急に講じることとし、また、各教員が問題を自覚することにより、今後は成績評価の内容・方法がより良くなるものと考えている。

今回の評価結果では、54項目の評価基準のうちの1項目について基準に適合していないとの評価を受けたが、「不適合」と報道されたことにより、あたかも本研究科の教育活動全体に問題があるかのような印象を与えたのではないかと危惧している。

## 7. 評価結果の活用について

### (1) 今回の評価を契機として、何らかの変更・改善を予定しているもの（または実施済みのもの）について

○主要な変更・改善事項及び変更・改善の際の機構の評価（機構の評価報告書の内容だけでなく、対象校による自己評価書の作成や、評価の過程で得られた知見を含む）の参考度について

【対象校】

※参考度：【5：非常に参考になった～3：参考となった～1：あまり参考とならなかった】

#### (第2章)「教育内容」

- ・ 【基準2-1-2】平成21年度のカリキュラム編成において、開講科目を再編したり、授業内容を整理したりした。【3】
- ・ 【基準2-1-2】開講しようとする年度の前の年度に学生の意見等を聴取しながら決定する手続とした。【4】
- ・ 【基準2-1-2】指摘に基づいてシラバスと教育内容の改善を行った。【4】
- ・ 【基準2-1-2】指摘に基づいて科目の区分整理を行った。【4】
- ・ 【基準2-1-2】指摘に基づいて、法情報調査の統一ガイドブックを作成して漏れなく指導を行うようにした。【4】
- ・ 【基準2-1-2】科目の配置を整理した【5】
- ・ 【基準2-1-2】展開・先端科目としての当該授業科目は廃止し、これまでの当該授業科目の内容の一部を採り入れた新たな法律基本科目を自由選択科目として開講することにした（平成21年度より実施）。【4】
- ・ 【基準2-1-2】当該科目としてよりふさわしい内容とするため、教材等の見直しに着手した。【5】
- ・ 【基準2-1-2】検討の結果、指摘とおりにあらためた。【5】
- ・ 【基準2-1-3】平成21年度から見直しを行った。【4】

#### (第3章)「教育方法」

- ・ 【基準3-1-1】【基準3-1-2】引き続きクラス規模をより適切なものとするよう授業科目数を設定するとともに、平成22年度から入学定員を削減することとした。【3】
- ・ 【基準3-1-2】科目の配置を整理した【5】
- ・ 【基準3-2-1】科目数を減らすなど改善の方策を検討している。【5】
- ・ 【基準3-3-1】履修規程を改正し、履修登録した科目と聴講科目の単位数の合計が、履修科目として理由科目として登録することのできる科目の上限を超えてはならない旨を明記するとともに、聴講する学生は聴講する科目を事務室に届け出ることを義務づけることにより、事務室で、聴講制度が適切に運用されているかどうかをチェックすることにした（平成21年度より実施）。【4】

#### (第4章)「成績評価及び修了認定」

- ・ 【基準4-1-1】指摘に基づいて、所定の成績割合の分布が守られるように組織的チェックを行う体制をとった。【4】
- ・ 【基準4-1-1】指摘に基づいて、一部科目の筆記試験の実施方法について改善を行った。【4】
- ・ 【基準4-1-1】成績評価における考慮要素の配点割合および考慮要素をあらかじめシラバスにおいて学生に周知し、かつ、それを変更した場合には必ず学生にその内容を周知するように、あらためて教員間での周知を図った。【4】
- ・ 【基準4-1-1】期末試験と類似する設問を出題することのないよう全教員に周知徹底を図った。【4】
- ・ 【基準4-1-1】FDを実施して、改善に向けた取組について意見交換を行い、申合せを改訂して、成績評価における考慮要素をより明確にし、教員に周知するとともに、各授業科目における成績評価の考慮要素をシラバスに記載して事前に明示することを、申合せにより徹底した。【5】
- ・ 【基準4-1-1】成績評価に関する準則を改正し、より厳格な運用とした。【5】
- ・ 【基準4-1-1】全科目について、成績評価が絶対評価であるか相対評価であるかを、シラバスに明記することにした（平成21年度より実施）。【5】
- ・ 【基準4-1-1】平成21年度開講科目では、相対評価が採用された科目がなかったため、現在のところ具体的な対応は行っていない。しかしながら、今後は相対評価を採用する科目もあり得ることから、相対評価

【対象校】

を採用する際の各ランクの分布の在り方についての本法科大学院としての方針を、平成 21 年度中に策定する予定である。【5】

- ・ 【基準 4-1-1】 該当科目の担当教員に、成績評価における考慮要素の合計点が不適切であったことを指摘し、改善を求めるとともに、全教員に、平成 21 年度からはシラバスに成績評価に際しての考慮要素と各考慮要素への配点をわかりやすく記述し、かつ、その記述に沿った成績評価を行うよう、周知を徹底した。【5】
- ・ 【基準 4-1-1】 平常点は学生の受講態度等を反映したものとすべきであり、全回の授業に出席しさえすれば必ず平常点が満点となるような平常点の採点方法は適切なものとは言えないことを全教員に周知徹底した。平常点の採点方法については、引き続き F D 委員会や F D 集会等で検討していく予定である。【5】
- ・ 【基準 4-1-1】 該当科目の担当教員に指摘された事項を通知し、改善を求めた。その結果、平成 20 年度後期試験から、再レポートのテーマを期末レポートのテーマとは異なったものとするという措置がなされている。ただし、再試験や再レポートが、期末試験や期末レポートで合格点を取れなかった者の単なる救済措置として用いられてはならないことについては全教員の合意があるものの、再試験や再レポートに際して学生に何を求め、何を評価すべきかに関しては、必ずしも全教員の認識が一致しているとは言えないため、再試験および再レポートの出題および評価のあり方については、F D 委員会や F D 集会等で、引き続き議論を継続していく予定である。【4】
- ・ 【基準 4-1-1】 当該科目については、2 回の筆記試験のうちのいずれかを受験できなかった者については、その受験できなかった試験について追試験を実施し、受験できた筆記試験の成績と追試験の成績の平均点を試験評価点とするよう成績評価の方法を変更した（平成 21 年度より実施）。また、こうした経緯について、全教員に周知した。【5】
- ・ 【基準 4-1-1】 2009 年度より再評価制度を廃止することとした。【3】
- ・ 【基準 4-1-1】 平常点のあり方について教授会で意見交換し、認識の共有化を図った。各科目の平常点の付け方に問題がないか教務主任が確認することとした。【4】
- ・ 【基準 4-1-1】 教授会で意見交換し、認識の共有化を図った。各学年次および各科目における到達目標を作成した。【4】
- ・ 【基準 4-1-1】 3 分の 2 以上の出席を期末試験の受験の要件とすることとし、教員や学生に周知した。【4】
- ・ 【基準 4-1-1】 教授会で意見交換し、認識の共有化を図った。各科目の期末試験の出題内容を教務主任が確認することとした。【4】
- ・ 【基準 4-1-2】 連携協定による単位認定については、連携協定の趣旨にかんがみ、科目連携先であり当該科目を開講している法科大学院の科目区分に対応して、本校においても科目を区分し単位認定していたが、指摘された課題として改善すべく連携先法科大学院と協議を継続中である。【5】
- ・ 【基準 4-3-1】 自校法学部の定期試験における出題との重複がないことを確認する仕組みを採用した。【4】

#### (第 5 章)「教育内容等の改善措置」

- ・ 【基準 5-1-1】 すでに自覚するところであったが、今回の評価でも指摘を受けた。今後 F D についてアンケート結果をフィードバックする方策を検討するつもりである。【4】
- ・ 【基準 5-1-1】 回収方法を変更し、すでに解決済みとなっている。【5】

#### (第 6 章)「入学者選抜等」

- ・ 【基準 6-2-2】 定員削減を決定した【4】

#### (第 8 章)「教育組織」

- ・ 【基準 8-1-3】 教員選考基準の改定を行った【4】

【対象校】

(第10章)「施設、設備及び図書館等」

- ・ 【基準10-3-1】図書館と共同で取組みを強化した。【4】

## 8. 本評価にあたっての予備評価の効果について

○本評価を受けるにあたって、以前に予備評価を受けたことで良い効果があったことについて

- ・ 基準不適合を解消することが出来た。
- ・ 予備評価を受けるにあたっての準備作業やその手順の要領を心得ていたことにより、本評価においても戸惑うことが少なく、作業能率も上がったように思われる。
- ・ 準備と作業を比較的円滑に進めることができた。
- ・ 作業に慣れることができた。  
基準に関する解釈上の疑義を予備評価の段階でかなり解消することができた。
- ・ 本評価に向けて課題を自覚し、相応の改善策を講じた上で本評価に臨むことができた。
- ・ 各評価基準について、どのような事項をチェックすればよいかという基本的な方針がわかっているものがある程度あり、評価作業の継続性確保、および、労力減少について、良い効果があった。  
反面、予備評価のときと比べて自己評価書の記載内容を大きく変更することが、評価において不利に働かないかが危惧された場面もあったことを附記したい。
- ・ 少なくとも予備評価で指摘された点については改善を図った上で本評価を受けることができた。ただ、予備評価で問題とされなかった1クラスの受講者数の問題が指摘されたことは意外であった。
- ・ 予備評価に対応する中で、手順を理解でき、問題点を改善できた。

## 9. 評価の実施体制について

○評価の実施体制について、対象校が行っている方策・工夫等、その方策・工夫等についてよかった点、悪かった点等、その他感想について

- ・ 平成20年度は、大学全体としての法人評価、機関別認証評価とLS認証評価、さらには通常の自己評価書(ファカルティ・レポート)作成業務が重なったことから、これらの作業に際して同じ資料を重複利用する必要が生じた。そのため、これに対応するべく、非常勤職員が汎用性のある資料をPCに入力し、各担当者がこれにネット経由でアクセスできるようにした。今後もこれを続けていきたいとは考えているが、データ入力に多大の労力が必要であり、そのための予算的裏付けもないため、困難な面がある。
- ・ 法学研究科においては、従来、3年ごとに自己評価書(ファカルティ・レポート)を作成・公表してきたが、これを前号より2年ごとに改め、内容も評価基準にできるだけ合わせることにより、各種評価に対応しやすいものになるよう配慮している。
- ・ 特別の方策や工夫があるわけではない。小規模であるため、自己点検・評価委員会の活動は、運営委員会と同時に行っているが、機能的にはそのほうが作業をスムーズに進められるように思う。
- ・ 当法科大学院では、有識者による外部評価を法科大学院設立3年目に行い、認証評価は5年目に行った。  
有識者による外部評価は、評価者各自の評価視点から、具体的に改善項目を指示するもので、認証評価とは別の意味で有意義であった。今後とも、認証評価と外部評価を交互に行うことが望ましいと考える。
- ・ 執行部のほか、自己点検委員会・FD委員会・成績評価等に関する小委員会等の各種委員会の委員長で構成する「認証評価準備委員会」を設置し、まず、各自の職務と関連する章について自己評価書の素案を作成し、それをもとに執行部(主任会)で自己評価書の内容を最終決定した。

## 10. その他

○認証評価機関として機構を選択した理由、実際に評価を受けて期待どおりだったかどうかについて

- ・ 評価後、とりわけ訪問調査が終わった後、評価に加わった教員及び基礎資料を作成した教職員間に、著しい

【対象校】

疲労感が漂った。もちろん、法科大学院認証評価の重要性は認識しているのであるが、教職員に対する過度の負担に対して徒労感とも言えるような感情が広まったことは、その後の法科大学院の運営に大きな差し支えとなった。評価項目の整理やその資料の明確化など、機構の側でもより良き評価となるべく検討されたい。

- ・ 特に国立大学の実情をよく把握されており、訪問調査のときなど意思疎通を図るうえで助けられた。
- ・ かねてから信頼度が高く、その点は期待どおりであった。
- ・ 認証評価機関として貴機構を選定した主たる理由は、他の機関と比べて、解釈指針を含め、基準が細部まで明確で透明度が高いと考えられたことによる。
- ・ 実際に評価を受けた感想としては、まず、おおむね期待どおりの公正な審査をしていただいたと考えており、この点に深く御礼を申し上げたい。強いて気になる点を挙げるならば、公表された解釈指針においては、ある状況があれば「望ましい」とされているにすぎない点につき、相当詳細な追加資料の提出が求められた点については（例、解釈指針2-1-3-2（5））、基準を満たすことが必要とされる事項とのバランスを欠くのではないかと懸念された例があった。
- ・ 信頼性が高いこと。評価結果の一部に不満は残ったものの、全体として充実した評価であったと感じている。
- ・ 本法科大学院が、教育水準の維持向上を図るために自ら行う、教育活動等の状況に関する点検・評価について、第三者機関による評価を受け、その結果を教育活動等の改善に活用するにあたり、大学評価・学位授与機構が定める評価基準、評価の方法、評価結果のフィードバックの方法、評価結果の社会に対する説明の方法等が、本法科大学院にとって最も適していると判断したため。

実際に評価を受け、自己評価において十分に把握できていなかった教育活動等についての課題を把握することができ、また、教職員全体が評価活動の重要性を再認識し、組織的に教育活動等の運営を行うことの重要性を再確認することができたことから、期待以上の成果が得られたと考える。

- ・ 大学等の認証評価について実績が豊富で定評のある貴機構に評価していただくのは、もっとも公平な結果が得られると考え、また、事実として、今回の評価結果は公平かつ公正なものであったと認識している。
- ・ 全学の認証評価を貴機構にお願いすることになったことから、それに合わせるかたちで、本法科大学院の認証評価にも、貴機構にお願いすることにした。

認証評価を受けるのは今回が初めてであり、また、予備評価を受けることなく本評価に臨んだため、データの収集・整理や評価書の作成等、とまどうことが多く、予想外に労力を要したが、評価結果は期待通りのものであった。

- ・ 機構が認証評価機関として高い能力を有し、公正な評価を行っていただけのものと考えたこと、また、評価結果についても、それだけ社会的に高い評価につながると考えたことが主な理由である。結果については、期待どおりであったと考えている。
- ・ 評価基準や解釈指針が詳細であることが当法科大学院の改善に役立つと考えて、貴機構を選んだ。しかし、実際に評価を受けてみると、基準や解釈指針の運用が杓子定規で「改善のための評価」ではなく、「評価のための評価」になっているのではないかと、これでは法科大学院の自由闊達な教育環境をむしろ阻害し、小さくちぢこまった画一的な法科大学院を全国的に助長することになるのではないかと、という危惧を強く感じた。

認証評価機関自体の自己評価、外部評価も必要ではないかと考える次第である。

- ・ 最も信頼がおけ、厳格な評価を受けることができるものと考えた。ほぼ期待どおりであった。
- ・ 貴機関の定める基準が具体的かつ明確であると考えたから。

#### ○その他、当機構の行う評価についての意見等

- ・ 評価のレベルを落とすことなく、しかし、基準や解釈指針の運用については、ややリジッドになりすぎていないかとの懸念もあり、もう少し柔軟な対応をお願いしたい。

【対象校】



認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（自由記述）【評価担当者】  
（法科大学院）

1. 評価基準及び解釈指針について

⑤評価しにくかった評価基準又は解釈指針について

（第1章）「教育目的」

- ・ 基準1-1-1はそれ以降の個別具体的な基準を満足したことの結果であって、他の基準とはまったく性格を異にし、独立した審査項目とは考えられない。
- ・ 基準1-1-1…指針の内容がやや抽象的で、相当程度を自己評価者に依拠せざるを得ない。
- ・ 基準1-1-1で厳格な成績評価と修了認定とあるが、4-1、4-2でその具体的内容を審査しており、ここで満たさないという認定であれば、基準1-1-1でも当然に連動することとなると思われるが、実際上はそのような認定とはならないところ等。
- ・ 基準1-1-1は、そのほとんどが他の基準と重複していると思われ、改めて同基準をもって評価することに意味があるかどうか、わかりませんでした。
- ・ 指針1-1-1の教育目的・理念は、抽象的なため、評価をするのが難しい。
- ・ 基準1-1-2 「成果を上げていること」
- ・ 基準1-1-2…最後の「成果を上げていること」という部分について、何をもち「成果」と考えるのか、何かしらの基準・指針があってもよいのではないか。

（第2章）「教育内容」

- ・ 基準2-1-1…指針の内容がやや抽象的で判断しづらい。
- ・ 基準2-1-2 科目区分について、法律基本科目と展開・先端科目との区分の判断が難しい。基本分野に関するかどうかで区分することになっているが、基本分野とそれ以外の分野の線引きが困難であるし、基本分野であったとしても、内容が高度であれば、現在の解釈指針「基本的な教育内容であること」からは、法律基本科目に位置付けるのは相当とはいえないのではないと思われる。
- ・ 基準2-1-2、解釈指針2-1-2-2  
内容的に法律基本科目と実務基礎科目が重複している場合に、どの程度であれば改善を要すると指摘すべきかよくわからなかった。
- ・ 基準2-1-2について、教育内容が学問的又は実務的にいかに高度であっても、対象としている法分野が法律基本科目とされている科目の分野にとどまる場合に法律基本科目として位置付けられる点が、対象校の理解を得ることが難しく、評価の作業をしている上でも、内容が高度であれば展開・先端科目に位置付けることがあってもよいのではないかという点から、違和感を感じた点であった。
- ・ 基準2-1-2 展開・先端科目と法律基本科目の科目区分の判断基準。
- ・ 解釈指針2-1-2-1 法律基本科目に該当するか否かの判断。
- ・ 解釈指針2-1-2-5につき、内容的に法律基本科目を素材としていれば、内容が高度であれ、特定のテーマに限定するものであれ、法律基本科目であるという点は理解できたが、演習というかたちであれば許されるのか不明である（論文指導なら許されるであろうが）。
- ・ 解釈指針2-1-3-2  
（3）のイの法文書作成については、法的文書の例示として「契約書・遺言書又は法律意見書・調査報告書等」と訴状・答弁書・準備書面等の裁判文書ではない裁判外で作成される文書が例示されており、裁判文書作成の指導は必修科目である民事・刑事の訴訟実務の基礎で行われるものだとも考えられることからすれば、法文書作成においては裁判外文書作成の基礎的指導が行われているかに重点をおいて評価すべきとも考えられたが（裁判文書は司法修習でも重点的に指導を受けるので、司法修習で重点をおかれぬ裁判外文書の作成の基礎を法科大学院において行っておく必要性は高いとも考えられる。）、従来その点についての議論があまりされてなかったようであり、裁判外文書を特に取り上げずに、裁判文書作成の指導をしている事例において、同指針を満たすことはよいにしても、改善の必要性についての指摘さえしないことで本当によいのか疑問に思ったので、この点について議論をする必要を感じた。
- ・ 解釈指針2-1-3-2（3） 法情報調査、法文書作成として要求されている内容が不明確であった。
- ・ 科目分類がしにくいものがあり、形式的判断ですませられる内容になっていると、より判断がしやすかった。

【評価担当者】

### (第3章)「教育方法」

- ・ 解釈指針3-1-1-3 他専攻等の学生等が法科大学院科目を履修する場合にいう「適切な場合」の判断基準。
- ・ 基準3-1-2 「50人を標準とする」  
解釈指針3-1-2-1 「80人を超えていないこと」
- ・ 法律基本科目の1クラスの人数について、50人を標準とするという意味が必ずしも明確では無かったように思われる。
- ・ 「授業を行う学生数」の基準は理解するのだが、その解釈指針、特に、解釈指針3-1-2-1については指針自体を疑問に思う。「50人を標準として、80人を超えないこと」とは、60人、70人は適正規模と見做せるのではないか。実際のそうしたケースに遭遇して困惑した。  
大規模校、小規模校、大都市圏にある大学院、地方にあり教員の確保の難しい大学院などで、画一的な基準設定は極めて困難なのではないか。
- ・ 法律基本科目以外の科目の履修人数基準。

### (第4章)「成績評価及び修了認定」

- ・ 解釈指針4-1-1-2 における措置(2)として匿名性の確保が掲げられているが、個別の法科大学院の対応によって異なる場合があり、(2)が満たされていない場合でも、そのことに正当性があったり、それ以外の措置と総合して判断せざるを得ない場合もあって、実際の評価が難しい場合がある。

### (第8章)「教員組織」

- ・ 個人的には8-1が評価しにくく、専門の方に頼る形になりました。また基準9-1-2の評価も比較する基準が私にはなく苦労しました。

### (第9章)「管理運営等」

- ・ 基準9-1-3の「十分な財政的基礎」及び同解釈指針9-1-3-1の「十分な経費」については、評価しにくく、結局○を付けざるを得なかったように思う。
- ・ 基準9-2-2でいう適当な実施体制の意味するところが明確でない。  
解釈指針9-2-3-1の意味するところが明確でない。
- ・ 解釈指針9-2-3-1について、自己点検及び評価において、結果として改善すべき点が明らかになった場合に、その同じ自己点検及び評価において改善のための目標を設定することまでは可能であろう。しかし、さらに、この目標の実現のための方法及び取り組みの状況までも記述することを要求することは、實際上困難を強いることにならないだろうか。方法および取り組みは、当該の自己点検および評価の後の段階で決定されるもののようにも思われる。この基準について、担当した対象校はいずれも非該当になった。
- ・ 解釈指針9-2-3-1
- ・ 資料の保管に関する基準9-4-1-3は評価機関の求めに応じてすみやかに提出できる状態とあるが、「すみやか」についての基準が判りにくい。また、「評価機関の求めに応じて」との限定の必要性についても疑問である。
- ・ 基準9-1-3  
解釈指針9-2-3-1  
基準9-3-2

### (第10章)「施設、設備及び図書館等」

- ・ 解釈指針10-3-1-4

### (その他)

- ・ 文科省の理想とする法科大学院教育と院生並びに大学側の経済及び教員の現実との間にギャップがあると思われるが、其の補正に関する基準が問題と思える。学費を極端に安く設定できる国公立大学と私立大学との経済力の格差が入学者並びに教員の能力格差に必然的に連動しているため、これを如何にするかが今後の問題と

【評価担当者】

思われる。評価基準としてどのように組み込むかも課題となる。

- ・ 例えば、第1章全般、第2章1-1、第3章2-1-(1)、第4章1-2等、評価が相対的な事項に係わるもの。
- ・ 科目区分。
- ・ 学生への学習支援と司法試験対策の境界。
- ・ 社会人・他学部3割目安とされているが、法科大学院によって、「社会人」の定義が異なれば、基準の体をなさない。3割基準は現状にも合わず、見直しが求められる。

「法情報調査」を独立の科目として設置していない場合に他の授業で教えても良いとする点については、調査が困難であった。

「法文書作成」において教育すべき文書の範囲が不明確であった。起訴状や冒頭陳述、果ては論告・弁論まで含めると、「刑事訴訟実務の基礎」のほかに、「法文書作成」を取り上げる意味がない。当初の趣旨であろう「契約書、遺言書」など訴訟外の民事関係文書に限定すべきではないか。

#### ⑥重複していると思われる評価基準又は解釈指針について

- ・ 基準1-1-1は、「その創意をもって」の部分以外は、他の基準に含まれており、あえてここで総括的に評価する必要があったかどうか、疑問に感じました。また、「その創意をもって」のところは、基準1-1-2にまとめてしまってもよいと思われまます。
- ・ 基準2-1-3と基準4-2-1(2)は関連する項目であるから、審査の趣旨が違うとはいえ、離れたところにあるのは改善できないか。
- ・ 基準4-1-1-(1)の成績評価の基準と解釈指針4-1-1-3の当該試験における成績評価の基準は、重複していないか。重複していないとするとその区別は何か。
- ・ 当初は重複するように感じたが、今回は重複すると感じることはなかったように思った。一見重複するように感じる場合も「参考」として関係する基準や解釈基準が示されており、評価しやすかった。
- ・ 正確には「重複」と言えないのかもしれないが、個々の評価を行った後、章全体のまとめで同じ内容を書き込むことになり、それが重複感を抱くことになっている。

#### ○評価基準及び解釈指針についての意見、感想など

- ・ 法律基本科目と展開・先端科目の区分について、基本法分野で高度な内容を教える科目の位置付けを解釈指針上明確にするとともに、学生にも誤解を与えないようにする必要があると思われる。個人的には、展開先端科目として扱うのがよいのではないかと思うが。
- ・ 項目が余りに多過ぎる。特に7~10章はもっと簡略化すべきではないか。
- ・ 基準及び解釈基準が詳細で、本当に必要かと疑問に感じたが、全体を評価するためには必要だと思えるようになった。ただし対象校の自己評価担当者が基準を正確に理解しているかどうかで、評価書の書き方に差が出るように思う。それが評価内容に大いに関係する。
- ・ 身柄の性質上やむを得ない面があるが、一般に、「適切」「適正」「十分」「高度」「ふさわしい」などの抽象的なタームが多く、特に具体的な解釈指針が示されていないもので評価しにくいと感じたことが少なからずあったように思う。また、基準4-1-1(4)に関する解釈指針4-1-1-4など、基準と解釈指針の対応がにわかには了解しにくいものもあったように思う。

他方、明確な基準が定められている科目の単位数等は、その実質的な理由が相当であるか（特に展開・先端科目をそれほど重視する必要があるか）など、疑問を感じた面もある。

- ・ 授業規模について、大規模校について人数が200名を超える場合、逆に小規模校で（法律基本科目について）50名を超える場合について、解釈が流動的であるように感じられる。対象校には、明確な指針を示す必要があると思われる。
- ・ ルールはかなり明確ですが、明確化をはかることが自己目的化しているという印象を受けないでもありませんでした。そのため、法科大学院が必要以上に評価に縛られ、関連な教育を妨げるおそれも感じました。
- ・ おおむね妥当であると考えるが、基準及び解釈指針の適用を過度に厳格に行うと、当該法科大学院あるいは担当教員の自主性を損ない、かえって学生の資質に応じたきめ細かな教育・指導に対する支障となってしまうのではないかと懸念も抱かれるところである。
- ・ 毎年、議論となり検討時間を多く費やす「教育内容」の授業科目の問題である。つまり、当該校は〇〇を展

【評価担当者】

開・先端科目にカウントしているが、そのシラバス等を見る限り、むしろ基礎法学・隣接科目に数えるべきではないか、といった指摘がなされる。ある知人の法科大学院の教授は、「授業科目を展開・先端科目に区分したとしても、ウチの学生のレベルでは法律基本科目の民法の域を出ないのが実情だ」と打ち明ける。自己評価書やシラバスでの評価や訪問調査で授業を管見するだけで、その教育内容が、機構が求めるに相応しいものかどうか正確には評価できないのではないか。

結論を急げば、当該大学院が、このように授業科目を開設していると主張すれば、内容に疑義があるとしても、若干のコメントを付す程度にして当該大学院の判断に従う、あるいは了とすれば良いと思う。

- ・ 大規模校、小規模校、大都市圏にある大学院、地方にあり教員の確保の難しい大学院などを同一基準で評価するのは極めて困難と考える。かと言って基準をなくすわけにはいかない。基準に幅を持たしたらどうかと思う。
- ・ 予備評価の認定にやや問題があった場合、当該本審査において予備評価において基準を満たしていることを理由として、本審査においても基準を満たすと判断すること、それ自体は理解できる。この場合、訪問調査において、その点を指摘すれば足り、書面上その事実になんら触れないとすることは疑問である。本評価では基準を満たしているということであるから、次の審査においても同様の事態となるのではないかと、疑問が残るところである。
- ・ 当初立ちあげた法科大学院が、先例がないためどのように組織するべきかの共通の合意（うらから言えばどのように組織することは禁じられているかの合意）がないので、全体的、網羅的に基準が設定されていることは必要であった。しかし、将来的にはもう少し、項目を絞って、各法科大学院の自由裁量を認める部分を増やしてもよいと思う。
- ・ 漠然とした感想ですが、司法試験合格率の高さで法科大学院を評価するのは予備校化の危険があることから、いかにかと思う反面、全く成果を出すことができていない法科大学院も評価基準を満たして問題ないとされる解釈にやや違和感を否めません。また、法曹として必須とも思える起案能力の涵養を、ともすれば法科大学院による受験対策として問題視する傾向も極端ではないかという気がします。
- ・ (1)「社会人」に関して基準・解釈指針などで何らかの定義をすべきである（解釈指針6-1-5-2）。  
(2)「模擬裁判」「ローヤリング」「クリニック」「エクスターンシップ」は「実習科目」であり、30 時間で1 単位にしかならないと考えられる（大学設置基準 21 条 2 項 2 号）。平成 23 年度までに 4 単位相当を必修又は選択必修とすることが要求されているが、単位数については見直す必要がある（基準 2-1-4）。
- ・ 社会人・他学部 3 割目安とされているが、法科大学院によって、「社会人」の定義が異なれば、基準の体をなさない。3 割基準は現状にも合わず、見直しが求められる。  
「法情報調査」を独立の科目として設置する必要性について再検討されるべきである。  
「法文書作成」において教育すべき文書の範囲が不明確であり、起訴状や冒頭陳述、果ては論告・弁論まで含めると、「刑事訴訟実務の基礎」のほかに、「法文書作成」を取り上げる意味がない。当初の趣旨であろう「契約書、遺言書」など訴訟外の民事関係文書に限定すべきではないか。
- ・ 開設されている科目が、法律基本科目に該当するのか、あるいは法律実務基礎科目に分類されるのかについて、しばしば議論になったが、第三者的に見るとどちらに振り分けるべきかということはどうでも良い議論で、実質的に必要な教育が行われていれば良いと感じることが多かった。科目・内容の整理の仕方を考え直した方がよいのではないかと思う。
- ・ 形式的な面での基準、解釈指針であって、実質的な質の面での評価基準としては不十分ではないか（これは、そもそも評価になじまないのかもしれないが）。  
解釈指針の解釈が揺れているのではないか。あるいは、解釈指針の解釈が、評価委員に事前に明らかにされておらず、評議の中で明らかにされることがあった。
- ・ 指針で「示されている」「明らかにされている」という場合は資料・調査などで比較的客観かできるが、「共有されている」「努めている」という場合には、調査しても判断に幅が出てくる。
- ・ 個別・具体的な意見はないが、3つの評価機関での一定程度の統一化を図っていかないと、「法科大学院の第三者評価」としての意義の低下につながりかねないとの印象を持っている。
- ・ 若干解りにくい基準ないし解釈指針についても、研修や評価事例等を記載したペーパー等で理解が得られたので、大きな問題点はないと思う。
- ・ 解釈指針に注記して重要な実例を挙げておかれると、後年度に判断が容易になると思われます。
- ・ 4-1 成績評価

【評価担当者】

基準4-1-1は客観的で厳正な評価を求めるが、具体的には評価基準の設定とそれに従った評価を求めるのみであり、水準には触れていない。他方、基準4-1-3においては、水準が問題にされており、この水準は、取得単位数などを意味しており、実質的な意味での水準ではない。これでは修了生の質を保障することにはなっていないと思われる。

- ・ 科目履修人数基準、法律基本科目割合基準及び履修単位数上限基準などは、内容や基準を見直してもいいと思われる。
- ・ 機構側の説明不足と大学院側の不注意と両方の理由があるのであろうが、未だに基準の理解が不十分であるために、無用の混乱が生じていると考えられる例が多く見られる。
- ・ 次の観点からの基準・解釈指針の見直しと明確化が必要であろう。
  - (1) 教育の質の確保という観点からの司法試験合格者数の実績の評価。
  - (2) 研究者養成という観点からのカリキュラムと養成実績の評価。
- ・ 網羅的によく整理されている。

## 2. 評価の方法及び内容・結果について

### (1) 自己評価書について

#### ①法科大学院の自己評価書の理解しにくかった点について

- ・ 各大学院によって評価書の充実度合が異なるが、根拠資料の乏しいものについては、評価の根拠を探すのに手間どった。
- ・ 説明が解釈指針ごとに整理されていなかった点と、資料が適切に注記されていなかったところがあった点。
- ・ 概ね問題ないが、大学院によっては、十分に記述されていない部分があり、書面調査では判断できない項目があった。
  - ・ 1. 網羅性に欠ける。2. 説明の根拠が不十分
- ・ ある大学の評価書は、内容的に粗雑さが目立った。
- ・ ある大学のものは非常に理解しやすかったのですが、他の大学のものは評価基準の趣旨について評価機構と共通理解がないようにも思われる記載が少なくなく、理解しにくいような気がしました。予備評価を受けたかどうかの違いのようにも思いました。
- ・ ある大学についてはその記載と基準との対応が必ずしも明確ではなく、また自己評価書の記載に資料との関連性を明確に記載してほしい。

#### ③自己評価書に必要な根拠資料のうち、引用・添付されていなかったものについて

- ・ 記載された内容を裏付ける根拠資料（申合せを記載した書面など）が引用、添付されていないことがあり、記載内容が実際にされたかどうか判断できないものがあった。
- ・ 成績評価で、ほぼ一律満点や追試・本試の類似性 最終年次の履修登録可能単位数の上限 法システム概論を再履修科目とする適否 教員や教育補助者による答案指導の内容 1単元 200分授業の実際と長所・短所等々。
- ・ FD議事録、施設資料（できれば写真を添付してもらいたい）。
- ・ 自己評価書の記載について、裏付けとなる資料が全く添付されていない項目が非常に多い対象校があった。例えば、アドミッション・ポリシー等の周知に関して、パンフレットやウェブサイトのコピーなどが全く添付されていなかったり、FD委員会の活動について説明しながら、その議事録を全く添付していないなどの点が特に目立った。
- ・ 規程等不足のものがあった。
- ・ 実績データが欠けている点。

#### ○自己評価書の様式についての意見、感想など

- ・ 自己評価は、学内事情により其の精度を考慮しなければならないが、これは非常に難しいと思われるので、特別になしとしたい。
- ・ 根拠となる資料を添付することをしっかりと伝えるようにし、資料がない場合には、記載内容が実際にあることが判断できるような具体的な事情を記載するように伝える。
- ・ 今回の対象校の場合、基準の解釈に関して自己主張とも取られる点が見受けられた。基準の解釈は評価機関

【評価担当者】

の解釈に従うべきで、自己評価書作成時点で十分な意見交換が求められる。

- ・ 自己評価書は、解釈指針ごとに整理して記載すべきである。
- ・ 教育目的と実際とが合致していない点は、…を目指した、…を行う、としているが、現実には、…までしか到達していない、とか、…に終わっている、とか書き込んでもらいたい。ビジネス法務、とりわけ〇〇分野に高度な知識を有する専門の育成、といった教育目的を持っているとしても、学生がそうした授業を選択しない実態があれば、目的は目的でしかないのだから。
- ・ 基準および解釈指針のすべてについて、もれなく記載していただくように注意を喚起する。とりわけ予備評価を実施した法科大学院においては、予備評価で〇となった事項について、とかく手抜きがみられたので、改めてすべて記載することや、必要な資料を添付するように、注意を喚起する。
- ・ 対象校において、基準の趣旨・真意を十分に理解せずに記載している箇所が散見されるので、機構において、これまでの経験を踏まえて、対象校向けのマニュアルの一層の充実が肝要。
- ・ 自己評価書については、一部の項目において、自己評価の記述が明確でなく、根拠資料の添付が不十分で理解しにくい場合があり、作業に時間を費やす。こうした傾向は毎年見られ、対象法科大学院の中には、予備評価で指摘されているにもかかわらず、本評価においても同じことで改善されていない。したがって、評価の前段では判断保留とせざるを得ず、補足説明や追加資料の提出、訪問調査での確認作業によって初めて明らかになるケースもある。評価担当者としては、自己評価の記述が整理され、添付資料で根拠が明示されていれば、正確な理解で効率的な評価作業ができる。法科大学院側の事情やご苦労は認識しているが、より一層の配慮を望みたい。
- ・ 成績評価にかかわる資料（とりわけ平常点や追試験・再試験に関わる資料）をできるだけ事前に用意できるように対象校に伝えるようにしていただきたい。
- ・ 対象校の誤解にもとづくと思われる記述が散見されたが、事務局の頻繁なやり取りがあったために、特に不都合は感じられなかった。
- ・ 様式についての不足はないと思うが、起案担当者によって基準や解釈指針を誤解していると思われる場合があり、結果的に評価に必要な情報・資料が不足していたため、補充の説明や資料提出が必要だった例もあった（評価する側も評価される側もかかる補充のために無駄に仕事量が増えて大変だと思った。）。
- ・ 「別紙参照」で片づけず、評価書に資料のサンプル等を取り込んでいただきたい。
- ・ 自己評価書については、その記載の裏付けとなる資料を網羅的に添付すべきであることを事前により強調して伝達する方が望ましいと思う。
- ・ 対象校による記述の差異（精粗、形式）が目立つ。或る程度形式等は機構の方で様式を作り、統一してはどうか。

## (2) 書面調査について

### ④機構が示した書面調査票等の様式で記入しにくかった点について

- ・ 全部、コメントを書くのは大変だし、必要ないのでは。
- ・ 工夫が凝らされており、実際の作業にあたられた事務の方々の仕事ぶりに、その都度、驚嘆しておりました。
- ・ 文字のフォントが小さく、PC操作が不得手な者には視力の低下を招く。
- ・ 例えば、基準2-1-2について検討し、さらに、その枝番号である解釈指針2-1-2-1…についていちいち全部検討するというやり方だと、章によっては同じようなことを何度も検討しているようで、無駄を感じます（基準2-1-2の数字は例であり、2章がどうというわけではありません）。
- ・ 1 エクセルの表の文字が小さく、たいへん読みづらい。  
2 基準に適合している場合のコメントの記載方法がよくわからなかった。基準の文言をそのまま記載すべきなのか、自己評価書の当該箇所を引用すべきなのか等。
- ・ 記載している文字をもう少し大きくして欲しい。

### ⑤書面調査を行うために必要であったと思われる参考となる情報（客観的データ等）について

- ・ 個人的には事前に他の委員からの要望や事務局の配慮で後からも資料が届き、特に必要を感じなかった。
- ・ 必要に応じて、学生の授業評価アンケート等の資料があったほうがよいのではないか。
- ・ 過去の実例集。
- ・ 再試の問題だけではなく、実際の答案がないと、適切に評価できないのではないか、と感じた

【評価担当者】

### ○書面調査についての意見、感想など

- ・ 第2章等データに関して、事務局で添え書きしてくれたことが助かった。自己評価書が長文で加えて判断に苦勞するような自己評価書もあり、事務局に質問しないで済んだ。
- ・ 自己評価書の読みやすさ等に影響されている面もあるが、書面調査は、実に骨の折れる作業であった。2つの法科大学院について全基準の書面調査を担当することは、法科大学院間の比較ができる等の長所はあるものの、作業量として過重であり、担当の基準を分担するなどして、各委員の担当量を絞り、調査の質を高めた方が効果的ではないかと感じた。
- ・ 非常に作業量が多く、時間を取られるので、負担を軽減する何かよい方策はないのでしょうか。
- ・ 客観的な情報について、事前に事務局の方で、参考となる事項を書き込んで下さっていたので、非常に助かりました。
- ・ もともと法科大学院での教育に携わっているわけではない者が、短期間に基準及び解釈指針（いわば規範）を十分理解した上で、自己評価書を中心とする膨大な資料から真実を発見して上記規範に当てはめ、それを基に適合・不適合を判断して文章化するという作業は、思いの外、骨の折れるものであった。そのため、いちいち添付資料等を精読する余裕がなく、自己評価書の内容が真実であるとの前提で書面調査を行わざるを得ない部分が多々あった。
- ・ 評価者の負担軽減のために、客観的事実など事務局側で書き込める部分（今でもかなり書き込んでいるが）は、さらに書き込んでおいてもらいたい。
- ・ 最初の頃に比べてフォーマットも整備され、また、事務方で記入できる部分はあらかじめ記入していただくため、作業ははるかに効率的に行えるようになったと考えている。
- ・ 書面調査の段階でのデータ量は十分。書面調査段階で豊富なデータは不要。
- ・ 最近の書面調査票等の様式は以前に比べるとかなり改善されており、記入しやすくなっていると思う。
- ・ 書面調査については、例年のように、かなりの時間がかかるが、従来の様式に比べて相当に改善されてきたとの印象を持っている。
- ・ 分量が多く、時間もかかって大変だったが、適切な評価にとってはやむを得ないと思う。自己評価書の善し悪しで書面調査のし易さも変わってくると感じた。
- ・ 調査項目は網羅的でよく整理されていると考えますが、項目の中には事実確認的なものもかなり含まれており、その確認については整合性、正確性といった観点からも事務局において一元的に整理することが望ましいと考えます。
- ・ 「特になし」は記入不要で統一していただけるとありがたい。意見を事務局で集約される際も、「特になし」は取り上げる必要はないと思われる（積極的に「問題なし」とするよりも、消極的に「問題を発見できなかった」という趣旨にとどまることが多いと思われるため。）。

### (3) 訪問調査について

#### ②訪問調査によって十分に確認できなかった点について

- ・ 科目の分類に関しては、毎年異議や解釈の相違があるが今回に関しては双方の解釈が最後まで一致しなかった。これも将来に向けた解釈の相互理解に繋がることだと思うが、事前に取りるべき方法はなかったかと疑問に思った。
- ・ 成績評価。

#### ③訪問調査の実施内容（法科大学院関係者（責任者）面談や一般教員等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査、学生との面談）のうち、特に充実又は簡素化すべきものについて

- ・ 現場視察にもっと時間を割くべきではないか。
- ・ 訪問調査ではおおむねその目的を達することができたと思いますが、あらかじめ事務局を通じて依頼してある調査事項に対する回答に準備の不足があったように思われます。その理由としては、調査事項を対象校が十分に理解できていなかったということでしょうか。
- ・ 答案のサンプル調査を現地で行う必然性がないように思いました（資料を送ってもらえるのではないかと、という趣旨です）。
- ・ 一般教員との面談に関し、出席された少数の教員の意見が、果たしてそれ以外の多くの教員の意見を集約し

【評価担当者】

たものなのかどうかが多少気になった。一般教員との面談が何を目的にするものかにもよるが、出席教員の人選を対象法科大学院に委ねると（実際に人選がどのように行われているかは知りませんが）、当然体制側に好意的な教員しか出席しないものと思われる。

- ・ 教育現場の視察は、時間が短い印象を受けた。評価者の専門分野であれば、辛い評価になり、専門分野から少しづれば甘い評価になろう。やむを得ないだろうか。
- ・ 授業参観の科目数の拡大。
- ・ 責任者面談の際に大学の代表者（学長・理事など）が臨席するのは、最初か最後のいずれか1回でよいのではないか。やや儀礼的にすぎる感があった。他方で、当該法科大学院の責任者が（授業のためとはいえ、）出席していないのには、若干の違和感を覚えた。可能な限り時間帯を調整して、当該部局の責任者が欠席することのないように配慮されるべきであろう。
- ・ 修了生面談は、対象法科大学院およびその修了生にかける負担が大きい。在学生の面談だけでもよいのではないか。
- ・ 自己評価担当教員が中心的に応答し、一般教員からの活発な応答が不十分であった。
- ・ 教員との面談がやや形式的になっているような印象があった。個別ないし少人数の面談を設けることも必要ではないか。
- ・ とりたてて改善すべき点はないが、できれば一般教員面談、学生面談でもう少し本音を聞き出したいとは感じている。
- ・ 一般教員との面談の時間をもう少し増やしてもいいと思った。一般教員について個別面談を行うことやグループに分けて面談することもあってもよいのではないか。
- ・ 一般教員の数は、満遍なく質問できるように、人数をもう少し精査した方がよいのではないか、と思う。
- ・ 責任者面談や一般教員との面談では、書面調査で確認できないと明確に認識されたもののみを対象にしているが、書面では十分に理解できない事項がかなりあると考えられるので、もっと質問や確認事項を広くするなど、書面調査の補完的機能を持たせるように工夫してはどうか。

#### ⑤訪問調査時の機構の評価担当者（事務担当者を除く）の適切な人数や構成について

- ・ 法律基本科目については、それぞれの科目の専門家が対応する必要があるのではないかと思います。

#### ○訪問調査についての意見、感想など

- ・ 事務担当者の能力と準備に関する精力的な取組は高く評価できる。
- ・ 学生面談について、修了者面談では、司法試験合格者のみであったが、司法試験不合格者からの話も聞きたいところである。
- ・ 毎回感じることだが、訪問調査に関する対象校の緊張は相当なものである。そんな中で評価委員の要求に従う事務局担当者の冷静で客観的な対応に感心する。また大学関係評価委員の立場もさぞやりにくいことと同情に耐えない。これも法科大学院の発展に寄与するとの信念によるものと敬服する。
- ・ 院生から直接話が聞けたことは非常に有意義であった。  
試験の答案を読めたことは、貴重な機会ではあったが、手間がかかる割には、調査能力や判断の権限に限度があり、意義は乏しいのではないかと感じた。
- ・ 訪問調査の対象校について、「論争する場ではないこと」を事前に伝えておく必要があるように感じた。
- ・ 機構の事務担当者の事前の準備が行き届いており、極めて効率的に訪問調査の目的を遂げることができたと思います。事務担当の方々の労に謝意を表したいと思います。
- ・ 特に責任者面談の際に、対象校の責任者が発言しやすい雰囲気を作ることが重要だと思います。今回の場合には、対象校からの活発な発言があり、ある程度本音での話しを聞くことができたと思いますが、調査の成果はこの点にかかっているように思います。
- ・ 対象法科大学院を自分の目で実際に見、関係者の肉声を聞くことは、対象法科大学院の評価を行うに当たり極めて重要である。書面調査では得られない有形無形の情報を多数得ることができた。
- ・ 修了者面談で、司法試験合格者と不合格者が同席した。心配したが、みな積極的に発言し、それは杞憂に終わった。しかし可能ならば、この方式は避けた方が無難だろう。面談における対象法科大学院の関係者の人数が多すぎるように思った。
- ・ 重大な問題点があるか否かによって、対象校により時間が短く済んだり、長くかかりました。これは予め

【評価担当者】



- 予測しえない部分も多いので、先方と協議しつつ時間調整をして柔軟に対応する以外にないのかと思います。
- ・ 確認したい事項について、対象校が十分に理解していないと思われる場合があり、何らかの形で確認したい事項とその重要度について、対象校に伝達できると、訪問調査がより円滑に進行するのではないかとと思われる。
  - ・ 限られた日程の中でスムーズに進行できたと思っている。これも事務方の努力の賜物と感謝している。
  - ・ 調査に際して授業参観の時間がやや少ないように感じた。
  - ・ 調査期間、スケジュールともに他の評価機関として比較して適切であると思う。事務局の対応も相当に他機関を上回っているという印象を持っている。
  - ・ 評価担当者の人数・構成は概ね適切であったと思うが、主査・副査の負担が過大だとも感じたので、もう少し人数を増やしてもいいと思った（実務家を増やすのがベターだと思う）。
  - ・ 学生面談は 30 分程度で足りるのではないか。（ソツのない回答が多く、あまり有意義とは思われない。）最後の責任者面談は「対決型」となりやすく、役目の伝達で足りるのではないか。（委員側は事実の確認を伝えるにすぎないのに、対象校は価値観を否定されたように感じるようである。）
  - ・ 毎回感じることであるが、機構職員の方が大変丁寧に事前準備をしてくださっているので、参加する委員はとても円滑に調査ができた。この場を借りて感謝申し上げたい。
  - ・ 全体的に時間の短縮を図って欲しい。
  - ・ 担当者とはもかく、相手校の負担は極めて重いものと思われ、たとえば、卒業生の面談などは、割愛することも検討すべきではないか。
  - ・ 現場を確認したり直接対面して話を聞くことの意義は大きく、書面調査項目のうち訪問調査で処理する方が適切なものが相当あると考えられる。

#### （４）評価結果について

##### ○評価結果についての意見、感想など

- ・ 実態評価はこの種の調査では難しいと思われる。調査結果が文科省に強い影響力を持ち、直ちに改善されるものではないだけに、些か空しいものを感じる。
- ・ 全く合致とはいなかったが、相対的に一致した。
- ・ 期末試験、追試験などに関する評価については、かなり細かな調査が行われており、そのこと自体は望ましいが、大学の授業である以上、画一的な基準を作ることはかなり困難を伴う。形式的にみて明らかに不公正な試験が実施されていると疑われる場合を除き、あまり成績評価についてまで、細かな調査を行うことは大学の自主性を奪うおそれがある。
- ・ 再評価という成績評価の基準と方法を用いること、及び再評価を実施するかどうかの判断が科目担当者に委ねられることが、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正な成績評価制度ではなく、基準 4－1－1 を満たしていないために認証評価基準に適合していないとの評価結果となったが、門外漢の私には多少意外であった。たしかに厳格性を貫徹すればそのとおりかもしれないが、成績評価の方法選択は、明確な不公平や偏頗がない以上、原則として現場の科目担当者の自主性に裏打ちされた裁量的判断に委ねられるべきではないか、再評価という方法は、明確に不公平又は偏頗な行為とはいえず、裁量的判断の範囲内ではないのか、というのが率直な感想である。
- ・ 文科省や機構が何と強弁しようが、法科大学院への入学の目的は司法試験にパスすること、である。これは否定できない事実である。予備校化を避けたい思惑は理解するが、司法試験合格者・合格率の評価が何もないのは違和感を抱く。
- ・ 「優れた点」、「改善を要する点」の基準がある程度統一されていることが望ましい。
- ・ 事務局がよくまとめて下さり、また各部会間の調整も行うので、確固としたスタイルが形成されているように思われる。
- ・ 横並びを意識するあまり、評価結果の学校別の違いがわかりにくくなっている。
- ・ 認証評価は最低限の基準のみをチェックすればよく、優れた点の評価は不要ではないかと思う。
- ・ 評価結果の中で「改善を要する点」の指摘の仕方が担当部会によって微妙に異なるところがあるのではないか。判断基準とその適用についての理解は横並びで統一されていると思うが、対象法科大学院によって同一の内容を、一般的に指摘されているところと、より具体的に指摘されているところがあるような印象を受けた。
- ・ 第 1 章は独立した評価項目にする必要がないのではないか。
- ・ 評価結果の作成過程が、他評価機関に比べて非常に丁寧であり、部会全体での議論をきちんと行うなど、き

【評価担当者】

わめて適切である。

- ・ 相手校の独自の理念に照らせば「この点はよく達成されている」、「この点はなお不十分」である、といったような、相手のモノサシに合わせた評価がより前面に出ると良いと思う（現状は、資料・指針の一般的なミニマムの要請を満たしているか否かに評価が傾きがちである。）。

### 3. 研修について

#### ○研修についての意見、感想など

- ・ 研修は最小限度の時間にすべきではないだろうか。
- ・ 大人数の研修で、全員が理解できたかは疑問であるが多分初めてでない委員が多いので適切であったかと思う。
- ・ 2年目の委員は参加を強制しないなど、適宜柔軟な方法で対応していただき、妥当であると考えます。
- ・ 研修に参加できず、個別に説明をしていただいたので、回答が難しいです。
- ・ 書面調査のシミュレーションにもう少し時間を割いた方がよいと思う。どの基準の評価については、どこを見て、そこに書いてあるどの情報からどういう事実を読み取り、どう表現するか、どう評価するかという調査の道筋の例を数種類示す必要があると思う。資料を読んだだけで書面調査のイメージを抱くことは大変難しいと思う。
- ・ 実際に行ってみないと、実感としてよく分からない部分もあるが、研修そのものは、可能な限り理解しやすいように実施されていたように思う。
- ・ 機構が準備された正規の研修には参加することができず、別の日に設定をいただきましたが、ご親切に説明いただき、助かりました。
- ・ 研修についても毎年工夫がなされており、改善されていると思う。
- ・ 実際に作業にかかってみないとわからないことが多い。
- ・ 研修の設定日時関係ですべてに参加できない場合に他の機会を設けて補充することがあってもよいのではないか。
- ・ 特に問題点や改善点はないと思われる。現状のままでよいと考える。
- ・ これまでのアンケートの概要等も配布資料に入れてもいいと思った。
- ・ 本年度の研修には参加できなかったのですが、以前に参加した研修については、説明内容は理解しやすく、研修の内容は役に立ち、時間の長さも適切だったと思います。

### 4. 評価の作業量、スケジュールについて

#### (1) 評価に費やした作業量及び機構の設定した作業期間について

##### ○評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間についての意見、感想など

- ・ 個人的には、仕事が忙しい時期と重なったため、書面調査の期間がもう少しあればありがたかったです。
- ・ 何度経験しても、書面調査の作成にかかる時間は膨大で、かなりヘビーな作業である。もう少し短縮できないか。個人差が大きいと思われるが、個人の能力を超えて、工夫の余地があるとも判断する。
- ・ 書面調査の分量というより、対象校の自己評価書の内容によって作業時間が異なる。評価報告書の作成に関しては事務局と部会長及び副部会長に負担があると感じる。門外漢のものには他の委員に依存することが多いが、それなりに納得できる内容である。
- ・ 書面調査の作業量が過重である。
- ・ 7月中は、学部や法科大学院の定期試験の採点期間と重なり、そちらに時間を割かれるため、自己評価書の書面調査はほとんど行うことができません。そこで、書面調査の作業期間をもう少し長く設定していただくと助かります。
- ・ 客観的な基準について、事前にコメントが付されているので、作業が非常にスムーズに進んだ。
- ・ 書面調査票作成について、もう少し期間を長くしてほしい。
- ・ 資料の分量が多い。
- ・ 書面調査とくに調査票の作成にかなりの時間がとられる。
- ・ 書面調査の分量が多く毎年大変であるが、事務局サイドで判断可能な客観的基準についてはあらかじめ記入して下さっており、作業量、作業時間がやや減少して助かった。
- ・ 訪問調査は本務校の授業を休講にせざるをえなく、やむをえないこととはいえ、つらいところがある。

【評価担当者】

- ・ 書面調査に時間がかかるのは、自己評価書の記載と資料との牽連性の不明確さにも一因があると思われる。自己評価書及び資料の作成方法につき対象校に徹底する必要がある。
- ・ 自己評価書の検討については、自分自身2年目ということで作業の要領についての理解が進んでおり、比較的効率よく行うことができたという感想を持っています。自己評価書の記載については、作業の効率性の観点および対象校に評価基準の趣旨・内容を十分に理解してもらうという観点から、対象校に対する事前のガイダンスをさらに充実させる必要があると感じられました。
- ・ 自己評価書の書面調査については、勤務先法科大学院の試験期間・採点期間と重なっており、期間自体は十分にいただいたものの、実際に割ける時間は短かったので、大変でした。もう少し、締め切りを後ろにずらしていただければありがたいと思いました。
- ・ 自己評価書の書面調査や評価報告書原案の作成に要する作業量・時間がかかなり大きく感じたが、これは、今回初めての経験で要領を得ていないことと、日的に他の業務と重なったこと等の事情も重なっているためでもあり、一概には言えないのかもしれない。また、評価作業の全体が今ひとつ飲み込めていなかったこともあり、多少の戸惑いは感じたものの、優秀な事務担当の方々の助力もあり、最終的には、スムーズに作業が進んだ。
- ・ 作業量・作業時間の負担は大きいですが、この程度は正確な評価作業のためにはやむをえないとも思う。
- ・ 書面調査の時期が、補講期間（大学によっては試験採点期間）と重なり、また新司法試験の採点期間とも重なったため、それ自体としては、さほどの事務量でなくとも、精神的な負担感は大きかった。問題のない部分は、機構においてあらかじめ記載しておくのも、委員の負担軽減とはなるであろう。
- ・ 一人の委員が2校を担当するというのは、作業量として適当であると思う。
- ・ 自己評価書の書面調査については、作業見直しで簡素化されたが、評価内容が詳細な項目もあり、また基準と解釈指針の部分で評価記述がほとんど重複となる場面がある。
- ・ 訪問調査は待機の時間が多かったので、時間配分をもう少し合理化すれば、短縮できるのではないかと。
- ・ 欲を言えばきりがなく、かなりの負担になっているのは事実であるが、適正な評価を行うためには仕方がないと思っている。
- ・ 書面調査の作業期間の長さ自体は適当だとも言えるが、その時期が法科大学院の期末試験の実施・採点その他多忙な時期と重なっていたことから、作業に費やせる時間の確保が大変だったので、作業期間としてももう少し余裕があってもいいと思った。
- ・ 心身ともに非常に疲れる。
  - ① 評価書はデジタルデータで、資料にもリンクで飛べるように作成することを要求できないか。
  - ② 対象校に評価委員と同じエクセル上での評価作業を要求できないか。
- ・ 自己評価書の書面調査は作業量が多いが、詳細な基準と解釈指針の設定をしている以上、やむを得ないと思う。
- ・ 訪問調査前の資料送付を早くにいただけると有難い。
- ・ 書面調査は作業時間のみならず、時期が忙しい時期で余裕がなく、大変である。
- ・ 自己評価書の書面調査の項目をもう少し、必要な事項に精査した方がよいと思う。
- ・ 書面調査の内容、項目が余りにも多岐かつ大量なため、十分に調査、確認を行おうとすれば膨大な時間と労力が必要になり、他に仕事を持つものにとっては過重な負担となるだけでなく、そもそも自己評価書等与えられた書面だけでは判断に苦しむケースがある。したがって、調査事項を大幅に絞り込んで、もっと深みのある調査、判断が出来るように工夫してはどうか。そもそも評価基準や指針が示されただけで法科大学院側では極力それに沿って運営するはずであるので、評価作業そのものとしては大きな流れを確認することが重要であり、もっと簡潔なもので十分と考えられる。

## (2) 評価作業に費やした労力について

### ○評価作業に費やした労力についての意見、感想など

- ・ 評価作業に対する委員への手当が世間常識に著しく反しているように思える。公的意義は理解できるが、正当な評価としては如何なものか、正直言って困惑する。
- ・ 文章での記載事項欄が多く、省力化の方向で検討いただければ幸甚です。
- ・ 評価作業にかかわったものには、その評価作業の詳細かつ丁寧さが十分に理解できる。しかし対象校や社会がこの課程に関して知る機会がないとすれば、対象校も社会も評価度はあまり高くないのではないかと。

【評価担当者】

- ・ 大学全体の5年に1度の評価を行う以上、ある程度作業量が伴うのはやむを得ない。責任者面談の場で、十分な意見交換ができれば、対象校の改善に役立つと思うが、その時間が必ずしも十分ではないように思われる。時間に制約があることはやむを得ないので、有効な質疑が行われるよう、事前の調整等も含めて検討することが重要かと思う。
- ・ 当初の予想よりも時間がかかりました。
- ・ 評価を受ける側だけでなく、評価をする側も相当な労力を費やす。法科大学院自体の見直しは焦眉の急だが、本評価の方法・内容も軽減を図る方向で検討すべきである。
- ・ 評価作業に費やした労力は相当なものであるが、そのくらい本格的に行わないと実のある評価とはなりえないので、やむをえないと思っている。
- ・ 書面調査にかかる労力が過大では。これに対して評価結果に各校で有意の差が出ているかどうか疑問。ロースクールを選別しようとする学生にとってはわかりにくいのでは。
- ・ 法科大学院自体がまだ制度として根付いていないので、何が正しいかどうかの判断が難しく、作業労力も大きい。果たして、今ある方向が教育の改善に役立っているのか疑問に思うところもあり、労力対効果があるのかどうかはなんともいえない。
- ・ 評価作業は行う側も受ける側も相当なエネルギーを費やすものであり、この調子であまり細かいことまで追及することは好ましくないように思う。よりよい法科大学院教育の実現のために必要最小限の改善の指摘に努め、各法科大学院の自主性を重んじることが大切ではないだろうか。
- ・ 一人の委員が2校を担当するというのは、作業量として適当であると思う。
- ・ 初めて作業のために要領がわからず、時間がかかったということもあるが、かかった時間に応じた成果があったかどうかは、振り返れば疑問。2回目からは要領がわかって、もっと早く作業が進むと思われませんが。
- ・ 全体的に効率的に行われているとの印象を持った。
- ・ 特にないが、訪問調査時に、評価の中間的結果（前提作業の内容）の趣旨が対象校にわかってもらえていないことが相当にあり、「空しさ」を感じる場面があることを否定できない。
- ・ やむなしと思うがハードである。
- ・ 評価に費やす労力は、評価がどれだけ生かされるかにかかっている。評価が法科大学院の定員を含めて適正さを確保、維持することに生かされているのであれば、無駄な労力はない。
- ・ 作業に要した時間、労力は極めて大きい。一方評価対象はそれを更に上回る規模となっている。そのため、評価作業がややルーズとなることは避けられない。このような評価を委員会方式でやるのであれば、事実確認的な作業は事務局ですべて済ませてしまっても、委員の作業は判断や評価にかかる部分に限定する必要があると考えます。

### (3) 評価作業にかかった時間数について

#### ○評価作業にかかった時間数についての意見、感想など

- ・ 個人的に9章、10章の評価時間が取れなかったが、8章までの時間は些少であるが年を重ねることで短くなったように思う。毎年司法支援センターの評価と重なることで、時間的に窮屈になるが、法科大学院の評価は評価内容が複雑で必要な時間は遥かに多いため、もう少し締め切りが遅くなれば助かる。
- ・ 書面調査に実際にかかった時間は、正確には分からないが、少なくとも上記の時間はかかったと思う。「原案の作成」については、実際に原案を作成したわけではないので、作成された原案のチェックに要した時間を記載した。
- ・ 正確な時間を記入することは困難ですが、評価作業に相当多くの時間を要しました。
- ・ 書面調査がかなり大変。ただ、形式的なところの事務局チェックが行われるようになってきて、だんだん改善されてきているので、さらに改善につとめてほしい。
- ・ 書面調査票作成について、もう少し期間を長くしてほしい。
- ・ 上記時間は、アバウトなものです。とにかく長時間かかりました。
- ・ 対象法科大学院からの資料が膨大であり、目を通しながら行う評価は真実シンドイ。大学関係者であれば、すんなり納得するところも部外者はなかなか判断を下せない面がある。いきおい時間を多く必要とすることになる。さらに、こうした作業を行っている時に限って、国会等からのよんどころ無い命令が発せられる。イライラが昂ることになる。みなさん委員をよく引き受けているなあ、というのが正直な気持ちである。
- ・ ②③については、事務局の補佐があるので、焦点をしばって作業をすればよいので、時間はそれほどかから

【評価担当者】

ない。①は資料を読むことにも、シートに記入することにも大変な時間が必要となる。

- ・ 作業に慣れてくればもう少し時間は短縮できると思われる。自己評価書及び資料の読み方についてのノウハウの研修があってもよい。
- ・ とくに、自己評価書の書面調査については、他のスケジュールとの調整もあり、かなり日程的にきつい作業を強いられた。ただ、その作業さえ乗り越えれば、後は何とかこなすことができたように思う。
- ・ 書面調査に苦勞するが、できるだけ事務局で判断できる事項はあらかじめ記入しておいていただくと、より効率的に進めることができると思われる。
- ・ 一人の委員が2校を担当するというのは、作業量として適当であると思う。
- ・ かかった時間は、記録していないので、はっきりしませんが。報告書原案作成は担当していない。
- ・ 他評価機関の場合と比べて、相対的に多くの時間数がかかっているが、適正な調査のための手順の結果であり、当然のことと考えている。
- ・ 今年度初めて評価担当者となり、要領がつかめずに書面調査には相当の時間がかかったが、来年度以降は今年度の経験も踏まえ、多少は費やす時間の軽減が可能になると思われる。
- ・ 質を下げずに時間短縮は可能であろう（対象校に電子データで評価書・資料（答案等をのぞく）を提出してもらい、対象校に委員と同じテンプレートのエクセルの記入を求めるなど）。
- ・ ほかに仕事上の案件を抱えている時にはかなりの負担となる。

## 5. 評価部会等の運営について

### ○評価部会等の運営についての意見、感想など

- ・ 事務担当者の努力と誠意があつてこそ、現状が維持されていると思われるので、非常に感謝している。
- ・ 部会長、副部会長の先生方及び事務局の担当の方のご苦勞は大変だと思うが、門外漢のものには大変助かった。他の部会委員の意見も十分考慮されていた。
- ・ 部会の運営は円滑で、限られた時間内で一定の成果を出していたと思いますが、これもひとえに事務担当の方々の事前の周到な準備があつたからだと思ひます。
- ・ 部会の正副委員長が極めて手際よく部会を進めて下さつたので、非常に効率的に議論を進めることができたと思う。
- ・ もっと簡素でもいいかなと思つた。
- ・ 大学教員の構成員が一定の大学関係者（かつて在籍した者を含む）に偏つていた。
- ・ 日ごろ法科大学院の教員として法科大学院の運営に尽力されている方々の方が、評価委員として問題点を発見し、それに対する適切な評価・判断をする能力に優れていると思う。反面、法科大学院の運営とは無関係な者（私に限ってであるが）は、法科大学院の内情に疎く、問題点の発見や判断の能力において劣つており、その任を全うできているとは言い難い。
- ・ 正副部会長の人が、評価部会の運営に大きく影響すると思う。
- ・ 概ね適切であるが、シナリオがよくできすぎている。このため、平の評価委員が発言しにくいところがある。
- ・ おおむね適切であり、部会担当事務局の事前準備も周到であつた。部会当日の進行についてもあまり問題はないと思われるが、評価対象校が2校あり、それぞれについてそれぞれの主査が進行をされるため、形式的な口上の重複が目立ち時間のロスのような気がした。
- ・ 正副部会長の先生方および事務局の皆さんによる周到な準備があつたからこそ、評価部会が円滑に運営できたと思ひます。アンケートに対する回答の形式にて大変恐縮ではありますが、改めてお礼を申し上げます。
- ・ 昨年度もそうであつたが、自由闊達に議論できる雰囲気があり、意見を述べやすかつた。
- ・ こちらの準備不足もあつてベテランの委員の方々の意見を伺うだけで時間が過ぎてしまうことが多かつた。
- ・ 部会運営について、本年度副部会長になつてはじめて運営に参加したため、後で考えて反省すべき点もある。ただ、委員の協力と事務局のサポートにより、全体的には満足のいくものだったと思う。
- ・ 評価担当者的人数・構成及び運営は概ね適切であつたと思うが、部会長・副部会長の負担が過大だとも感じたので、もう少し人数を増やしてもいいと思つた（実務家を増やすのがベターだと思ふ）。
- ・ 極めて円滑な運営がされたので、進行役をされた部会長・副部会長と、準備をされた機構職員の方に感謝申し上げたい。
- ・ 部会長、副部会長は、適宜、他の委員が意見を述べる機会を設けていただいたので、評価部会において互いに率直な意見を交換することが出来、大変有意義であつたと思う。訪問調査も、運営が大変円滑だったので感

【評価担当者】

謝したい。

## 6. 評価全般について

### ○評価全般（評価に携わっていただいて感じたことも含め）についての意見、感想など

- ・ 法科大学院が最低限あるべき姿を具体的客観的基準に分けていくところまでは妥当としても、それをいかに評価するかというときに細かな基準の重要度にめりはりがないため、結局はデータの有無だけに左右されてしまうことに問題はないか。「されていること」基準はすべて満足しなければならず、「望ましい」基準はそうではない、というのではなく、複数の解釈指針の満足度を総合評価して評価基準を満たしたか否かを判断すべき場合もあるのではないか。そうではないから、一方において基準に合致する体裁だけ整えておけばよいのか、他方で独創性を追求する教育を行う法科大学院も型にはめることで積極的な試みへの意欲を阻害することになりかねないのではないかと危惧する。

社会やマス・メディアも、どの法科大学院が評価で不適合になったかとか、新司法試験の合格率がどうかといった表面的なデータのみ騒ぎ立て、日本における未来の法曹と社会がどうあるべきかについての深い議論に踏み込まないことは、認証評価の趣旨に反するものである。認証評価のシステム自体も建設的なプロセスの一環であるということの評価の公表に際して強調すべきではないか。

- ・ 貴重な経験であり、また、事務局の方には大変お世話になりました。ありがとうございました。
- ・ 試行錯誤を経て評価作業が全般的に改善されているように感じています。
- ・ 第三者の評価及び自己評価に関してあまり期待していなかったが、自己評価が所詮自画自賛になりかねないことや評価自体統一されないことを知った。機構の詳細かつ綿密な評価基準及びその解釈に関係したことで評価機関の評価の必要性を知った。社会にもこのような評価過程が知られることで、評価結果に対する理解が変わると考える。
- ・ 委員としての作業は大変な面もあったが、法科大学院の実情について理解を深めることができた点は大変よかったと思う。

法科大学院にとっても評価のための作業は、莫大なものがあると推察する。軽々にいえることではないが、もう少し各法科大学院の自主性に委ね、評価基準を簡素化し、また、評価のための作業が効率化できるよう何らかの工夫をすることを検討すべきであると思った。

- ・ 2年間評価作業に参加させていただき、自分が所属する法科大学院の今後のあり方を考える上で、非常に参考になりました。
- ・ 評価にかかわる時間と労力の負担はかなり大きなものがありますが、自分自身の属する法科大学院の授業の在り方やFDその他の運営には大いに参考になりました。
- ・ 時間的に大変なところもあったが、他の大学院のやり方を見て、自らの講義方法に役立てられたところもあり、有益でした。
- ・ 基準にそって細かく分けて評価をしていくという作業自体は、客観的かつ公平・中立で外部から見た場合に信頼するに足るものであり、一定の監視機能は果たしていると思うが、あまりにも細かいことを逐一指摘していくのは、大学院側の個性や事情もあり、教育・学問の自由や裁量というものもあるので、運用に当たっては、過度な形式主義に陥ることなく、柔軟に対処すべきものと思う。
- ・ 他大学の状況は、なかなか外からは分からない。対象校で講義を傍聴するなどの機会は、自身の教育活動において、非常に役に立った。
- ・ たいへんな労力を傾注して評価業務が運営されていることがよくわかり、勉強になりました。とりわけ事務の方々のお仕事には、頭の下がる思いがいたします。しかし、たとえば、大学の教員・事務職員が、評価のために膨大な労力を投入して対応を行い、評価する機構や委員の側でも相当の労力を投入して評価をするわけですが、それによってLSの内容、とりわけ教育内容が改善されるというような因果関係は希薄ではないかという印象を持っております。評価に投入した労力・成果（加えて評価をする側の労力）と、そこで労力を投入したために失ったものを比べることができるかどうかわかりませんが、なんとなく、比べた結果を想像してみますと、複雑な気分になります。
- ・ 部会長、副部会長、事務方の皆様のご苦勞は、並大抵のものではなかったと思います。お疲れ様でした。また、大変お世話になり、ありがとうございました。
- ・ 大変な作業量だな、評価をする者も、される者も、機構側も、というのが一番目に感じること。

基準や指針の厳格な運用は、各法科大学院の特色をなくして金太郎飴大学院を作りあげてしまうのではない

【評価担当者】

かという心配。大規模大学と小規模大学、中央と地方、同じ物差しでは測れないと思うが、それに近いことを行っていることに対する疑問。

法科大学院設置の意味・目的。建前と本音。学生たちの入学目的は司法試験合格。

機構の謝金等の薄謝ぶり。国民からは賞賛されよう。

- ・ 厳しくも公正に行われている。今後もこの方針で。
- ・ 本評価時に基準を満たさないと判断される事項でも、予備評価時に指摘しなかった事項については基準を満たさないと表記できなかったが、それで社会的責任が果たせたかは疑問を感じた。報告書の微妙な表現が社会の一般人にとってわかりやすい表現になっているかにも疑問を感じた。
- ・ ④がやや低い評価であるのは、評価者の専攻がかなり特殊であるため、発揮しにくいということで他意はありません。設置がなされればあとは事実上ほとんど規制がなかったこれまでの体制にはやはり問題があったので、任務は大変であったが、必要な社会的役割を担っていると考え協力してきました。これからも協力をお願いします。聞くところによれば、評価機関により認証評価の厳格さにつき差があるようであり、画一に向け努力していただきたいと考えます。
- ・ ピアレビューの長所が実感できた。定数削減や統廃合問題が俎上に上っているがこれがより具体化してきた時に本評価が政治的な影響を受けないよう望む。
- ・ 私は法科大学院の実務家教員ですが、法科大学院のカリキュラムや教育のあり方を見て、感心するところもある一方で、賛成しがたい点もあります。評価に携わることがなければ、なぜ、法科大学院のカリキュラムや教育が今あるようなものであるのか、疑問や焦燥を感じるままであったと思いますが、参加することによって、何を目指そうとしてこの制度があるのか、理解が深まりました。自分としても、今後引き続き法科大学院教育に携わるに当たり、旧司法試験時代や司法研修所教育とは異なる多面的な視点を持ち、あるべき方向性をさぐるきっかけになったと思います。
- ・ 他法科大学院の評価作業を実際に経験してみて、自分たちの教育活動を相対化し、また他校の良い面を大いに学ぶことができたように思う。ただ、どの法科大学院も、その置かれている状況や条件がそれぞれ異なることも大いに認識された。
- ・ 機構の評価作業は厳密で質の高いものと評価しているが、いささか細かすぎる点もあり、よりよい法科大学院教育の実現に必要と思われる最小限度の改善の指摘にとどめ、各法科大学院の自主性を重んじる方向を強めたほうがよいのではないかと考えている。
- ・ 法科大学院の評価一般について、二点だけ感想を申し述べます。一つは、多くの部会がありますが、それらの判断の仕方に不一致ないし不公平が出ないようにすることです。もう一つは、三つの認証評価機関がありますが、それらの判断のしかたにも不公平などが生じないようにすることです。但し、いずれも難しい問題であり、今後の課題であると思います。
- ・ 対象校について、予備審査以外の情報（例えば文部科学省から対象校に対する改善等の指摘の情報）を入手しておられる場合は、部会に提供して欲しい。  
予備審査結果の本審査拘束性の再検討
- ・ 小職の専門外の分野の教育、教員、運営、施設等について色々知る機会を与えられた点は有り難く、有益であった。
- ・ 形式的な面での評価は可能であるが、実質的な質の面での評価はできていないのではないかと。
- ・ 対象校によって、評価基準や指針の理解の仕方、評価そのものに対する姿勢について温度差が感じられた。また、評価の実施主体によって、評価のやり方に差が出る場合があると思われるが、その調整について今後さらに検討してゆくべきことと思われる。
- ・ すでに言及したことであるが、他評価機関の委員をしているため、評価機関を比較する視点で臨み、事務局体制がきちんと整っていることを実感した。評価の今後については、評価機関相互の連携や基準等の平準化（個々の機関の独自性は残しながらも）などの必要性を痛感している。
- ・ 機構の評価担当者をなされている先生方は総じて高い見識と能力をお持ちの先生方であり、そのような先生方と議論し協力しながら評価をすることができ、大変貴重な経験となりました。機構の評価担当者となる機会を与えていただいたことに感謝しております。
- ・ 他の評価機関との合同の意見交換会が必要と思われる。
- ・ 評価の作業が自身の経験として役に立ったことに加えて、部会での委員の先生方の率直なご意見を聞くことができて、大変参考になった。

【評価担当者】

- ・ 評価がよりよい法曹養成制度につながることを期待しています。
- ・ 再試、追試の問題について、同一の問題が出題されているかを単に形式的に判断することには、違和感を覚えた。試験で間違った部分を再度理解しているかを問うことは必ずしも不当とは思えない。特に未修の学生には、書き直した答案によって法的な論理思考が定着すると思う。

法科大学院の教育の「質」を強調するのなら、法科大学院における成績評価と新司法試験合格者の成績、必要があれば研修所の二回試験も含めて、相関関係を客観的に論証すべきではないか、と思う。

【評価担当者】



平成 2 0 年度実施認証評価に関する検証のためのアンケート

貴法科大学院名 \_\_\_\_\_

今回、当機構の評価を受けられて、どのように感じられたか、以下の 1～10 の項目について、それぞれの質問にご回答くださるようお願いいたします。

回答様式には、選択式のものゝ記述式のものがあります。選択式の回答については、該当する番号に○を付けるか、右端の空欄に数字をご記入ください。また、記述式の回答について、枠内に書ききれない場合には、枠を広げたり、別の紙を使用したりするなどしてご記入ください。特にご意見・ご感想がない場合には空欄のままです。

いただいた回答は、選択式のものについては、原則として統計的に処理した上で、また、記述式のものについては、法科大学院名を伏せた上で、公表することといたします。

【回答例】

	強く そう思う ← 言えない → 全くそう (5)            (3)            (1)						
回答例① .....は、適切であった .....	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 12.5%;">5</td> <td style="width: 12.5%;">4</td> <td style="width: 12.5%;">3</td> <td style="width: 12.5%;">2</td> <td style="width: 12.5%;">1</td> <td style="width: 12.5%; text-align: right;">3</td> </tr> </table>	5	4	3	2	1	3
5	4	3	2	1	3		
回答例② .....は、適切であった .....	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 12.5%;">5</td> <td style="width: 12.5%;">4</td> <td style="width: 12.5%;">③</td> <td style="width: 12.5%;">2</td> <td style="width: 12.5%;">1</td> <td style="width: 12.5%;"></td> </tr> </table>	5	4	③	2	1	
5	4	③	2	1			

## 1. 基準及び解釈指針について

当機構が設定した基準及び解釈指針についてどのように思われましたか。評価の目的である教育活動等の「質の保証」、「改善の推進」、「社会からの理解と支持」という目的に照らして、またそれ以外の特徴について、以下の質問にお答えください。

	強く そう思う (5)	どちらとも ← 言えない → (3)	全くそう 思わない (1)			
① 基準及び解釈指針の構成や内容は、貴法科大学院の教育活動等の質を保証するために適切であった -----	5	4	3	2	1	
② 基準及び解釈指針の構成や内容は、貴法科大学院の教育活動等の改善を促進するために適切であった -----	5	4	3	2	1	
③ 基準及び解釈指針の構成や内容は、貴法科大学院の教育活動等について社会から理解と支持を得るために適切であった -----	5	4	3	2	1	
④ 基準及び解釈指針の構成や内容を、教育活動を中心に設定していることは適切であった -----	5	4	3	2	1	
	ある		ない			
⑤ 自己評価しにくい基準又は解釈指針があった -----	2		1			

→※⑤について、2とご回答いただいた場合、よろしければどの基準又は解釈指針が自己評価しにくかったかをご記入ください。

	ある	ない	
⑥ 内容が重複する基準又は解釈指針があった -----	2	1	

→※⑥について、2とご回答いただいた場合、よろしければ重複していると思われる基準又は解釈指針についてご記入ください。

・基準及び解釈指針についてご意見、ご感想などをご記入ください。

## 2. 評価の方法及び内容について

評価の方法及び内容について、(1) 自己評価、(2) 訪問調査等、(3) 意見の申立ての3項目に分けて質問しますので、それぞれお答えください。

### (1) 自己評価について

強く どちらとも 全くそう  
 そう思う ← 言えない → 思わない  
 (5) (3) (1)

① 基準及び解釈指針に基づき、適切に自己評価を行うことができた -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

② 自己評価書に添付する資料は、既に蓄積していたもので十分対応することができた -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

③ 自己評価書に添付する資料について、どのようなものを用意すべきか迷った

迷った	迷っていない	
2	1	

→※③について、2とご回答いただいた場合、よろしければどのような点で迷ったのかをご記入ください。

④ 貴法科大学院の総合的な状況が広く社会等の理解を得るために、わかりやすい自己評価書を作成することができた -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

⑤ 自己評価書の完成度は満足できるものであった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

⑥ 自己評価書には文字数制限を設けているが、文字数は自己評価書を作成する上で十分な量であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※⑥について、2又は1とご回答いただいた場合、よろしければどのくらいの文字数であればよいと思うかをご記入ください。

⑦ 自己評価書の作成にあたって、すでに機構の認証評価を受けた他大学の自己評価書を参考にした -----

参考にした	参考にしなかった	
2	1	

・自己評価についてご意見、ご感想などをご記入ください。

(2) 訪問調査等について

強く どちらとも 全くそう  
 そう思う ← 言えない → 思わない  
 (5) (3) (1)

① 訪問調査の前に提示された、「書面調査による分析状況」の内容は適切であった

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※①について、2又は1とご回答いただいた場合、よろしければどのような点が適切でなかったかをご記入ください。

② 訪問調査の前に提示された、「訪問調査時の確認事項」の内容は適切であった

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※②について、2又は1とご回答いただいた場合、よろしければどのような点が適切でなかったかをご記入ください。

③ 訪問調査時に機構の評価担当者（事務担当者を除く。以下同様。）が質問した内容は適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

④ 訪問調査の実施内容（法科大学院関係者（責任者）面談や一般教員等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査、学生との面談）は適切であった

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

⑤ 訪問調査では、機構の評価担当者との間で、教育活動等の状況に関する共通理解を得ることができた -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

⑥ 訪問調査時の機構の評価担当者の人数や構成は適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※⑥について、2又は1とご回答いただいた場合、よろしければどのような人数や構成が適切であると思うかをご記入ください。

⑦ 訪問調査時の機構の評価担当者は十分に研修を受けていたと思う -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

・訪問調査等についてご意見、ご感想などをご記入ください。

--

(3) 意見の申立てについて

強く どちらとも 全くそう  
そう思う ← 言えない → 思わない  
(5) (3) (1)

① 意見の申立ての実施方法及びスケジュールは適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※①について、2又は1とご回答いただいた場合、よろしければどのような点が適切でなかったかをご記入ください。

--

② 「意見の申立ての内容及びその対応」を評価報告書に掲載したことは適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

以下は、意見の申立てを行った法科大学院のみお答えください。

③ 貴法科大学院からの意見の申立てに対する機構の対応は適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※③について、2又は1とご回答いただいた場合、よろしければどのような点が適切でなかったかをご記入ください。

--



### 3. 評価の作業量、スケジュール等について

評価の作業に関して、(1) 評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間、(2) 評価作業に費やした労力、(3) 評価のスケジュールの3項目に分けて質問しますので、それぞれお答えください。

#### (1) 評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間について

	＜作業量＞					＜作業期間＞						
	とても		とても			とても		とても				
	大きい	←	適当	→	小さい	長い	←	適当	→	短い		
	(5)		(3)		(1)	(5)		(3)		(1)		
① 自己評価書の作成 -----	5	4	3	2	1		5	4	3	2	1	
② 訪問調査の前に提示された「訪問調査時の確認事項」への対応 -----	5	4	3	2	1		5	4	3	2	1	
③ 訪問調査のための事前準備 -----	5	4	3	2	1		5	4	3	2	1	
④ 訪問調査当日の対応 -----	5	4	3	2	1		5	4	3	2	1	
⑤ 意見の申立て -----	5	4	3	2	1		5	4	3	2	1	

・評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間についてご意見、ご感想などをご記入ください。

(2) 評価作業に費やした労力について

強く どちらとも 全くそう  
 そう思う ← 言えない → 思わない  
 (5) (3) (1)

① 評価作業に費やした労力は、貴法科大学院の教育活動等の質の保証という目的に見合うものであった -----	5	4	3	2	1	
② 評価作業に費やした労力は、貴法科大学院の教育活動等の改善を進めるとい う目的に見合うものであった -----	5	4	3	2	1	
③ 評価作業に費やした労力は、貴法科大学院の教育活動等について社会から理解 と支持を得るとい目的に見合うものであった -----	5	4	3	2	1	

・評価作業に費やした労力についてご意見、ご感想などをご記入ください。

(3) 評価のスケジュールについて

- ① 自己評価書の提出時期（6月末）は適当であった  
（適当でないと回答された場合、どの時期が適当か自由記述欄にお書きください。） ---
- ② 訪問調査の実施時期（10月下旬～12月上旬）は適当であった  
（適当でないと回答された場合、どの時期が適当か自由記述欄にお書きください。） ----

適当	適当でない	
2	1	
2	1	

・評価のスケジュールについてご意見、ご感想などをご記入ください。

#### 4. 説明会・研修会等について

認証評価に関する説明会、自己評価担当者等に対する研修会、その他機構が実施する各種説明等について以下の質問にお答えください。

	強く そう思う (5)	どちらとも ← 言えない → (3)	全くそう 思わない (1)	
① 説明会の配付資料は理解しやすかった -----	5	4	3	2 1
② 説明会の内容は理解しやすかった -----	5	4	3	2 1
③ 説明会の内容は役立った -----	5	4	3	2 1
④ 自己評価担当者等に対する研修会の配付資料は理解しやすかった -----	5	4	3	2 1
⑤ 自己評価担当者等に対する研修会の内容は理解しやすかった -----	5	4	3	2 1
⑥ 自己評価担当者等に対する研修会の内容は役立った -----	5	4	3	2 1
⑦ 機構が配付している自己評価実施要項等の冊子は役立った -----	5	4	3	2 1
⑧ 機構が行った訪問説明は役立った -----	5	4	3	2 1
⑨ 説明会、研修会等における機構の事務担当者の対応（質問等に対する対応） は適切であった -----	5	4	3	2 1

・説明会・研修会等についてご意見、ご感想などをご記入ください。

## 5. 評価結果（評価報告書）について

評価結果（評価報告書）について、（1）評価報告書の内容等、（2）自己評価書及び評価報告書の公表、（3）評価結果に関するマスメディア等の報道の3項目に分けて質問しますので、それぞれお答えください。

### （1）評価報告書の内容等について

	強く そう思う (5)	どちらとも ← 言えない → (3)	全くそう 思わない (1)			
① 評価報告書の内容は、貴法科大学院の教育活動等の質の保証をするために十分なものであった -----	5	4	3	2	1	
② 評価報告書の内容は、貴法科大学院の教育活動等の改善に役立つものであった -----	5	4	3	2	1	
③ 評価報告書の内容は、貴法科大学院の教育活動等について社会の理解と支持を得ることを支援・促進するものであった -----	5	4	3	2	1	
④ 評価報告書の内容は、貴法科大学院の目的に照らし適切なものであった ----	5	4	3	2	1	
⑤ 評価報告書の内容は、貴法科大学院の実態に即したものであった -----	5	4	3	2	1	
⑥ 評価報告書の内容は、貴法科大学院の規模等(資源・制度など)を考慮したものであった -----	5	4	3	2	1	
⑦ 評価報告書の内容から、教育活動等に関して新たな視点が得られた -----	5	4	3	2	1	
⑧ 評価報告書の構成及び内容は分かりやすいものであった -----	5	4	3	2	1	

→※⑧について、2又は1とご回答いただいた場合、よろしければどのような点が分かりにくかったかをご記入ください。

⑨ 総じて、機構による評価報告書の内容は適切であった -----	5	4	3	2	1	
----------------------------------	---	---	---	---	---	--

(2) 自己評価書及び評価報告書の公表について

① 今回の評価のために作成した自己評価書をウェブサイトなどで公表している

している	していない	
2	1	

② 評価報告書をウェブサイトなどで公表している -----

2	1	
---	---	--

(3) 評価結果に関するマスメディア等の報道について

強く どちらとも 全くそう  
 そう思う ← 言えない → 思わない  
 (5) (3) (1)

① 評価結果に関して、マスメディア等から適切な報道がなされた -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

・評価結果（評価報告書）についてご意見、ご感想などをご記入ください。

## 6. 評価を受けたことによる効果・影響について

評価を受けたことによる効果・影響について、自己評価実施時点での効果・影響と機構の評価結果を受けての効果・影響とに分けて質問しますので、それぞれお答えください。(具体の活用例、改善例については、別途「7. 評価結果の活用」で質問します。)

### (1) 自己評価を行ったことによって、次のような効果・影響がありましたか

	強く そう思う (5)	どちらとも ← 言えない → (3)	全くそう 思わない (1)			
① 貴法科大学院の教育活動等について全般的に把握することができた -----	5	4	3	2	1	
② 貴法科大学院の教育活動等の今後の課題を把握することができた -----	5	4	3	2	1	
③ 教育活動等を組織的に運営することの重要性が教職員に浸透した -----	5	4	3	2	1	
④ 各教員の教育活動等に取り組む意識が向上した -----	5	4	3	2	1	
⑤ 貴法科大学院の教育活動等の改善を促進した -----	5	4	3	2	1	
⑥ 貴法科大学院の将来計画の策定に役立った -----	5	4	3	2	1	
⑦ 貴法科大学院のマネジメントの改善を促進した -----	5	4	3	2	1	
⑧ 貴法科大学院の個性的な取組を促進した -----	5	4	3	2	1	
⑨ 自己評価を行うことの重要性が教職員に浸透した -----	5	4	3	2	1	
⑩ 評価の考え方や評価方法に関する教職員の知識や技術が向上した -----	5	4	3	2	1	

・自己評価を行ったことによる効果・影響に関連して、ご意見、ご感想などがありましたらご記入ください。

(2) 機構の評価結果を受けて、次のような効果・影響があると思いますか

	強く そう思う (5)	どちらとも 言えない (3)	全くそう 思わない (1)			
① 貴法科大学院の教育活動等について全般的に把握することができる -----	5	4	3	2	1	
② 貴法科大学院の教育活動等の今後の課題を把握することができる -----	5	4	3	2	1	
③ 教育活動等を組織的に運営することの重要性が教職員に浸透する -----	5	4	3	2	1	
④ 各教員の教育活動等に取り組む意識が向上する -----	5	4	3	2	1	
⑤ 貴法科大学院の教育活動等の改善を促進する -----	5	4	3	2	1	
⑥ 貴法科大学院の将来計画の策定に役立つ -----	5	4	3	2	1	
⑦ 貴法科大学院のマネジメントの改善を促進する -----	5	4	3	2	1	
⑧ 貴法科大学院の個性的な取組を促進する -----	5	4	3	2	1	
⑨ 自己評価を行うことの重要性が教職員に浸透する -----	5	4	3	2	1	
⑩ 教職員に評価結果の内容が浸透する -----	5	4	3	2	1	
⑪ 評価の考え方や評価方法に関する教職員の知識や技術が向上する -----	5	4	3	2	1	
⑫ 貴法科大学院の教育活動等の質が保証される -----	5	4	3	2	1	
⑬ 学生(今後入学する学生を含む)の理解と支持が得られる -----	5	4	3	2	1	
⑭ 広く社会の理解と支持が得られる -----	5	4	3	2	1	
⑮ 他大学の評価結果から優れた取組を参考にする -----	5	4	3	2	1	

・機構の評価結果による効果・影響に関連してご意見、ご感想がありましたら、ご記入ください。



## 7. 評価結果の活用について

(1) 今回の評価（機構の評価結果だけでなく、貴法科大学院における自己評価及びその後の評価の過程で得られた知見を含む。）を契機として、課題として認識し、何らかの変更・改善を予定している事項（または実施済みの事項）がありましたら、その主要な事項について、簡潔にご記述ください。

また、その変更・改善の際に、今回の評価はどの程度参考になったかを5段階でお答えください。

**注：本質問は、機構の評価がどの程度対象校の改善に活用されているかを把握することにより、評価方法の改善を図ろうとするものです。貴法科大学院の変更・改善の取組状況自体を評価することを目的とするものではありません。**

非常に 参考に あまり参考に  
参考になった ← なった → ならなかった  
(5) (3) (1)

課題	(記入例) 【基準5-1-1】FDが不十分である。					
変更・改善	授業アンケートの分析・活用などの具体的方策の検討を開始した。	5	4	3	2	1
課題						
変更・改善		5	4	3	2	1
課題						
変更・改善		5	4	3	2	1
課題						
変更・改善		5	4	3	2	1

※必要に応じて、枠の数を増やしたり、縦幅を大きくしてください

(2) 貴法科大学院では、今後、次のような事柄に評価報告書を用いる予定がありますか。以下の該当する番号に○を付けるか、下の回答欄に番号を記入してください。（複数回答可）

1 貴法科大学院又は貴大学の広報誌に評価結果を掲載する。	2 貴法科大学院又は貴大学のウェブサイトで評価結果を公表する。
3 資金獲得のための申請書に記載する。	4 学生募集の際に用いる。
5 その他（具体的に）	
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <span style="font-size: 4em;">{</span> </div>	

回答欄

## 8. 本評価にあたっての予備評価の効果について

**以前に機構の予備評価を受け、今回本評価を受けた法科大学院のみお答えください。**

本評価にあたっての予備評価の効果について、以下の質問にお答えください。

強く どちらとも 全くそう  
そう思う ← 言えない → 思わない  
(5) (3) (1)

- ① 本評価を受けるにあたって、以前に予備評価を受けたことで、よい効果があった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※①について、5又は4とご回答いただいた場合、よろしければ具体的にどのような効果があったかをご記入ください。

--

## 9. 評価の実施体制について

貴法科大学院に係る評価の実施体制についてお教えてください。今後の当機構の評価を、より効果的なものとするために参考とさせていただきます。

評価（自己点検・評価、認証評価等）を行うための実施体制について、その組織名称、役割、設置形態（常設・臨時）、人数構成等をお教え下さい。「例」を適宜参考にし、わかりやすくご記入ください。（以下の「例」は削除して結構です。）既存の資料がありましたら、それを添付していただいで結構です。

(記入例)

自己点検・評価委員会  
 (役割)：評価結果についての最終決定  
 (形態)：常設  
 (構成)：学長、理事、・・・  
 (人数)：〇人

ワーキンググループ  
 (役割)：評価結果の審議  
 (形態)：常設  
 (構成)：理事、各学部長・・・  
 (人数)：〇人

評価推進室  
 (役割)：評価に関する事務  
 (形態)：常設  
 (構成)：室長、係長・・・  
 (人数)：〇人

法科大学院作業チーム  
 (役割)：データ等の収集・整理、自己評価書の作成  
 (形態)：臨時  
 (構成)：法科大学院長  
 (人数)：〇人

○○○○

---

他に具体的な説明等がありましたら以下にご記入ください。

評価の実施体制について、貴法科大学院が行っている方策・工夫等がありましたらお教えてください。また、その方策・工夫等について良かった点、悪かった点等、その他ご感想についても併せてお教えてください。

## 10. その他

認証評価機関として当機構をお選びいただいた理由や、実際に評価を受けて期待どおりであったかについてご記入ください。

その他、当機構の行う評価についてご意見等がありましたら、ご記入ください。

ご協力ありがとうございました

**評価担当者**

（法科大学院用）

平成20年度実施認証評価に関する検証のためのアンケート

ご氏名 \_\_\_\_\_

今回、当機構の評価に携わっていただき、どのように感じられたか、以下の1～6の項目について、それぞれの質問にご回答くださるようお願いいたします。

回答様式には、選択式のものと記述式のものがあります。選択式の回答については、該当する番号に○を付けるか、右端の空欄に数字をご記入ください。また、記述式の回答について、枠内に書ききれない場合には、枠を広げたり、別の紙を使用したりするなどしてご記入ください。特にご意見・ご感想がない場合には空欄のままで結構です。

いただいた回答は、選択式のものについては、原則として統計的に処理した上で、また記述式のものについては、ご氏名を伏せた上で、公表することといたします。

【回答例】

強く      どちらとも      全くそう  
そう思う ← 言えない → 思わない  
(5)                      (3)                      (1)

回答例① .....は、適切であった -----

回答例② .....は、適切であった -----

	5	4	3	2	1	3
	5	4	③	2	1	

# 1. 基準及び解釈指針について

当機構が設定した基準及び解釈指針についてどのように思われましたか。評価の目的である教育活動等の「質の保証」、「改善の推進」、「社会からの理解と支持」という目的に照らして、またそれ以外の特徴について、以下の質問にお答えください。

	強く そう思う (5)	どちらとも 言えない (3)	全くそう 思わない (1)			
① 基準及び解釈指針の構成や内容は、対象法科大学院の教育活動等の質を保証するために適切であった -----	5	4	3	2	1	
② 基準及び解釈指針の構成や内容は、対象法科大学院の教育活動等の改善を促進するために適切であった -----	5	4	3	2	1	
③ 基準及び解釈指針の構成や内容は、対象法科大学院の教育活動等について社会から理解と支持を得るために適切であった -----	5	4	3	2	1	
④ 基準及び解釈指針の構成や内容を、教育活動を中心に設定していることは適切であった -----	5	4	3	2	1	
	ある		ない			
⑤ 評価しにくい基準又は解釈指針があった -----	2		1			

→※⑤について、2 とご回答いただいた場合、どの基準又は解釈指針が評価しにくかったかをご記入ください。

	ある	ない	
⑥ 内容が重複する基準又は解釈指針があった -----	2	1	

→※⑥について、2 とご回答いただいた場合、重複していると思われる基準又は解釈指針についてご記入ください。

・基準及び解釈指針についてご意見、ご感想などをご記入ください。

## 2. 評価の方法及び内容・結果について

評価の方法及び内容・結果について（1）自己評価書、（2）書面調査、（3）訪問調査、（4）評価結果の4項目に分けて質問しますので、それぞれお答えください。

### （1）自己評価書について

強く どちらとも 全くそう  
 そう思う ← 言えない → 思わない  
 (5) (3) (1)

① 対象法科大学院の自己評価書は理解しやすかった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※①について、2又は1とご回答いただいた場合、どのような点が理解しにくかったかをご記入ください。

② 自己評価書には基準及び解釈指針の内容が適切に記述されていた -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

③ 自己評価書には必要な根拠資料が引用・添付されていた -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※③について、2又は1とご回答いただいた場合、どのような根拠資料が引用・添付されていなかったかをご記入ください。

・自己評価書の様式についてご意見、ご感想などをご記入ください（特に対象校に事前に伝えたい点、様式上の事項として不足のあった点などがあればお聞かせください）。



(2) 書面調査について

④ 機構が示した書面調査票等の様式は記入しやすかった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※④について、2又は1とご回答いただいた場合、どのような点が記入しにくかったかをご記入ください。

--

⑤ 書面調査を行うために、対象法科大学院校の提出物以外の参考となる情報(客観的データ等)があればよかった。-----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※⑤について、5又は4とご回答いただいた場合、どのような情報(客観的データ等)であったかをご記入ください。

--

・書面調査についてご意見、ご感想などをご記入ください。

--

(3) 訪問調査について

強く どちらとも 全くそう  
 そう思う ← 言えない → 思わない  
 (5) (3) (1)

① 「訪問調査時の確認事項」に対する対象法科大学院の回答内容は適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

② 訪問調査によって不明な点を十分に確認することができた -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※②について、2又は1とご回答いただいた場合、どのような点が確認できなかったかをご記入ください。

③ 訪問調査の実施内容(法科大学院関係者(責任者)面談や一般教員等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査、学生との面談)は適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※訪問調査の実施内容のうち、特に充実又は簡素化すべきものがあれば、ご記入ください。

④ 訪問調査では、対象法科大学院と、教育活動等の状況に関する共通理解を得ることができた -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

⑤ 訪問調査時の機構の評価担当者(事務担当者を除く)の人数や構成は適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※⑤について、2又は1とご回答いただいた場合、どのような人数や構成が適切であるかをご記入ください。

⑥ 訪問調査における機構の事務担当者の対応は適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

・訪問調査についてご意見、ご感想などをご記入ください。

(4) 評価結果について

強く どちらとも 全くそう  
 そう思う ← 言えない → 思わない  
 (5) (3) (1)

① 自らが担当した書面調査、訪問調査の内容は、評価結果に十分反映された ----	5	4	3	2	1	
② 第1章から第10章の評価で、基準を満たしているかどうかの判断を示す という方法は適切であった -----	5	4	3	2	1	
③ 評価結果全体としての分量は適切であった -----	5	4	3	2	1	
④ 評価報告書の最初に、全体の評価結果と併せて対象法科大学院の「主な優れた 点」、「主な改善を要する点」を記述するという形式は適切であった -----	5	4	3	2	1	

・ 評価結果についてご意見、ご感想などをご記入ください。

### 3. 研修について

機構が実施する研修について以下の質問にお答えください。

強く どちらとも 全くそう  
 そう思う ← 言えない → 思わない  
 (5) (3) (1)

① 研修の配付資料は理解しやすかった -----	5	4	3	2	1	
② 研修の説明内容は理解しやすかった -----	5	4	3	2	1	
③ 研修の内容は役立った -----	5	4	3	2	1	
④ 書面調査のシミュレーションは役立った -----	5	4	3	2	1	
⑤ 研修に費やした時間の長さは適切であった -----	5	4	3	2	1	

・研修についてご意見、ご感想などをご記入ください。

#### 4. 評価の作業量、スケジュール等について

評価の作業に関して、(1) 評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間、(2) 評価作業に費やした労力、(3) 評価作業にかかった時間数の3項目に分けて質問しますので、それぞれお答えください。

##### (1) 評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間について

	<作業量>					<作業期間>								
	とても 大きい (5)	← 適当 (3)	→ 小さい (1)			とても 長い (5)	← 適当 (3)	→ 短い (1)						
	① 自己評価書の書面調査 -----	5	4	3	2	1			5	4	3	2	1	
② 訪問調査への参加 -----	5	4	3	2	1			5	4	3	2	1		
③ 評価報告書原案の作成 -----	5	4	3	2	1			5	4	3	2	1		

・評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間についてご意見、ご感想などをご記入ください。

(2) 評価作業に費やした労力について

強く どちらとも 全くそう  
 そう思う ← 言えない → 思わない  
 (5) (3) (1)

① 評価作業に費やした労力は、対象法科大学院の教育活動等の質の保証という目的に見合うものであった -----	5	4	3	2	1	
② 評価作業に費やした労力は、対象法科大学院の教育活動等の改善を促進するという目的に見合うものであった -----	5	4	3	2	1	
③ 評価作業に費やした労力は、対象法科大学院の教育活動等について社会から理解と支持を得るという目的に見合うものであった -----	5	4	3	2	1	

・評価作業に費やした労力についてご意見、ご感想などをご記入ください。

(3) 評価作業にかかった時間数について

評価作業にかかったのべ時間数（部会、訪問調査への出席を除く）について、以下の項目ごとに概数でお答えください。

① 自己評価書の書面調査	およそ		時間
② 訪問調査の準備	およそ		時間
③ 評価報告書原案の作成	およそ		時間

・評価作業にかかった時間数についてご意見、ご感想などをご記入ください。



## 5. 評価部会等の運営について

評価部会、専門部会の人数や構成、運営について以下の質問にお答えください。

強く どちらとも 全くそう  
 そう思う ← 言えない → 思わない  
 (5) (3) (1)

① 評価部会、あるいは専門部会の委員の人数や構成は適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

② 部会運営は円滑であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

・評価部会等の運営についてご意見、ご感想などをご記入ください。

## 6. 評価全般について

評価を行ったことによる効果・影響など評価全般について以下の質問にお答えください。

	強く （5）	どちらとも （3）	全くそう （1）		
① 今回の評価によって対象法科大学院の教育活動等の質が保証されると思う -	5	4	3	2 1	
② 今回の評価によって対象法科大学院の教育活動等の改善が促進されると思う -----	5	4	3	2 1	
③ 今回の評価によって社会の理解と支持が支援・促進されると思う -----	5	4	3	2 1	
④ 自己の専門知識・能力を評価作業・評価結果に活かすことができた -----	5	4	3	2 1	
⑤ 今回の評価作業で得た知識を自身の所属組織の運営等に活かすことができた	5	4	3	2 1	
⑥ 総じて機構の認証評価を経験できてよかった -----	5	4	3	2 1	

・評価全般（評価に携わっていただいて感じたことも含め）についてご意見、ご感想などをご記入ください。

ご協力ありがとうございました

